

平成 1 8 年 6 月 2 0 日開会  
平成 1 8 年 7 月 1 1 日閉会

平成 1 8 年 6 月

第 1 回 定 例 会 会 議 録

( 第 2 日 6 月 2 6 日 )

小 豆 島 町 議 会

平成18年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第2号)

平成18年6月26日(月)午前9時30分開議

第1 施政方針に対する質問

第2 一般質問 5名

第3 「議案第22号・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から「議案第35号・平成18年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」に対する質疑、討論、採決及び委員会付託

開議 午前9時30分

議長（中村勝利君） おはようございます。

大変お忙しいところ、20日に引き続きお集まりくださりましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時30分）

直ちに日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 施政方針に対する質問

議長（中村勝利君） それでは、日程第1、施政方針に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

質問の順序は議席順としますが、1番副議長が質問される場合は最後をお願いします。

なお、質問者は私を除いて全員であり、相当時間がかかるものと予想されますので、質問と答弁は簡潔明瞭でお願いしたいと思います。

なお、質問については登壇でお願いいたします。再質問については、自席でお願いをいたします。町長の答弁は、自席でお願いをいたします。

それでは最初に、2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 町長の施政方針に対する質問といたしまして、私の方からは農業振興の具体的方策はということで耕作放棄地や荒廃地に対する施策と、2番目に環境問題等で農業生産資材廃棄物流通処理推進対策というのがございますが、それに対する対策もしくは現状、3番目といたしまして、団塊の世代と言われます年代がもう近々定年になります。そういう方々は地域住民の中心的世代でございますので、そういう方をどうやって農業面に入らせていただくか、そういうことを方策としてありますかということをお尋ねしたいと思います。

大きな2番目としまして、小豆島オリーブ公園、小豆島ふるさと村等の第三セクター的な、今は管理を任せておりますが、そういうふうな団体の経営状況、町からの助成金もしくは経営状況が悪い場合は合併等を先々考えられるのであるかと、そういうことをお尋ねいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 2番議員のご質問にお答えをいたします。

本町の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や、また農業離れによる担い手不足によりまして遊休農地や荒廃農地が増加いたしまして、産業面のみならず環境や、また景観保全など、また防災面などからも大きな問題であると認識をいたしておるところでございます。

このような状況のもとで本町の農業振興につきましては、地域の実情に合った振興策を講じなければならないと考えております。昨年9月に、戦後最大の農政の改革とも言える食料・農業・農村基本計画が策定されまして、それに基づき10月には経営所得安定対策大綱が決定をいたしました。しかし、残念ながら国の施策は、どちらかといえば大規模農家中心となっております、小豆島のような小規模農家には大変厳しいものとなっておりますのでございます。町といたしましては、今後はより地域の実情に合った対策を講じていくよう関係機関とも協力して国、県に要望してまいりたいと考えておる次第でございます。

具体的振興策といたしましては、引き続き中山間地域直接支払制度を実施いたしますとともに、平成19年度から実施予定の農地・水・環境保全向上対策に積極的に取り組みまして、生産振興はもとより豊かな自然環境、美しい景観の保全、また防災面など農業が有する多面的な機能の維持増進に努める所存でございます。

また、中山間地域総合整備事業、また中山間地域総合農地防災事業や単独県費補助事業などのできる限りの有利な補助事業に取り組みまして、農道また用排水路、ため池などの生産基盤整備を推進いたし、農作業の効率化と省力化を図り、また農地の利用集積、また地域農業者の集団化を推進するとともに、主要な農産物である花卉栽培を中心とした施設園芸作物や地域の特性を生かした農業、またオリーブの農産物としての定着化のために、各生産者部会に対する助成を行います。

加えて、今年度の実施予定のネットハウス整備事業のような地域特産物の品質や付加価値向上のための事業や新規作物導入試験、また農産物の加工化研究など生産者団体の積極的な活動に対しまして、できる限りの支援をするなど、農業生産者のご意見、ご提言を参考にして、農業委員会、小豆農業改善普及センター、JA等関係機関などと連携を密にしまして、小豆島町の農業振興に努めたいと考えておる次第でございます。

第2点目の小豆島オリーブ公園、またふるさと村の経営状況、また今後の方針というようなことですが、小豆島オリーブ公園、また小豆島ふるさと村の経営状況につき

ましてのご質問ですが、両施設とも小豆島の魅力を増すために先人が整備をしてきた施設でありまして、三セクが経営する施設といたしましては、これまで頑張ってきたのではないかと考えております。

今後の方向につきましては、小豆島オリーブ公園と小豆島ふるさと村は小豆島における重要な体験型・滞在型観光施設と認識いたしておりますので、相互連携を図りながら集客力の向上に努めたいと考えております。

また、今年度から両財団とも指定管理者としての施設管理を行うということでございまして、より効率的な運営が可能となってまいりますので、収支も改善するものと考えております。

経営状況につきましては、担当課長から説明をさせます。

次、担当課長より説明を願います。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（真渡 健君） 最初に、財団法人小豆島オリーブ公園の経営状況でございますが、平成17年度の公園部分、テニスコート、オートビレッジYOSHIDA等の管理を行う公益部門の事業におきましては、県及び町からの委託料等によりまして当期収入が約5,200万円で、収支差し引きが約67万円の赤字でございます。

公園売店、オートビレッジYOSHIDA、サン・オリーブの管理を行う収益事業につきましては、売店、レストラン等の売り上げが約3億4,700万円、宿泊施設、ホール使用料等が約1,700万円、町補助金1,250万円、雑収入を合わせますと、当期収入合計が約3億8,150万円で、収支差し引きが約45万円の赤字でございます。

個別で見ますと、オリーブ記念館部門で売店喫茶等の売り上げが前年度比2.1%の減、宿泊施設使用料が前年度費1.2%の減、オートビレッジYOSHIDAのキャンプ場売り上げが4.8%の増、温泉売り上げが4.3%の増、サン・オリーブの温泉売り上げが3.4%の減、レストランが11.9%の減となっております。

続いて、ふるさと村の経営状況でございますが、平成17年度の公益部門の使用料収入におきましては、ファミリープールが約614万円で前年度比11.6%の減、キャンプ場が約871万円で前年度比5.9%の減、ロジック関係で約3,870万円で前年度比5%の増、国民宿舎全体で約1億5,100万円で前年度比5.5%減となっております。収益事業では、喫茶売店等の売り上げが約1億1,960万円で、前年度比8.6%の増となっております。

ふるさと村全体では当期収入合計が約2億5,950万円で、前年より約2,190万円増加しておりますので、約53万円の黒字でございます。愛知万博の影響もあり、小豆島の観光客も減少しましたが、ふるさと村では年間約21万7,000人の利用者があり、前年度から14.1%増加しております。

以上です。

議長（中村勝利君） 2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） ただいまのところ農業生産流通廃棄物の方の返答がないんですけどね、それはわかりませんか。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 農業生産流通廃棄物の対策につきましては、また今後農業関係者、またJA等も相談しながら、その対策に進めてまいりたいと思います。

また、それとあわせて農地・水・環境保全向上対策事業、これは地域集落全体でその地域の環境を保全していくという対策でございますので、そういう廃棄物対策もあわせて地域も一体となって、これからの対策に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） 2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 中山間地域等支払制度に取り組んでいる場合は、活動の要件が異なりますというので、この水資源、環境ですか、19年度から発行される事業に対しては、池田町の場合は通常のと違う場合があるみたいなんですけども、その辺のところはどうなってるんでしょうか。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 農地・水・環境保全向上対策につきましては、先ほど町長からも申し上げましたように、平成17年10月に国において経営所得安定対策大綱が決定され、その大綱の3本柱の一つが農地・水・環境保全向上対策でございます。この対策は、農地や農地周辺の水路、農道などは、食糧の安定供給や農業の多面的機能の発揮を支える社会共通の資本であり、これらの多くは集落などの共同活動により今まで保全管理がなされてきたものでございます。しかし、近年高齢化や混住化などの集落機能の低下により、地域の共同活動にも衰えが見られることから、農地、水、環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的としたものでございます。

それで、農業者や地域住民など地域ぐるみで活動組織を設置し、農道また水路などの草

刈り、維持管理修繕やため池などの保守管理の徹底など、今までより一定以上の効果の高い保全活動、また農業者ぐるみで、先ほども申しあげましたように環境保全に向けた、これは減農薬とかというような栽培推進とかというような先進的な営農活動に対して支援をする制度で、これが平成19年度からの実施の予定となっております。

簡単に申し上げますと、現在実施をしている中山間地域等直接支払制度の平地版と考えていただけたらと思いますが、ただ議員さんからも質問がありましたように、今までの制度と違うのは、農地所有者のみでなく、地域住民が一緒になった地域ぐるみでの共同活動であり、また農地だけでなく対象区域内の集落の水路、道路などの管理、修繕、また保全活動が必要となってまいります。

そして、支援の内容といたしましては、対象区域内の農振農用地に対しまして、田で10アール当たりであれば4,400円、畑であれば2,800円を交付して活動を支援するものでございまして、交付金の内訳は国が50%、県が25%、町が25%となっております。

以上で説明を終わります。

議長（中村勝利君） よろしいですか。

先ほどの2回目の分、こちらの答弁が落ちておりましたので、それでは2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） それで、農業使用済みプラスチック類のリサイクル率の設定についてというのがあるんですけども、香川県におきまして小豆地域いうんはリサイクル率がゼロなんです。県下平均が36%、全国平均が平成15年度48%ですか、平成17年度、去年の場合、香川県が47.4%のリサイクル率になっとんですよ。ほんで、小豆の場合、小豆営農センター管轄で一カ所にまとめて、高松の方の埋立処理の方に回るとるようなんで、その辺のところをリサイクル率をもっと上げるように町の方から指導していただきたいということで、私も農業に関係してございまして、生産資材等つくづく野焼き等は昔はよくありました。そういうことが環境を非常に害するということで、昔から心を痛めておりました。農薬等の容器等もそうです。だから、そういうものをきちっと処理できるような体制を町からももっと指導していただきたいと思います。

質問を終わります。

議長（中村勝利君） 答弁よろしいですか。

（2番藤本傳夫君「はい」と呼ぶ）

次、3番森口議員。

3番（森口久士君） 町長の施政方針について、4点、質問させていただきます。

まず第1点目、子育て、子育て支援の充実についてお尋ねいたします。

次世代育成支援行動計画に基づき、地域全体での子育て支援を行うとありますが、具体的な方策はどのようになっていますか。この子育て充実対策については、少子化対策にも関係する重要な問題です。次代を担う子供たちが健やかに育つための環境整備はもちろんのことですが、安心して子供を産み育てられる体制づくりが少子化対策にも必要と思われまます。平成17年3月に次世代育成支援行動計画が作成されて1年が経過します。この行動計画は平成17年度から21年までの5カ年の数値目標としてスタートしています。これまで1年経過しましたが、進捗状況はいかがなものですか、お尋ねします。

また、行動計画は旧内海町、池田町でそれぞれ計画されていますが、今後小豆島町としての行動計画を練り直す必要があるのか、お尋ねします。

旧池田町での行動計画では、町民一人一人が子育て支援の重要性を理解し、それを取り組み、実践、継続していくため、広報紙などでこの計画内容を公表して周知徹底を図り、住民の協力を得ることを計画していましたが、引き続きされていますか、お尋ねします。

2点目の医療体制の強化についてですが、治療の現場に優秀な人材を確保することは重要であり、医療職の確保と研修に努め、安定、継続した医療の実現を目指しておりますということですが、特に最近産婦人科医の人材不足が深刻な問題となっています。小豆島でも島という事情から、産婦人科医の確保は重要課題です。幸い、内海病院では1名の産婦人科医が常勤しており、妊産婦に安心感があります。安心とゆとりを持って子育てをする少子化対策とともに、次世代育成支援行動計画にも連携する産婦人科医の1名増員は考えられないか、お尋ねをいたします。

国においては、最近医療体制の集約化ということで、日本産婦人科学会の医療提供体制検討委員会は4月、分娩施設の集約化を提唱しました。そして、産科医圏ごとに産科医10人以上を集めた24時間救急対応の中核的病院を置き、地域病院や診療所と役割分担、連携する、また急変時30分以内に帝王切開が可能な体制が原則と、こういうようなことで検討されておるということですが、厚生労働省も基本的には同じ考え方で、集約先の病院には5人以上の産科医と、こういうことにしておるということですが、厚生労働省は都道府県に対し、今年度中に集約計画を求めているということでございます。こういう状況において内海病院の、先ほど言いましたが、産婦人科医師の確保は大丈夫ですかということでお尋ねをいたします。

3点目の防災、防犯の強化についてですが、防災行政無線の整備についてお尋ねをいたします。

災害発生時の情報伝達に欠かせないのは防災行政無線です。過去の貴重な経験から、旧池田町では防災行政無線と避難所の整備をしてきましたが、防災行政無線は耐用年数も過ぎ、機材の劣化、建物の機密化など、確実な周知が困難となっています。旧内海町も同様に耐用年数を過ぎてしていると聞いております。早急に防災行政無線の一体的な整備に着手するということですが、どの程度の予算規模を見込んでいますか。また、どの程度の整備の期間を予定していますか。

現在のアナログ方式からデジタル方式への更新の機会に個別受信機を設置する場合、個人負担はどのようになりますか。

また、旧町のと き 工事を地元業者に という 嘆願書が出ていると聞きますが、どのように考えていますか。

4点目の農林水産業の振興について。

国において平成19年度から実施予定の、先ほども質問でありましたから、この辺はあれしすけども、この申請というんが7月末までと聞きますが、来年19年度に適用を受ける場合、この7月末ということになっておりますので、対応はどのように考えていますか。

それから、平成17年9月に池田町の実態に即した担い手の明確化を推進し、認定農業者の育成、確保や集団営農の組織化、法人化など多様な担い手を育成し、池田町農業の振興に資することを目的に池田町担い手育成協議会が設立されました。町の合併後、協議会の動きはありませんが、どのようになっていますか。

17年度に農業委員が調査いたしました一筆調査の結果は、どのようになっていますか。また、その対応はどのように考えていますか。

最後になりますが、施政方針の中には、菊、すもも、花卉などについての対策というのが出てきてないのは非常に残念です。どのように考えていますか。

以上、お尋ねいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

第1点目の子育て、子育て支援の充実ということでございますが、次世代育成支援行動計画に基づきまして、地域全体で子育て支援を行うということでございまして、具体的な

方策という質問でございます。

次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法の基本理念に基づきまして、合併を見据えて内海町と池田町が同じ内容で地域の現状を踏まえつつ、子育て支援を総合的、計画的に推進していくために、平成17年度を初年度に平成26年度を目標年度とする10年間の計画として策定をいたしております。

ご質問の地域全体で子育て支援を行う具体的な方策について、計画では4つの基本目標を定めておりまして、第3の目標として地域全体で子育てを支援することができるとして、その達成のためには、まず1つには子育て支援ネットワークが構築されていると、それから2点目には地域に住んでいるいろいろな人との交流ができる。また3番目には、子育てと仕事の両立できる社会環境が整備されている。4番目には、子供連れでも外出しやすいまちづくりが行われている。5番目には、子供の安全に配慮された地域社会が形成されているという必要条件を5項目定めております。

具体的な方策としましては、担当課長から説明をさせます。

それから、第2番目の医療体制の強化で、産婦人科の確保についてでございますが、全国的に勤務医不足が叫ばれておりますが、離島や過疎地である僻地におきましては、地域医療の確保や病院の存続までもが危惧をされております。とりわけ、産婦人科と小児科の医師不足は深刻な状況であります。

産婦人科の勤務医不足の要因というんですか、原因は、早期に産科医局を離れて、他の診療科への志望を変更する者が増加していると、また深夜の呼び出しが多く、拘束時間が長い。それから、肉体的、精神的にも負担が大きい。それから、少子化の進行の状態では、産科を目指す医師が減少しておると、訴訟の多い診療科であるというようなことで敬遠をされております。こういうようなことが関係医学会では報告されておる状況でございます。

内海病院の産婦人科は、平成8年から香川医大の産婦人科医局からの派遣が開始されておりまして、2名体制での診療でありましたが、平成15年からは現在の1名体制での診療を継続しております。その後も複数体制の要望としては、香川大学医学部の医局との協議と要請を、また香川県の医務国保課には派遣申請の依頼を継続して行っておりますが、実現には至らないという状況でございます。

坂出市立病院では、産婦人科の勤務医を大学へ引き揚げることから、本年7月からの分娩は休止になったと聞いております。内海病院の産婦人科医師の確保については、幸いに

して香川大学医学部の、離島である小豆島、ひいては内海病院に対する深い理解と副院長でもある担当医自身の地域医療への積極的な取り組み姿勢によるところが大きいと認識しております。今後も担当医を初め、小児科医師、助産師、また看護師などスタッフの協力体制のもとに、継続した診療を目指してまいります。

内海病院の産婦人科の医師は、小豆島で1人の産科医師であります。将来的な地域医療の確保は、政治や行政の責任でもあると言われております。今後とも医師確保のために、行政と議会が一体となって取り組むべき課題であると認識しておりますので、議員の皆さんのご支援、ご協力を特にお願い申し上げる次第でございますが、2人医師は望むんですが、今のところ非常に難しいということで、1人が確保できておるという状況でございます。

それから、3点目の防災無線の整備についてでございますが、我が町には過去大きな災害が起きた経験がございますし、最近地震災害の発生が懸念されておりました、地域防災力の向上は本町行政の大きな課題でございます。本町の建設計画におきましても、みんなで支え合う災害に強いまちづくり推進プロジェクトを掲げまして、この中で防災行政無線の整備を行うということをしております。整備の方向につきましては、担当課長から説明をさせます。

次に、最後の4番目の質問、農林水産でございますが、これは担当課長に答弁をさせます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 1の子育て支援ネットワークが構築されているにつきましては、地域子育て支援センターを子育てに係る情報提供の拠点として子育てボランティアの育成、母子愛育会などの子育てサークルの育成、主任児童委員等による相談支援、家庭教育学級等の推進を図る事業がございます。

地域に住んでいるいろんな人との交流ができるにつきましては、地域の自然環境や伝統文化に触れることのできる行事や事業に参加したり、子供会活動、住民間の交流や触れ合いを図ったり、子育てサークル、民生委員、母子愛育会等の交流を図るなどの事業があります。

3の子育てと仕事の両立できる社会環境が整備されているにつきましては、保育サービスの充実、放課後児童クラブの充実、安心して子育てのできる職場環境の啓発などがあります。

4の子供連れでも外出しやすいまちづくりが行われているにつきましては、乳児連れで利用のできる歩道のバリアフリー化や商業施設整備の啓発等が上げられます。

5の子供の安全に配慮された地域社会が形成されているにつきましては、地域の公園の整備、通学路の整備、防犯活動の推進等の事業となっております。

このような計画の中で、平成18年度の予算としては、民生委員活動補助金、母子愛育会補助金、放課後児童クラブ事業、母子福祉施設事業、小豆島こどもセンター事業、少年育成事業、子供会補助金等を計上し、各種事業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の進捗率につきましては、教育委員会、健康増進課、住民福祉課、各課それぞれに取り組んでおるところでございます。進捗率を幾らというのは特に出しておりません。

それと、内海、池田、それぞれ別々に計画を策定してございますが、内海と池田それぞれ同じ基準で策定しておりますので、特に早急に計画の見直しが必要はないと考えております。

次に、今年中には昨年に引き続いて子育て支援ネットワークの開催、また広報での啓発等を今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 内海統括室長。

内海統括室長（八代 豊君） 3番議員の第3点目の防災行政無線の整備についてお答えいたします。

現在の小豆島町の防災行政無線につきましては、旧内海町と旧池田町の2系統で運用いたしております。旧内海町の防災行政無線につきましては、平成4年度から現在の方式に更新いたしまして運用しております。内海庁舎に親局を、そして太陽の丘付近に中継局を設置し、固定系につきましては内海地区内48カ所に屋外子局を設けて、スピーカーですね、設けて、町民の皆様にお知らせや非常時の放送を行っております。

なお、この固定系につきましては、内海地区内の7つの公民館と内海分署、消防の内海分署ですけれども、そちらからもN T Tの専用回線を使って親局と接続しておりまして、各公民館からも地区内の放送ができるシステムを採用いたしております。

また、移動系につきましては、携帯型無線機を10ワット10台と5ワット7台を内海地区内の遠隔地の自治会、自主防災組織になろうかと思っておりますけれども、自治会に配備し

て、台風時などの非常時の情報伝達に活用しております。

一方、旧池田町の防災行政無線につきましては、池田庁舎に親局を設置し、固定系につきましては池田地区内の27カ所に屋外子局、スピーカーを設けて、町民の皆様にお知らせや非常時等の放送を行っております。

なお、各自治会から地区住民へのお知らせ等につきましては、町の固定系とは別個に有線で、これは蒲生地区は屋外子局を使用しておりますけれど、その他は有線によって各自治会から放送しております。

また、移動系につきましては、池田地区の場合は小豆島町消防団池田方面隊が使用しております、10ワット無線機が12台、内訳は車載型が10台、携帯型が2台、それと1ワットの無線機が11台、これは全部携帯型でございます。を配備して、火災や台風などの非常時の情報伝達に活用しております。

なお、合併に当たりまして、このような形の2系統で別々の対応になっておりますけれど、合併にあわせまして内海庁舎と池田庁舎を遠隔操作で結びまして、内海庁舎からは全町的な、これは旧内海、旧池田含めて放送ができる体制は、この合併にあわせて対応させていただきます。

そのような形で、このようなことから現在の小豆島町には、一つの町に防災行政無線が固定系と移動系それぞれ各2波、2つの波が割り当てられておりますが、これは合併に伴っての一時的な割り当てでありまして、早い時期に一つの1波に移行するよう、これは国から指導もあります。そのようなことから、本年度に基本計画と実施計画を策定して、19年度、20年度の2カ年で防災行政無線の整備を行う予定にしております。

現在、新町の防災行政無線を整備するに当たって基本計画を策定中ではありますが、固定系につきましては、現在の屋外子局方式は引き継ぐことといたしまして、加えて近年の機密性の高い住宅においては、防災情報の提供に支障を来しているような状況等から、新たに全戸に個別受信機を設置すべく計画をいたしております。

なお、屋外子局につきましては、全戸に個別受信機を設置するため、現在設置しております屋外子局数が今のでいいか、妥当かどうかにつきましても、今後検討してまいりたいと思っております。

また、各公民館、これは内海地区ですけど、あるいは各自治会、これは池田地区になりますけれど、からの放送につきましては、今後公民館、自治会等のご意見をお聞きして、よりよいシステムに移行してまいりたいと、このように考えております。

移動系につきましては、内海地区では遠隔地の自治会の情報伝達に、また池田地区では消防団活動に活用しているため、その活用方法が異なっておりますことから、今後の整備に当たりましては、これらの点について解決を図らなければならないと考えております。

ただ、幸いにも今般の防災行政無線の整備に当たりましては、これも国からアナログ方式からデジタル方式に切りかえるよう指導を受けております。このようなことで、このデジタル方式の利点につきましては、割り当て電波が1つの波、1波でも2系統に分けて利用が可能なことから、今般の移動系の整備に当たりましては、消防団用また自治会用に分けて整備してまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、現在新町における防災行政無線の基本計画を策定中でありますので、さきに述べました問題点のほか、今後自治会等のご意見などもお聞きして、これらの計画の中に反映するとともに、デジタル化に伴うメリットを生かして、多機能な設備整備についても検討してまいりたいと考えております。

このようなことから、これらがある程度固まった時点で概算事業費が算出できると思えますので、事業費等につきましては、いましばらく時間をいただきたいと考えております。

なお、この防災行政無線を整備する際の財源につきましては、合併特例債を充てる予定にしております。

以上が防災行政無線整備事業についてでありますけれど、8月末ごろには基本計画の骨子がまとまる予定でありますので、その時点で議員の皆様にもご説明申し上げ、ご意見をお聞きしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、個人負担、それから地元業者等のお話、ご質問もありましたけれど、個人負担につきましては、事業費等にもかかわってくるようなことでありますけれど、設置につきましては当然のことながら各戸、各家庭ですね、各家庭と、それから公共施設、いわゆる町の各機関の施設、それから事業所等にも配置すべきかと考えております。そのようなことで、各戸についてはできるだけ負担は要らないような方向で臨みたいとは思っておりますけれど、ちょっと公共施設につきましては、事業所等につきましては当然のことながら多少は負担いただくような、それは一応全体の中を見て財政的な部分を見ながらという形でご理解いただきたいと思っております。

それと、もう一点の当然のことながら個別受信機等につきましては、戸数が約7,000戸程度の一応見込みで今現在は進めております。そのようなことから、当然業者等につ

きましては、当然全体の部分については大きな業者になろうかと思えますけれど、個々への設置につきましては当然事情がよくわってるような地元業者について対応をお願いするような方向、そういうなふうな形を今現在考えております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 3番議員の第4点目のご質問の4点について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の19年度で実施をする農地・水・環境保全向上対策では7月末までに対応しなければならないが、どうなっているかというご質問でございますが、確かに19年度から国の補助事業ということでやるとなれば、県の方へ7月末まで、遅くても8月の中旬ごろまでに手を挙げなければならないということをおっしゃっております。実際には非常に合併等の絡みもありまして対応ができており、また県の方からのこの事業の詳細についても、まだまだわかりにくい点がありましたので、地元の方に対応はできていないのが現状でございますが、町といたしましては、これにつきましては農振農用地面積に対する補助ということで、集落外も含めての整備を環境対策をしなければならないんですが、実質その補助金がいただけるのは農振農用地面積のみというようなこともございますので、その辺で町内で対応ができる区域を選定をいたしまして、その地区についてまずどうするかというご説明を7月初旬には入っていき、まずそれで手を挙げるかどうかということをお7月末までに決めていただき、町の方で面積を確定して県の方へ申請をし、また国の方へ申請をするという手順で早急に対応をしていきたいと考えております。

それから、2点目の担い手育成支援協議会についてでございますが、ご質問のとおり担い手育成支援協議会というのが担い手育成対策のために昨年設置をされております。ただ、これは旧池田町のみでなく旧内海町、その2町とも組織済みの団体でございますので、規約等につきましてはほぼ目的も同じということから、ほぼ同じでございます。

そうすることで、現在はその2つでということ、2つを合わせて活用したらということではやっておりますが、ただその目的また推進方策につきましては、十分新町の振興策とあわせまして再度見直しを図り、またその委員さんにつきましても再度見直しといたしますが、委員さんもダブルでおられる方が大変たくさんおりますので、その辺の再編成を早い段階でいたし、小豆島町の農業振興機関として活躍をしていただきたいなということで今準備をしております。少しおくれっておりますが、今準備をしている段階でございます。ご理

解を願いたいと思います。

それから、3点目の一筆調査の結果でございますが、これにつきましては昨年度池田町では農業委員会の委員さんが中心となって今後守っていかなければならない農地、平地部分を主に各地区ごとに現況調査を実施をしていただいたわけでございます。荒廃地、遊休農地、それから大きく分類した作物ごとの耕作状況という形での調査ができております。

それで、3月にそのまとめを実施をいたしております。ただ、総括的なまとめが実は大変残念ながら、できておりません。そういうことで、それとあわせて小豆島町の新しくできた農業委員会の中で農業委員さんには、これは旧池田町だけでなく全町にわたってやはりこういう調査をして、それをもとに農地の利用集積、また農業者の集団化などの、そういうふうなことに活用したいということで、現在農業委員さんにも協力をお願いしております。これにつきましても、農業委員さんのご理解とご協力、またほかの関係者のご理解とご協力によりまして、できる限り早い時期に全町での調査を行い、まとめをいたしたいと考えております。

それから、4点目の菊、果樹などの対応につきましてでございますが、先ほども町長の答弁の中で2番議員の答弁の中で申し上げましたように、県営事業また単県の補助事業等有利な補助事業の活用によりまして生産基盤の整備、また小豆島町では旧内海、池田、両町が実施をしていた生産者団体への補助金はすべて引き続いて実施することとして予算も計上しておりますし、また補助事業につきましても、本年度でありましたら、先ほど町長が申し上げましたようにネットハウスの整備事業、これはJA、香川県、池田花卉部会が事業主体でございますが、これにつきましても昨年と同様の補助を計画をしているものでございます。

そういうことで、財政事情も大変厳しい折ではございますが、今後も農産物の付加価値向上や、また農業生産活動の省力化などの農業生産者自身の積極的な、また前向きの活動にはできる限りの支援が必要であるとは考えているところでございます。

ただ、いずれにいたしましても農業振興につきましては、農業関係者、また農業関係団体、関係機関のご理解とご協力が必要不可欠でございますので、農業委員会、またJA、小豆農業改良普及センターなど関係機関との連携を密にして、行政のみでなく農業関係者全体で取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 申しわけありません。時間がもう多分いっぱい来とんかなという感じがするんで、子育て、子育て支援については後の方もおりますので、すると。

それから、医療体制の方については極力頑張っていたきたいと、小豆島出身の子が小豆島へ帰ってお産するというようなケースもございます。こういうことがなくなると、だんだんこの島のイメージというのは悪くなるということで頑張っていたきたい。

それから、防災無線の分につきましては、大体现在の予定というんが19年、20年で整備するということですが、これは今現在難聴地域におきましては方式が変わるから、個別受信機を取り入れるのを待っておるといような方もおりますので、これは19年、20年をできるだけ短い期間で整備していただきたいと、このように思います。

それから、農業振興については、これは基本的に私は旧池田町ということ余り強調するのはいかなもんかと思いますが、実は池田町は花卉という大きな産物、現在は衰退しておりますが、これによって町が発展してきたということがございますので、これが施政方針の中から消えているということに対して私は、今答弁はありましたけども、もっと表面に出て、これも検討するんじゃということも皆さんにわかっていただくということも大事ではないかと思っておりますので、こういう意味も含めましていろいろ町長、旧内海町は特にご存じだろうと思っておりますが、池田町についてはいろいろまだまだわからないと思っておりますので、各地区で会を持つなりして住民との対話を持っていただきたい、こういうことで意見として終わります。

質問を終わります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番議員の再質問に対してのお答えをさせていただきます。

最後に言われました農業振興の問題でございます。

今までこの2町合併いたしまして、ご存じのとおり旧内海町は農業は3.9%、第1次産業、農業、漁業合わせて3.9%でした。そういうことから第2次産業が非常に活発で食品製造業、そういうのが活発でございました。そういうことから、また一方旧池田町におきましては、農業が主体でこられてきております。そういうことで、私はこの合併につきまして、第2次産業の内海と第1次産業の池田とが一緒になることによって、バランスのとれた地域が町ができるんだと、こういうな感じも持っております。

そういうことで、やはり今度合併しまして6.9%が第1次産業と、こういうことになりました。内海は3.9%でしたが、2町合併して小豆島町は6.9%ということですが、それにいたしましても日本の歴史文化、その地域は、いわゆる農業主体でございます、農耕民族でございます、そして農業をやることによって集落をつくり、また道路をつくり、また神様をつくり仏様をつくって、地域で共同して助け合うて生活していったし、狩猟民族でなくて農耕民族でございます。そういう中で、この小豆島もそういう伝統の中で今日までやってきたわけでございます、小豆島にはそういう農地、土地の環境、これはみんなでお守っておるということでございます。最近、都市化、都市と地方の戦いと、こういうことで最近の政治はどうも都市の方に傾いておると、地方を忘られておると、そこで格差ができておると、こういうこともございます。

基本的には、そういう農村主義がやはり日本の民族の中には血が流れておるし、またそういう生活をしてきたということでございます、決しておろそかにするわけじゃなくて、かえって一緒になって農業も振興、これから新しい農業を見つけていかにやいかんと、こういうことでもありますし、今までの伝統の農業もより盛んにせないかんと、こういうことです。

最近、クラスターというんがございまして、産・学・官で地域の活性化のために何か違う職種がそれぞれ一緒になって新製品をつくらうということで、旧内海町ではやってきて今これ引き継いでおりますが、佃煮、醤油の方で本場の本物なのかもこれできてきたわけですが、そこでつい先日、調理食品組合の総会がございまして、そこへ参りまして、私は新製品をつくってくださいと、オリーブ100周年にはそれを発表してくださいと、それには池田の農産物の何かを使うて新しい製品をつくってくださいと、こういうこともお願いいたしました。

そういうことで、両々相まってこの地域を発展させていくということで、先ほど申されましたようにスモモとか菊とか花卉が落ちておるやないかというようなご心配もありますが、決してそういうことではございませんので、ひとつこれからは皆さんのいろいろな積極的なご意見等、またご指示、ご理解もお願いいたしたいと、かように思います。

終わります。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

再開は35分。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時35分

議長（中村勝利君） 再開します。

次、4番森議員。

4番（森 崇君） 私は、施政方針に対して4点ほど質問させていただきます。だれもが元気で健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり、それから豊かな自然環境と共生する快適で安全な環境のまちづくり、3つ目が魅力と活力にあふれた観光、産業振興のまちづくり、4つ目は町民一人一人が主体的に取り組むまちづくりということで質問させていただきます。

なお、私はこの小豆島町になって議員の皆さんとまたこうして議会の中で非常に期待をしております。3町に私反対したんですけども、2町ということになりますと、池田町は特に1万人以下ということで、国がいろんないじめの政策もありまして、それなら2町で仲よくいい町にしていきたいというのは議員皆さんの同じ思いだというふうに思います。

それで、最初にだれもが元気で健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくりという言葉とかけ離れた現実というのが日本の中で蔓延しているというふうに私は思います。イラクで3年間で亡くなった方が3万人台なんですよ。日本の場合は、みずから命を絶つ方が毎年あると、8年近く自殺者の方が3万人を超えている。非常に失業率、下がったといっても10年ほど前は2%でしたから、その倍ぐらいになってますし、生活保護世帯が戦後50万世帯が最高だったのが今105万世帯ということで、とどまらない少子化、これもやっぱり財政的に苦しいからとめてしまう。また、いろんな悲しい親子の殺害を含めた出来事、そういうことを考えますと、だれもが元気で健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくりという実態とは随分とかけ離れた現実がこの日本全体にとどまっているというふうに思います。

そこで、子育て、子育て支援の充実で、行政は具体的にどんな支援を考え、どのように行おうとしているのか。また、家庭、地域、学校、事業所、地域にどんな支援を求めるんかと、具体的な説明をいただきたいということで今出しておりますけども、先ほどの森口議員の質問の中で、4つの目標があつて地域にはネットワーク、交流、仕事との両立、外出しやすい町、安全な町ということで町長の方から答弁がございましたので、重複するところについては割愛していただいて結構でございます。

また、高齢者福祉の充実について、高齢者が安心して住みなれた地域で自立した生活が送れるようにとあります。6月14日に成立した医療制度改革関連法で、75歳以上の老

人も08年、2年先ですかね、4月から保険料を払うことになるようです。

また、今月通知で知らされた高齢者控除の全廃、65歳以上の高齢者の住民税が1年前に比べて8倍から10倍にはね上がったということが報道されておりました。香典も出せんじゃないかという実態も書かれております。

国民生活白書も公表されましたけれども、若年層の適職、適当な職の探し、女性の継続就業、再就職、高齢者の人生再設計の3分野で分析されております。今の世の中を分析して格差の固定化を懸念している内容となっているようです。これは日本の姿だというように思います。小豆島の実態はどうでしょうかとお聞きします。

私が申し上げたいのは、高齢者が安心して住みなれた地域で自立した生活を送れるようにという、言葉は悪くないんです。これで結構です。しかし、これがスローガンの政策では、もう町も住民私たち自身もやっていけなくなるのではないか。問題は国のやり方に立ち向かい、声を上げていかななくてはならないじゃないかというふうに思います。弱い者いじめというのは地方自治体いじめだと思うんです。地方交付税を下げているのも、そういうことだと思うんです。

この6月に入って、大阪、尼崎、吹田、神戸、そして高松、日本全国で非課税から、さっき言いました課税対象となった先ほどの問題で、数百人が各住民課に押し寄せたと。高松もあったと思いますし、三豊の方もあったと聞いております。急激な改悪に驚きと怒りの声が充満して、電話もパンクしてしまったと報道されておりました。こうした小泉政権の弱者ねらいの改革路線に自民党の全国の県連の9割の方たちが、これはやり過ぎてきたと、小泉さん、やり過ぎたということで何らかの修正を求めている。9割ですよ、自民党の県連で。こうした行政のこの報道、こうした行政を今後の参考にして、よい方向に向けていく。自民党が悪い悪い言うんじゃないんです。地方自治体としては、先ほど町長も少しごあいさつありましたけど、そういった地方自治体としての自立、地方分権、そういう意味でいい政策をつくっていく必要があるんじゃないかと、この新しい小豆島町、優しい言葉、大いにすばらしい施政方針であることには評価できるものと考えています。しかし、国の政治が余りにも悪政なので、地方の自治体はどうしようもなく、よほどの地域住民のことを考えた方針でなければ、いわゆる言うこととすることが違うじゃないかと、町長のあいさつと現実と違うじゃないかということが起こってくると思うんです。町長が悪いと言っているわけではありません。

なぜそんなことを言うかと申しますと、昨年8月1日、旧内海町では老人や母子家

庭、乳幼児、戦傷病者、戦争で傷がついたり病気になった方の入院中の食事代が補助対象外となって自己負担となったことはちょうど1年前ですね。理由は、県が補助金を切ったので町が見ることができなくなったというご説明でした。この新町建設計画が当時できていたんです。子育て支援の、先ほどから行動計画も当時できていたんです。パンフレットを見るとすばらしいことを書いているんです。しかし、現実にはそういうことを発表したすぐ後、まだ湯気も立っているような状態の中でこれが切られて町の負担軽減、町がどんだけお金浮いたんだと聞きますと、老人で294万3,200円、戦傷病者、三、四人だと思っんですね。1万6,380円浮くんだと、これはやめてほしいと言うたんですけども、切られました。乳幼児で21万8,010円、町の新町の方針と子育て支援の方針と書いてあることが乖離し過ぎているというのは実態だと思います。あれから1年が過ぎようとしていますが、新町として何か前進した福祉政策があるのか。高松市では保育所の民営化問題で物すごく揺れてますし、よほどしっかりした福祉政策を打ち立てないと、これからもよくなってなかなかいかないんじゃないかと考えます。

2番目に、豊かな自然と共生する快適で安全な生活環境のまちづくり、防災、防犯対策の強化について、平成16年度の高潮被害の発生を契機として、海からの災害に対する住民の危機意識が高まっておりますと書いてあります。高潮対策については、県のアクションプログラムを基本に県施設の早期着手を強く要望するとともに、町といたしましても、それぞれの地区の地形や費用対効果も検討しながら、できる限り取り組みを行ってまいりますとあります。

今日、実は持ってきました資料を、これは議長の許可をもらってますので、議員の皆さんに見てもらいたいと思います。

それは、昨年12月に坂下町長あてで吉岡助役にお渡しして、私1年間かけて、胸までつかった地域もありますんで、写真を1,007枚ほど撮って何とか高潮をとめてやれという気持ちで調査をしたものでございます。

今年3月には新しい町になるということで、中江町議とともに池田町も全部一生懸命調べているところです。16号と18号で企業と商店だけで12億7,000万円の損失でございました。今のは、うちの町だけです。民家の床上、床下合わせて約900軒ほどありました。畳がやられ、室外機がやられ、自家用車がやられ、マルキンとか佃煮の生産拠点ですね、内海当時は。これがとっぴりつかってしまったということで大変な災害でした。いまだに土のうがあちこちに残っております。

今年の5月4日の四国新聞によりますと、04年、平成16年、全国の風水害は昭和36年、統計をとり始めてから最大の2兆183億円、香川2,208億円で、兵庫、大阪に次いで3番目の空前の被害をもたらしたと。台風16号などの猛威が改めて浮き彫りになったというふうに新聞報道されております。

先日6月14日、社民党県議とともに香川県の港湾課に行きまして、また19日には中江町議とともに県事務所の港湾課を尋ねて要請をして、今見ていただいております資料を預けてきました。

ここで問題だと思ったのは、県も町も災害基本法を、私も知らなかったんですけど、1年後に調べながら法律が出てきたんですけど、国も県も町も自分の地域のその町の災害の原因調査をしなくてはならないと、地域地域によって災害は違いますから、特有の災害の原因調査をしなくてはならないとはっきり書いておるわけです。ですから、被害調査は確かにしております。しかし、どっから高潮が入ったんだということについては、私は法律を知らずに一生懸命調べたんですけど、それは町や県がやるのは当たり前なんです。この災害基本法というのは何十回も書き直されているんです、大きな台風が来たり地震が来たりして。そういった意味では、町も県もこの調査をしてない、僕は批判をしません。しかし、それをしなくては新しい方針は出せないと思うんです、どこへ何つくったらええかわからんですから。そういった意味で、この高潮の浸入調査、法律に基づく浸入調査をどう考えておられるかということをお聞きしたいと思います。

高潮が再度起こってくる可能性は高いと思いますんで、人命にかかわり大きな財産の喪失、生産拠点の被害を考えると、調査なくしては答弁も本来ありませんし、調査なくしては方針も本来出ないもんだというふうに考えておりますので、問題はしかし財政の、全国的に逼迫してますので、財政の確保をどうするんだということだと思います。これは運がええと僕は思ってます。合併特例債、3町のときは200億円言われたんです。2町になって60億7,000万円、今は下がってるんですけど、やはりこれを町民のために、3割負担で借金なんですけど、町民のために高潮にそこへお金を使おうと、町民のために借金しようという気がありますかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

3つ目に、魅力ある活力にあふれた観光、産業のまちづくり、オリーブの100周年でプロジェクトチームを組織すると書いてあります。

町長、明治41年にこのオリーブが来たそうですが、明治42年に大阪商船が坂手阪神間を走り始めたんです。ですから、その1年後には、船の問題も100周年を迎えるん

です。施政方針は毎年やるんですから、今年最大級の阪神航路問題に触れない施政方針というのは、住民への不便さ、自由さ、しんどさ、経済へのマイナス、そういうことを考えると、町長の施政方針の中に阪神航路問題に一つも触れてない、これは僕は納得できません。

今年の内海町の最終議会の2月20日に竹内総務課長から、こういう問題が起こっているんだということではございました。私もそれなりに仲間と一緒にいろいろ準備して、3月8日には連合小豆地協の名で、この問題意識を町長に申し上げております。4月14日には小豆島全域に8,000枚の呼びかけのチラシをしました。4月17日には、小豆島振興協議会の岡田町長に要望書を提出して、4月28日には「びっくあーす」がなくなったんです。何とか焦って私自身も28日に瀬戸内海問題を考える会をつくりました。そういった意味で、批判ではなくて、施政方針というのは非常に根幹に触れる問題を入れるべきだと思いますんで、これは何とか挿入していただきたいというふうに思います。

お金の問題ですけど、道路特定財源余って今もめとんですね。800万ぐらいの署名が集まって、ほかに使うなど、こう言よんです。ところが、道路特定財源は瀬戸大橋の3ルートにはもう使ってるんです。ですから、航路を道路と規定すれば、海の上にとる物すごいお金かけたんにお金入れて、瀬戸内海で700ほどの島があって150ほどの人口が住んでる島があるんです。それを行き来する航路ですね、道です。これにお金入れないというのは、これは地域間格差の最たるもんだと思いますんで、これは超党派的な運動で航路を道路と見てもらう運動も必要ではないかというふうに思います。

もう一回言いますけど、施政方針にはぜひ挿入していただきたいと思います。

4番目に、町民一人一人が主体的に取り組むまちづくりということで、地方自治体を取り巻く社会経済情勢が激しさを増す中、これまでも増して簡素で高度な行政システム確立が必要とし、行政改革の一環として事業の見直し、定員の適正化、給与構造の見直しと効率化を目指すと書かれておりますけれども、問題なんです。世界の1,000人当たりの公務員の数というのは、私は何回も言いましたけど、フランスは九十何人、イギリスもアメリカも70、80人、日本だけが三十五、六人なんです。3分の1か半分以下なんです。これはやっぱり公務員の方がおいでということは福祉が豊かだし、災害があってもちゃんと対応ができるというふうに思います。これ以上削減するのはいかなもんかと、住民サービスの基本というのは人であり、公務員であります。これ以上減すと、賃金も減すというのはおかしな話だというふうに思っております。

歳入の推移を町がつくったのを以前のを見ますと、軽自動車税とか固定資産税とも余り変わっておりません。個人町民税と法人町民税がたっと落ちてます。5年前ほどちょっと聞いたときに、平成5年に比べて平成10年は法人税が半減したという報告聞きまして、私はそっちの方をしっかりとみんなでやる必要があるんじゃないかというふうに思っています。

地方交付金も下げられるんで、これは日本全国の知事や市長さんや、しっかりした町長さんたちが国に文句言ってます。文句ばかり言ってるといいとは言っておりません。しかし、公務員を削減して公務員の賃金を下げることかわそうとしてますけど、個人会社で言えば社員を首切り、社員の賃金を下げるだけの、私から見たら余り能力のない経営者になってしまうというふうに思います。民間に働く労働者の低い条件を利用して、公務で働く労働者にもしわ寄せしているだけなんです。もう少しくと、世界の労働者の賃金と比べ始めると思います。地球はグローバル化してますから、資本が飛び歩いているわけですから、労働者の賃金も問題になるわけです、当然。しかし、しっかりした物の見方をしないと、労働者を減したり労働者の賃金を下げたらいいということには私はならないというふうに思っております。

今朝のニュースで公務員の賃金5.7%削減、2兆6,000億円下げると、3年前の人勤のときに内海町で7,000万円賃金下げました。公務員の賃金下げました。そのときに日本全国で6,600億円下がったんです。文句じゃないですけど、そのときにイラクに5,500億円使ったんです。矛盾していると私は思っています。地方自治体が疲弊するのも、今の国の全体の問題です。町だけに私は文句言っているんじゃないです。そういった意味で、町長の今の地方分権という中で決意をいただきたいというふうに思っています。

船の問題では、海員組合に手紙出しましたら返事が来ましたんで、また町にも出したいというふうに思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

第1点目の子育て、子育て支援の充実につきましては、森口議員の質問の地域全体で子育て支援を行う具体的な方策をお答えした事業のほかに、施政方針の中でも申し上げましたように、国、県の方針に沿った児童手当の支給、また乳幼児、母子家庭医療費の支給な

どを実施いたしまして、子供を持つ親の経済的負担を軽減するとともに、妊産婦の相談支援、また乳幼児の健診相談、予防接種の推進などの事業を実施いたしまして、母子らの健康増進に努めてまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

また、今後につきまして次世代育成支援行動計画を定めております目標数値達成のための多くの課題について検討、協議を重ねまして、計画の具体化に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、高齢者福祉の充実についての質問ですが、今年度から公的年金控除が140万円から120万円に縮小されたことによりまして所得が上がり、結果として所得に応じて算定される保険料などの上昇を招くことになっています。

また、住民税の控除の中から老年者の控除48万円が廃止されたために、住民税の課税世帯の増加が見込まれるわけでございます。国によりまして、これは年齢で一律に控除するものではなくて、高齢者にも担税力に応じて負担をしてもらうために、老年者の非課税措置を廃止したものでございまして、年金収入148万円以下の方は、公的年金控除によって非課税になるなどの配慮がなされており、ご理解いただきたいと説明をしております。

保険料につきましては、低所得者については急激な保険料の上昇により負担を軽減するために、段階的に保険料を下げるよう激変緩和措置を講じているところでございます。保険者である町としては、被保険者の望む適切なサービスの提供を保険給付が過度に増大することのないよう、適切な保険料で運営できるよう努めることが重要であると認識をいたしておるところでございます。

次に、2番目の高潮対策でございますが、高潮対策を推進するためには、港湾施設のほかに海岸施設、また河川護岸、また漁港施設、都市下水施設、小規模排水路などいろいろ施設の整備が必要でございます。このために津波・高潮対策市町連絡協議会が県と関係市町で組織化されまして、高潮対策推進計画アクションプログラムを策定いたしまして、一般にも公表されております。

しかし、施設整備はそれぞれの施設管理者が単独費もしくは既存の補助制度などを活用しながら、また財政状況に合わせて事業化することになります。

また、港湾施設の中にも県管理施設、町管理施設のほかに民間企業などが所有する係船施設などもございます。このようなことから、施政方針で触れましたように、町としましては、まず港湾施設の大半を管理しております県に対して、港湾施設などの実態調査を早

急に実施し、これをもとにした整備、方針を早く固め、緊急度の高いところから早急に整備してもらえよう強く要望し、その進捗状況に合わせながら、町が実施すべき施設整備を進めていきたいと考えておるところでございます。

なお、植松都市下水路再整備事業のように、補助事業ではありますが、町が単独に整備できるものにつきましては、町の財政状況も見ながら独自に進めていくということで、今年から国庫補助事業採択に向けた事業計画の変更認可申請書を策定し、前向きに進めておるところでございます。

また、一昨年の高潮時に河川護岸を越流し、住宅地に海水が流れ込みました二級河川の木庄川につきましては、県事業として今年度から護岸かさ上げ工事に着手することになりましたので、来月の上旬に県から地元自治会役員会への説明会を行うということになっておる次第でございます。

それから、第3番目ですが、阪神航路の廃止問題についてでございます。

阪神航路につきましては、昭和62年に関西汽船と加藤汽船の共同運航によりまして、ジェットfoilが2隻就航いたし、神戸、大阪から高松間を所要時間2時間前後という速い速度で運航が開始されましたが、その後瀬戸大橋、明石海峡大橋の開通によりまして、JRや高速バスに押されまして、平成12年には撤退を余儀なくされました。

当時、島を挙げての航路存続運動が進められている中で、その後継として五島産業汽船が阪神航路を開設いたしました。スピードダウンと欠航率の増加に伴いまして利用客が減少しまして、こちらでも減船、また減便を余儀なくされ、ついには今年の4月に事実上、廃止となったのでございます。

一方、広島県三原市の小佐木島へ寄港する民間フェリー運航を中止したケースは、その後島民が有限会社小佐木島渡船委員会を設立いたしまして、国の離島航路補助を受けながら自主運航を続けてまいりましたが、会社の経営状態や使用船舶の老朽化の問題から、離島航路の指定が困難となり、自主運航を断念したという事例もございます。

このような状況の中で、阪神航路の重要性は認識をしておりますが、この種の問題につきまして、利用者があるからこそ航路が存続するという基本前提がございますので、今後町議会のご意見も十分伺いながら鋭意調査研究に努めて、何とかこの阪神航路が復帰するように努力をいたしたいと、このように思っております。

それから、町民の一人一人が主体的に取り組むまちづくりとして、職員の定員管理の適正化、また給与構造の見直しなどについてのご質問ですが、行財政改革を推進していく上

で、総人件費の抑制は主要命題でございまして、中でも定員管理の適正化と給与構造改革は、その双璧をなすものでございます。

組織、機構を統合し、スリム化することによって職員の数の削減は合併の大きな効果の一つでありまして、今後新町において行政の実態に即した組織や職員配置の見直し、そのための計画の作成が急務であり、集中改革プランにおいて職員の削減目標を設定することが求められておるのでございます。

さらに、昨年度の人事院勧告に基づく給与制度改革を国、県に準じ、この4月から実施したところでございます。これは職員に適用するすべての給料を平均4.8%引き下げるとともに、在職年数によって伸びる昇給カーブをフラット化させることによって将来の昇給幅を抑制しまして、総人件費の抑制を図るものでございます。これは本町のみならず、国家財政また地方財政そのものが極めて深刻な状態にありまして、これを行財政改革により健全化していくことが将来の安定した行財政運営を確立していくための唯一の方策であろうと確信するからであります。

しかしながら、公務の現場で働く職員一人一人にとりましては、合併に伴う事務量の増加や、また職員削減に加えまして、生活の糧である賃金水準が将来にわたって大幅に抑制されるということは、かなりの痛手でございます。一方で、団塊の世代の退職による次世代を担う優秀な職員の確保が必要な状況下で、公務という職業への魅力が薄れつつあるのも事実でございます。今後の人事管理におきまして、新たな課題となってくることは間違いありません。この厳しい時代を職員が一丸となって乗り切り、住民主体のまちづくりを進めていくためには、労使が共通認識を持ち、協調しながら効果的かつ効率的な行政運営を目指していくことが何よりも肝要であろうと思います。時代の要請に応じた行財政改革に引き続き取り組んでまいりますが、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 30分が参りましたけども、締まりますか。

それでは、簡潔にお願いいたします。

4番森議員。

4番（森 崇君） 済みません。

責任ばかり言よんじゃないんです。物事よくスローガン倒れと言われますけど、本当に財政が逼迫して大変な状態ですので、私の意見はやっぱり国ばかりの受け入れで上の、言葉は悪いですけど、ほぼ言いなりに近い政策とまねしないように、これからお願いしたいというふうに思います。

合併特例事業の関係で合併推進課も行ってきたんですけど、しっかりした方針出してからやないと、特例債を使うか使わんかは担当課としても答弁できません言われて、ああそれはそうだなと思ってますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

人件費の問題も、職をなくした人たちの問題が世の中からほとんど忘れ去られています。どこかで職場を失ったと、いわゆる公務員が減っていった、僕は島バスですが、島バスが減っていったという課題もいっぱいありますんで、そういったことも含めた、その国の政策ほっとけいうんじゃないくて、総合的にやっぱり議論をして町はどうするかということをやっていたきたいというふうに思います。

以上、時間もございませんので、答弁は結構です。

議長（中村勝利君） 次、5番谷議員。

5番（谷 清君） 私は7点ほど施政方針の中より質問をさせていただきます。

まず最初に、8ページの内海中学校全面改築に向けた本年度の取り組みでございますけれども、今年度より校舎の建築が始まるということでございますが、あの場所はもともと海を埋め立てて土地をつくったところで、非常に地盤が軟弱なために今の校舎も年数の割に傷みが激しくて耐震度も悪く、建てかえということになったようでございますが、話ではこの夏休みから建物の一部を取り壊して建設に取りかかるとお聞きをしておりますが、先ほど申し上げましたように地盤軟弱のために工事中、周辺の皆様方には振動、騒音、車両の通行等により、長期にわたってご迷惑をおかけすることになるかと思われるわけでございますので、事前にきっちりとした工事の内容説明をして、ご理解、ご協力をいただかなければ、これまた後手に回ったんでは前に向いて進めないのではないかというような気がしてなりません。この中学校全面改築の総工費と工期、あわせて地域への説明をどのようにされるのか、お伺いをいたします。

次、2問目ですが、9ページ、13行目の防災行政無線の整備着手についてということを出しておりますけれども、先ほどの森口議員とダブリまして大体お答えが出ておりますので、このページ、質問は省いて先へ進めたいと思います。

第3問、10ページの4行目の高潮対策についてであります。一昨年の高潮被害からもう既に2年が近づいてまいりましたが、香川県下では海岸線での高潮対策工事をやらなければならないところが150キロあると、そのようにお聞きをしているところであります。

その地域、あるいはまた地形によって堤防、護岸のかさ上げで何とかしのげる地域もあ

と思いますけれども、皆さんご存じのように島はすべて海に囲まれ、しかも急傾斜の地形であり、山と海の両方からの水害をこれからは考えておかねばならないと思います。これから梅雨の時期、台風シーズンとあわせて海岸線や低地に住んでいる人たちは、過去の災害が頭をよぎり、気の休まらない時期を迎えることになるわけでございます。

最近の異常とも言える潮位は、さまざまな原因があると思いますけれども、20年前と比べましてやはり、私、川のそばに住んでおりますけれども、20センチから30センチぐらいは異常に高くなっていると、そのような気がしてなりません。この高潮防護施設の整備には、多額な費用と日数を要することから、その土地、その地域に合った工事のやり方を考えて慎重に取り組んでいかなければならないと考えております。

そこで、低地での防災高潮対策として、ポンプ場設置、護岸堤防のかさ上げ等を施せない、いわゆる得策が見当たらないという地域もあるかと思いますが、そこにつきましては平成16年8月30日の潮位を水害を参考にして、地域全体を上げていくと、こういった思い切った発想で今からのまちづくりを進めていったらどうであろうかと、このように私は思っております。

これにはやはり年数、やはり費用もかかりますけれども、貴重な税金を使って工事をするわけでございますから、あ、やったけど、いかなんだが、あ、また越したがというような後戻りをするような工事の仕方では、これは僕はだめであるというように考えております。年月も金額もかなりかかりますけれども、後戻りしない工事のやり方、これをひとつご検討いただいたらというふうに思っております。

よく出てくる話の中で、何人が犠牲者が出なったら行政は動かんのかいというようなことがよく言われておりますけれども、こういったときには町全体を上げる、今言うたように逆転の発想、変わった考え方も今この時点で検討してもいいんじゃないかというふうな私は感じがしておるわけでございます。

この草壁地区には県河川というものがありません。そういうことから、やはりちょっとおくれをとったなという感じは私はしております。そこで、行政に対して要望書も出ていることでもあり、県、町が地域に対して早急に話し合いの場を持って、何が一番この地区に適しておるかということの方針を打ち出して、地域の皆様方との話し合いを持っていただきたいと思いますが、この点いかがでございましょうか。

続いて、第4問、11ページ、9行目の道路網の整備についてでありますけれども、国道436号の日方地区が拡張されて非常によくなってきており、立ち退きをされた皆様方

には深く感謝を申し上げたいと思っております。

そして、今年度も引き続き用地買収、物件補償交渉、改良工事等が進められるとのことですが、所信表明の中にはありませんでしたけれども、道路整備が行われる国道436号の延長である水木オリーブ公園口の交差点改良事業右折線整備は以前よりお話があったようにお聞きをしておりますが、その後どのようなようになったのか、この際お伺いをいたします。

次、5問目、16ページ、20行目ではありますが、オリーブ振興につきまして少しお聞きをしたらと思います。

苗木の助成や遊休農地の再整備事業により、栽培面積、本数ともにふえてきたということで、荒れた田や畑の周辺的环境も非常によくなり、小豆島のオリーブとともに観光面でも大いにアピールができる、まさに一石二鳥の事業であるとうれしく思っておるところでございます。

そこで、オリーブ栽培100周年も2年後に迫り、栽培面積の拡大、収穫量の安定確保や新製品の開発、販売戦略等が必要不可欠とありますが、将来の栽培面積と本数はどれくらいを見込んでおられるのか。島のブランド物として目指すのはオイルなのか、それとも早期に収穫ができて非常に値段も高く売れる塩蔵用のオリーブなのか、栽培面積が広がって、それに対してよい苗木の供給が可能なのか、このあたりをお伺いいたしたいと思っております。

続いて、第6問、18ページ、4行目の住民活動組織の育成、支援についてですが、各自治会には総代、会長、地区役員がおり、住民の皆様方と地域における活動を行っているところでございますが、自治会費もそう多くはいただくことはできず、何事もボランティアでということで無理を願って自治会運営をされておるところがほとんどであろうと思っております。里道舗装に対する生コン支給を受けて、その周辺の皆さんたちが力を合わせて完成される、いわば手づくりの道ができ上がったことで、満足度や愛着度が明らかに向上している。これこそが私はまちづくりにつながっていくものと信じます。

この施政方針の中にもあります住民活動の核となる自治会に対して、より自由度の高い助成制度を創設してありますが、どのような内容のものでございましょうか。

また、地域の主体的かつ自主的な活動を支援するとともに、その拠点となるコミュニティ施設の充実に努めますとは、どういったことを考えているのか、あわせてお伺いをいたします。

最後になりましたが、20ページの17行目、計画的な財政運営についてでありますけ

れども、三位一体の改革が実行され、先ほどからも出ておりますとおり地方交付税等の大幅な削減をされたことにより、本町も非常に厳しい財政状況が継続すると予想されまゝとあります。今、地方分権が叫ばれておりますけれども、この地方分権というのは、地域の自立であり、地域住民の税金の範囲で町が行政サービスを行う。これが地方自治の原点でなければならないというふうに私は思っております。これからの将来、孫子にまで借金を残して、だれが喜びましょう。入ってこなければ出づるを制すということで、必ずや住民の皆様方にもご理解をいただける、願えると私は信じております。今後の財政運営をどのように軌道修正していくのか、伺います。

最後になりましたが、ないそでは振るなと申し上げて質問を終わります。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の内中の全面改築に向けた近所に対して、周辺に対しての取り組み、また本年度の着手についてのご質問だと思います。

内海中学校建設の全体スケジュールにつきましては、3カ年計画でありまして、平成18年から19年度で校舎の建築、それから平成20年度に屋内運動場の建築を予定しております。

今年度に校舎建築工事に着手するわけですが、建築場所の関係で事前に3階建ての特別教室棟とトイレ棟を撤去する必要があります。このために今年度の工事の発注スケジュールとしましては、特別教室棟にある教室の移転工事を行った後に、解体撤去工事を実施いたしまして校舎建築に着手することになりますので、校舎建築工事の発注は9月末か10月になる予定でございます。

6月末に校舎の実施設計が完了いたしますので、7月に内海中学校建設検討委員会及びまた議員懇談会などで校舎建築計画の説明を行った後、近隣の住民の皆様にも説明会を開催いたしまして、ご理解をいただきたいと考えております。

特に、近隣の住民の皆様には、工事期間中の騒音、また工事車両の通行など気にかかることが多いと存じますが、できるだけ周辺の皆様に影響のない方法を検討いたしております。

まず、基礎くいにつきましては、騒音や振動の心配があると思いますので、ドリルで穴を掘削し、そこに基礎くいを埋め込む工法を採用しております。

また、校舎棟を建築する際の足場につきましても、既設校舎に影響の多い面には防音パネルを使用するなど、騒音・防じん対策を施すこととしております。

特に、今回校舎を建築する場所は、北側に既設の校舎棟、西側にコミュニティセンター、南側に特別等教室棟がありますので、周辺の皆様に対する騒音は軽減されるものと思っております。

校舎建築工事中の工事車両の出入り口は、西側の町道からに限定いたしまして、極力地域内の走行を減らしまして、生徒の安全対策にも配慮しておる次第でございます。

しかしながら、3カ年計画で実施する大規模な工事でありますので、生徒の学校生活に対する影響や近隣住民の皆様に対しても影響があるものと存じますが、できる限りこの影響の軽減に努めながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それから次、第3点目ですが、高潮対策について、地域の地形や、また標高から考えて、海岸施設の改良だけでは高潮による被害を防ぎ切れない特定の低地帯にある土地全体を長期展望に立ってかさ上げをすべきではないかというようなご意見でございます。

現行の制度では、基本的に町の責任で個人の土地をかさ上げすることは無理であると考えます。町内の低地帯の状況を見ておりますと、それぞれの所有者の方が住居などの新築や改築をされるときに、過去の大雨や高潮による浸水時の水位を念頭に置きながら、土地のかさ上げなどで対応されております。しかし、短期間で低地帯のすべての家屋がかさ上げできるわけではありませんし、町といたしましては、長期的に個人有地のかさ上げ状況を見守りながら、できるだけ利用しやすい道路や水路の改良に努めていきたいと考えておりますのでございます。

また、今年度、県では池田港と内海港の海岸施設の実態調査を実施する計画でありまして、その結果を踏まえて今後の対応策を検討されるとのことでございますので、この対応策に合わせて町の対応策について、県と十分に相談したいということございまして、そしてそれを地元にも協議いたして、これから取り組んでいきたいと思っております。

全体をかさ上げするという、抜本的なことは非常に難しい状態ございまして、そういうことについていろいろと皆さんの知恵をおかりしたいと、こう思います。

次に、4点目でございますが、国道436を内海の方面から池田方面へ向かう車両が民俗資料館の横の交差点でオーリーブ公園方面へ右折する場合に、対向車の通過を待つため後続車が遅滞するという問題を解消するために、右折車線を設けようという計画ござい

す。

町としましては、小豆島の大きな観光スポットのオリーブ公園でありますことから、以前から県に対して右折車線の整備を要望いたし、県でも前向きに計画を進めてまいりました。しかし、右折車線を設けるためには、町有地であります民俗資料館の土地以外に個人有地の一部を買収する必要があります。しかし、その土地には店舗付きの個人住宅がありまして、随分前から物件補償と土地買収の交渉を重ねておりますが、県からの提示内容と土地所有者の要求内容等に、県としても歩み寄れない大きな開きがございます、交渉が行き詰まっておるというのが現状でございます。

なお、近日中に再度お願いに行くことにしておりますが、県としましては、交渉中の土地の取得が無理だった場合に、比較的最近に拡幅工事をした反対側を再度拡幅してまで、しかも本線の線形が、本線の道の形が現況より悪くなるような計画変更による右折車線設置は課題がいろいろな問題が多くて、再度町とも協議したいとの考えでございます。

緊急に大型バスがオリーブ公園へ進入できるように、いろいろと心配をしておりますが、これらにつきまして積極的に取り組んでいきたいと、かように思っておる次第でございます。

また、次に5番目にオリーブ振興についてでございますが、オリーブの苗木につきましては、旧内海町では平成10年度から個人栽培者や、また特区企業などに対しまして、現在までに252名に約1万5,300本を配布いたしております。

また、旧池田町におきましては、平成13年度から現在まで個人栽培者136名に約7,500本を配布いたしております。

両町合わせて389名に約2万3,000本の配布をいたしておる次第でございます。18年度以降も苗木代金の4分の1の個人負担で、1年生苗木は1本当たり125円、2年生は250円、3年生は500円で栽培希望者に配布することにいたしております。

ご質問の苗木の供給につきましては、現在までにご要望のあった植栽希望者には支障なく配布されたと思っておりますし、今後につきましても、毎年オリーブ公園で約1万8,000本、IKEDAオリーブの会で約7,000本、合計2万5,000本程度、1年生苗木を育てておりますので、植栽希望される方は支障なく配布できると考えております。

ただし、木の種類によってはできないものもあるようでございます。

次に、住民活動組織の育成、支援でございますが、自治会に対する助成制度ということ

でございますが、自治会は最も基礎的な自治の担い手でございます、この自主的かつ主体的な活動が地域の振興に果たす役割は大変大きいと思います。町行政が住民との協働を進めていく上で大切なパートナーでございます。こうしたことを念頭に置きまして、旧町の自治会向け各種助成金は、個々の制度の趣旨を反映しつつ窓口を一本化し、助成制度の統合を図ることといたしました。

また、助成金の算定に当たっては、人口や世帯数などを基礎数値として、自治会運営やごみ対策、また防犯灯の維持、敬老会の実施などに対する経費を盛り込み、本年度については特に喫緊の課題である自主防災組織の育成に対する経費を盛り込んだことから、予算的にも旧町の自治会向け各種助成金の合算額を上回る規模となっておりますが、その使い道については、それぞれの自治会の裁量にゆだねることによって、より自由度が高く効率的な制度とする予定でございます。

なお、自治会の本年度の助成金につきましては、最新の基礎数値をもとに算定いたしまして、7月中には小豆島町自治連合会を通じて、各自治会にお知らせいたしたいと考えておる次第でございます。

また、7番目に計画的な財政運営についてでございますが、町税とともに本町の基幹財源であります地方交付税につきましては、ご案内のように三位一体の改革の中で総額5兆1,000億円もの大幅な削減がされて、財政力の弱い団体にあっては一層の財源不足を招く要因となっております。

このような地方分権化、また市町村合併、三位一体の改革といった一連の流れは一応の決着を見せておりますが、交付税改革につきましては今後も継続されることが確実なことから、地方財政の先行きは依然として不透明感を払拭できない状況にあると言えます。

こうした財政環境を背景として、今後の行財政のあり方についてのご質問かと存じますが、旧内海町、旧池田町におきましても、合併は地方公共団体における最大の行政改革であるという共通認識のもと、財政運営における将来への展望から合併が議論され、その実現を見たわけでございます。

こうして誕生した新生小豆島町の平成18年度予算における合併効果といたしましては、町長職を初めとする特別職や議会議員、一般行政職の減により人件費の大幅な削減が図られておりますが、災害復旧事業費を除く投資的事業費につきましては、内海中学校改築事業費を含め、旧町17年度両町予算合計額から少し減りまして、約9億7,000万円を計上する結果となっております。

今後の財政運営につきましては、総合計画の策定に合わせて財政計画の作成を予定しており、財政の健全化を図るため計画に基づいた取り組みを行うとともに、さらに事務事業の効率化、簡素化を初め、住民の理解と協力を得ながら、辛抱できることは辛抱していただくなど、一層経費の削減に取り組む所存でございます。

このように、合併後において行政改革への不断の取り組みが求められる厳しい財政環境でございますが、小豆島町の将来展望を図る中で、真に必要と判断される施策や事務事業につきましては、重点配分を行うなど柔軟に取り組んでまいり所存でございます。ご理解とご協力を賜りたいとお願いいたします。

議長（中村勝利君） 5番議員、よろしいですか。時間あと2分ぐらいありますけど。  
5番谷議員。

5番（谷 清君） 手短に。

16ページの2行目のオリーブ振興につきまして、将来を目指す栽培面積と本数はどのぐらいを予定をされておるのでしょうか。

ブランド物として目指すオリーブオイルなのか、それとも品薄な塩蔵用オリーブなのか、この点お伺いいたします。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 将来の見込みでございますが、実のところ旧内海町、また旧池田町にいたしましても、まずはオリーブの島小豆島としてオリーブの木の植栽本数をふやしていこうでないかということが大前提に配布事業を始めたものでございます。そういうことから、現実のところまだ最終的な将来の見込み予想を本来であれば立てなければならぬところでございますが、木につきましては成木になるまで約10年間必要でありますし、また成木につきましても栽培条件、管理状況により大きく収穫量に差があります。そういうことから、現在のところまだ将来の予想は立ててはおりません。

ただ、平成20年のオリーブ栽培100周年を迎えるまでは、現在の形態で栽培希望者がいる限り、苗木の配布助成を行っていきたいとは考えております。その間でやはりこういう将来の配布見込みも含めた将来オリーブの島小豆島としてどのぐらいの植栽本数また植栽面積が必要であるかということ予測、検討を関係機関ともしながら、また今後の配布計画にもそれを役立てていきたいと考えております。

また、その商品につきましても、オリーブオイルは主力だとは思いますが、これにつきましては生産関係者またその販売業者さんとも協議をいたしまして、今後目指していくも

のが何が一番小豆島のオリーブとして重要であるかということにつきまして、一緒になって検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） 次、6番新名議員。

6番（新名教男君） 私は元教員をしておりましたが、これが一つの教室としますと町長が教員であると、これだけ静かに聞いたら、ええ教育ができたのになと今つくづく思いながら、眠気を覚ましておりました。

質問に入ります。

町長の施政方針の中で、魅力と活力にあふれた観光・産業振興のまちづくりと、その中の私は一つに絞りまして観光、産業について質問をします。

この質問を考えた後で考えたんですが、これ策定本部もできておりません。そうしますと、大体答えが決まってきます。申し上げたいのは海の資源でございますが、小豆島町総合計画に、来年9月を目途に策定されると言われておりますが、西村のオリーブビーチを中心とした海の資源をどのように利用しようとしているかということについて質問します。

ただ、策定委員本部も立ち上がっておりませんので、十分海の資源を活用しますと答えられるとそれだけになりますんで、それでは困りますんで、平成15年3月に、この前もちょっと言いましたけれども、オリーブワールド推進計画というのができております。その中に西村のオリーブビーチを中心に海の資源を利用しながら、一つは地中海のイメージを売り出す、観光資源として。もう一つが、町長の大好きなオリーブ、伝統のオリーブとの暮らしを両立させると、こういうビジョンです、オリーブワールド構想。

そこで、このオリーブワールド推進計画に盛り込まれたこの海の資源をどのように、できれば具体的に利用しようとしているか、できれば一つ一つ具体的に、これはヨットもありますし、カヌー、それからウインドサーフィン、プレジャーボートの係留地等々があります。今、内海湾でこれらがきちっと整理された係留地は私はないと思うんですが、漁港以外にね。ぜひ具体的な案を示していただきたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

今後予定されております、先ほども申されました小豆島町総合計画の中で、オリーブビーチを中心とした海の資源をどのように利用しようとしているのかというご質問でござい

ますが、平成15年3月に旧内海町が策定いたしましたオリブワールド推進計画におきまして、海を生かしたフィシャリーナ構想の中で、長期計画といたしまして整備としてアクションプランを掲げております。

また一方、小豆島町といたしましては、オリブ公園や映画村に加えまして、先日海の駅が登録されまして、小豆島ふるさと村も含めた三都半島を視野に入れての観光エリアの設定が必要であると考えておりまして、海上からのアクセスも含め、これまで以上に海の重要性を増すものと認識いたしております。

このような状況を踏まえまして、今後総合計画を策定する中で、海の活用策などを検討してまいりたいと考えておりますので、今のところちょっと具体的にどうこうと言ったらないんですが、そのフィシャリーナ構想という、またその中にマリーナの構想もございまして、マリーナじゃなくて、マリーナいうたら大きいなり過ぎまして経営も維持管理もかなり要りますので、スポットというふうなことで、ヨットやモーターボートを50杯、100杯ぐらい以内の係留するという桟橋風のものを2つ3つ作りまして、そしてそれに係留するというようなスポット的な構想を持っておるわけでございますが、まだ具体的にどうやるかということはこれからございまして、またプロの方にも意見を聞いて、その絵をかかないかと思っておりますが、過去にヤマハにそのマリーナじゃなくてスポットの絵をかいております、あのオリブビーチに、どこへやったらいいかと。元墓があったところですが、墓言うたら失礼ですが、西村地域であそこは十二、三件の墓があった。それを移転しまして、その前の土地、森口屋とあの川との間ですが、そこへスポット的な絵をかいております。

そういうこともこれから検討させていただいてやっていくということと、それからこの合併を機にオリブワールド構想は大きく三都半島が大きな目玉だと、こう思っておりますし、小豆島の若い女の方が小豆島で一番好きなのはどこだと言うと三都半島というのが普通でありまして、そういうに若者から見てもあの海の自然、太陽、海、そしてオリブ、また丘、そういう小豆島らしさがあそこにございまして、そういうところと一体となった観光リゾートにしていきたいと、こういうことで、その中で具体的なことにつきまして今お聞きになりましたが、具体的なことはちょっとまだお答えをしません、とにかくこれから小豆島の観光の顔として、あそこをメッカとしてできるところからやっていくということがこれからの計画に盛り込んでいくということでございまして、小豆島町総合計画の中に盛り込んでいくということでございまして、ご理解を賜りたいと思いま

す。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 棧橋2つ3つじゃ言うからびっくりしとんですが、そんなにようけは要らんです、棧橋は。うちあそこに棧橋があるんですよ、小さなんがね。けども、15年の僕、初議会のときに、最初の質問でこれ印象的で僕は自分は覚えとんです。高速艇が着いて、あそこへヨットが係留できなくなってる。片面だけにできます。

けども、そのときに、これ県との国、それからいろいろあったんだと思いますが、あのときに回答が2億円ぐらいな予算で映画村か西村かどっかにヨットの係留地をという案があると、近所のもんに喜んで言うたんです。こういうんができるでと、さすがやなあ、言うたらすぐできる、町会議員で偉いなあと、こう言われたんですけれども、それから後ナシのつづてで、どないなとんと。

そういうことで、例えばあそこに1つ小さな棧橋がありますわね、町長。あそこの棧橋の向こうに小さな浮き棧橋をつくれれば、あれで十分ヨットが港の中に入っていかなでも危険ないんですよ、あそこへちょっとつくればね。ふるさと村なんだか、どっかからが持ってきた分で、あそこヨット係留できるようになっとります。それから、カヌーもとめれます。具体的に案はないと言うんで弱るんですが、ぜひ具体的にあそこのオリーブビーチというのは、南向きの海水浴場というのは香川県でもあそこぐらい、きれいな砂浜はね、あるのはないと思いますよ。

で、県も町もそうですが、特に県ですが、あそこをきれいにするんだけど、後の維持管理というのは全く住民任せなんです。防潮でも同じです。自分らでやれと。それから、砂浜もです。あそこは船が通りますね。船がおくると急ぐんです。急ぐと波が立つ。そうすると、あそこは泳いでいても、小さな子供たちはおぼれる危険性があるぐらいな浜になるんです。だから、7月1日からまた海開きがありますけど、あそこは西村地区の者、もしくはあそこを海水浴場として使おうとしようる者が上でブルを買って、あれをならしよんです。その経費は一切観光課に聞いても予算はゼロです。県も予算がありません。全部住民任せです。そういうことで、できればあそこを観光の資源のスポットと考えておいでるんなら、オリーブを一つの基幹産業とするのだったら、海をぜひ、小豆島は四面全部海ですから、その海を活用せんような観光産業というのは非常にマイナスだと思っておりますが、どうですか。

ぜひ今の言うたその一つ浮き棧橋ができんかどうか。そして、プレジャーボートを10

0杯とは言いませんが、10杯でも構いませんから、そういう係留地は県もそういう方向を出しとりますから、できるかどうか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番議員の再質問にお答えいたします。

できるかどうかという、ちょっとお答えませんが、できるだけ方向へ向かって努力すると、こういうことございまして、先ほど申しましたスポットと申しますものは、浮き桟橋の小さいものでございまして、それにヨットやモーターボートの小さいのをつなぐと、こういうなことでございます。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 町長じゃなしに、建設課の課長さんにお聞きしたいんですが、そういう県との交渉の中で、そういう可能性はありますか。今、町長に質問したプレジャーボートの係留地、それからもう一つはヨットの浮き桟橋、ありますかどうですか。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） いきなりの質問で、具体的に県とはしておりませんが、私が思うには、県の管理港、内海港なりを管理しております香川県の立場からいえば、プレジャーボートを県の費用でなりすることは相当難しいんじゃないかと思えます。

ただ、町のオリーブワールド構想の中で町がやっていくということになれば、あるいは補助事業等も相談していく必要もありませんし、当然その以前に両組合等の同意、そういったものも必要になるかと思えます。

明確な答えができていないかと思えますけど、今後そのオリーブワールド構想をつくられる中で、そういうことが浮かび上がってきたら、当然十分に前向きに相談していくべきことかと思えます。

議長（中村勝利君） ちょっと待ってください。3回したと思うんですけども。

6番（新名教男君） ほんな、つぶやきで、小豆島町総合計画にぜひ具体的に入れてください。ありがとうございました。

議長（中村勝利君） 次、7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は5つのことについてお伺いいたします。

まず初めに、教育施設の再編、統合計画について。

少子化が進んでいる中、就学前教育、義務教育のあり方を検討することが求められていると考えます。ある程度の規模を確保することが教育並びに町財政上、必要不可欠である

と考えます。行政サイドの見解を求めます。

2つ目、教育施設の耐震診断について。

県下の県管理施設の耐震診断において、ほとんどの施設で改修の必要が指摘されています。小豆島町の現状はどの程度把握しているのか。また、どのように対処しようと考えているのか、お伺いいたします。

3、簡素で効率的な行政システムの構築について。

私が旧池田町の監査委員として先進地視察、研修した愛媛県西予市を研修した際、私自身行政コストの面から考え、分庁舎方式に疑問を持っていたので、質問しました。西予市の方の回答として、分庁舎方式での運営では合併の効果が非常に薄く、まだ合併して間もないが、検討していると聞きました。そこで、簡素で効率的な行政システムとは、具体的にどのような方策を考えているのか、お伺いいたします。

4番目に、材料支給制度についてです。

あるところで地元住民でほぼ毎年重機を手配し、排水路断面を確保している事例があります。担当課に確認したところ、水路の終末点である護岸敷でも対応要件を満たしているとのことでした。本来は行政サイドで対応していただくものでありますが、今までなかなか対応してもらえなかったので、材料支給事業の活用を検討しているとのことでした。しかしながら、材料支給の数量が少なく、何年越しで行うには手戻りがあり、実質不可能となるのではないかと考えます。そこで、条件を決め、材料支給数量の緩和処置ができないか、お伺いいたします。

5番目、指定管理者団体の指導について。

どのような指導をやっていくのか、お伺いいたします。指定管理者といえども、公営の団体である中でも、ある程度の目標設定は必要であると考えます。その辺どういうふうな形で指導していくのか、お伺いいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

午後は1時から再開したいと思います。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

教育長（明田隆雄君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育施設の統廃合に関する質問でございますが、旧池田町においては、既に幼稚園、小学校ともに再編整備を終えておりますので、旧内海町の教育施設を今後どうしていくのかについてのご質問かと思えます。

旧内海町では、子供の数が次第に少なくなっていく現状があることから、中学校の施設設備の方法、小学校のあり方、幼稚園、保育所のあり方の3点について、現坂下町長が内海町長時代に町立学校施設整備基本計画策定委員会に諮問し、平成16年2月に答申が出されております。

この答申の内容ですが、保育所については町の運営が望ましく、幼稚園は町が運営すべきであるとし、町が運営を行うとなれば、内海保育所本園については現状のとおり単独の施設として運営し、橘、福田分園については、旭幼稚園と福田幼稚園とで施設の共有化、集約化を行うことが望ましく、複式学級が生じている小規模園の西村、坂手幼稚園については、草壁、苗羽幼稚園にそれぞれ統合し、教育環境を充実すべきであるというものであります。

ちなみに、小学校については、第1段階として複式学級の対象となる学校の統合を進め、4校を3校とし、第2段階として、この3校を1校にすべきというものであります。

なお、中学校については、耐力度調査を早急を実施し、その結果により現在の位置で全面改築に着手すべきというものでございました。

この検討委員会からの答申を受けた町長からの指示に基づき、旧内海町教育委員会では、教育施設適正配置基本方針及び実施計画を策定し、取り組んでいるところであり、計画どおり平成17年4月には、坂手、苗羽幼稚園を統合し、本年4月からは旭幼稚園と橘分園、福田幼稚園と福田分園の施設の一体化を図りました。ただ、西村幼稚園については保護者の理解が得られず、現在も協議を行っているところでございます。

小学校の再編整備については、まだ具体的な動きができておりませんが、できるだけ早い段階で、対象となる学校区域の皆様との協議を進めてまいりたいと考えております。

また、第2段階としております星城、安田、苗羽小学校の統合については、統合校舎整備構想を策定し、内海中学校の改築が終了時に地域との協議を始めるとしてあります。

池田、内海2町間の合併協議では、教育部会において旧町の取り組みを尊重し、新町に

引き継ぐことを基本方針に協議を進めてまいりました。したがって、小豆島町教育委員会としましても、この基本方針と実施計画に基づいた取り組みを進めていかなければならないと考えておりますが、教育施設の再編整備は、保護者はもとより自治会、地域住民の皆様のご理解とご協力がなければ、なし得ない大きな課題でありますので、議会の皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げる次第でございます。

次に、第2点目の耐震診断についてのご質問でございますが、一般的には昭和56年以前の建物については耐震性に問題があるとされております。このため、文部科学省から該当する学校施設の耐震診断、耐震補強等を実施するよう指示が参っております。

文部科学省では、耐震診断を要するとしている建物は非木造の2階建て以上、または200平米以上のものとされております。

町の学校施設の状況を申し上げますと、小学校では校舎18棟、その中で56年以前建築棟数が14棟、屋内運動場全5棟、58年以前建築棟3棟、中学校では9棟、同じく6棟、屋内運動場2棟、1棟、幼稚園園舎8棟、4棟となっております。

内海地区では、平成16年度に安田小学校の校舎と体育館、さらに苗羽小学校の校舎、平成17年度には星城小学校の校舎と体育館の耐震診断を実施しております。

この診断結果でございますが、安田小学校の体育館を除いたすべての建物が耐震性に問題があるというものでございました。

池田地区にあっては、平成14年度に池田小学校体育館について耐震診断を実施し、その診断結果により翌15年度に建てかえを行っております。しかしながら、池田小学校の校舎については実施できておりませんので、他の町内の小・中学校で未実施となっている池田中学校校舎、福田小学校の校舎と体育館に合わせて、平成19年度以降に順次計画的に実施したいと考えております。

申すまでもなく、学校施設は子供たちが1日のうちの大半を過ごす学習の場であり、また生活の場でもあります。さらに、地域住民の避難場所にもなっておりますので、耐震性に問題がある施設については、耐震補強工事を実施するか、建てかえを検討する必要があると考えております。

しかしながら、内海地区の小学校については、築後30年以上が経過するものがほとんどであり、老朽化が著しいこと、また先ほど申し上げましたように再編整備の計画があることから、投資対効果など財政の面をも勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 第3番目の簡素で効率的な行政システムの構築についてでございますが、ご承知のとおり小豆島町は合併に際して旧町と同等の行政サービスの維持を最優先に考え、現在のような分庁舎方式でスタートしたわけでございます。

確かに住民の皆様にとって、旧町の役場がほぼ同等の機能を有したまま、本庁舎及び分庁舎として残されているという面での安心感もあるでしょうし、住民サービスにおいては特に大きな問題も生じていないようでございますが、合併から3カ月余り経過する中で、安井議員さんのご質問の簡素で効率的な行政システムの構築という面から考えますと、現実に非効率的な部分も多々ございますし、職員を大幅に削減していく中で、現在のままの行政システムを維持することは非常に困難であると言わざるを得ません。

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が厳しさを増す中、今後小豆島町総合計画及び集中改革プランなどの策定過程におきまして、事務事業の見直し、また行政組織や庁舎のあり方も含めて、より簡素で効率的な行政システムの構築と行政サービスの維持について検討してまいりたいと考えておるのでございます。

また、4番目の材料支給制度についてでございますが、これは建設課の課長から答弁をさせます。

次に、5番目の指定管理者団体の指導についてでございますが、指定管理者制度につきましては、平成15年6月に改正され、同年9月から施行された地方自治法の規定により、従来の公の施設の管理委託制度にかわりまして、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、管理経費の縮減などを目的とする制度であります。

小豆島町において財団法人に指定管理者を指定しているのは3つの施設があり、小豆島オリーブ公園とオートビレッジYOSHIDAは財団法人小豆島オリーブ公園に、また小豆島ふるさと村は財団法人小豆島ふるさと村公社に指定をしております。

指定管理者制度におきましては、その適正な管理を確保するために、地方自治法において指定管理者に管理を行わせるに当たって必要な手続や設置者たる地方公共団体の権限を定め、これに基づき各地方公共団体の条例で指定の手続、管理の基準、業務の範囲等を具体的に定めることとしております。

具体的には、指定管理者の選定の手続を条例により定め、指定に際しては議会の議決を要すること、また管理の基準をあらかじめ条例で定めることや毎年度終了後に事業報告書

を提出することとしており、指示に従わないときには指定の取り消しなどができるものとしております。

本町におきましても、町と財団法人とで締結した協定書の中で、施設の利用状況、また収支状況の報告義務、個人情報の保護なども明記しておりますし、本年度からオリーブ公園、ふるさと村の両公社とも評議員制度を導入いたしまして、地区、議会、学識経験者などの方々に評議員になっていただいておりますので、今後の各財団法人の運営や利用者の利便性の向上などにつきましても、指導、助言をいただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 4点目の質問の材料支給制度についてご説明いたします。

建設課が所管しておりますこの制度につきましては、従来から旧内海町、旧池田町ともございました。ただ、地元負担金の徴収であるとか支給数量などに違いがございましたので、合併に当たり小豆島町原材料支給要綱として調整をいたしたところでございます。

制度の内容としましては、対象となります施設を里道、水路、未舗装の町道といたしました。また、単年度に支給する材料の限度数量は、町道の場合は生コンクリートを15立米以内、里道の場合は生コンクリートで8立米以内、もしくは中にはアスファルト舗装をしたいという地域もございますので、アスファルトでやる場合は合材を10トン以内、それと水路の場合は生コンクリート3立米以内、もしくはコンクリート2次製品の水路、そういったものも利用されるのであれば、それに見合ったものに切りかえるといえますが、2次製品でも構いませんというふうにしております。

それで、安井議員のご質問は2点ほどがポイントだろうと思えますけど、まず水路の末端の海岸部の護岸の前面に砂どめの構造物等をつくるときに、それが材料支給の対象になるかというのが1点目かと思えますけど、私の方の見解としましては、生コン支給の目的そのものが水路の場合で言えばスムーズに海に水が流れることが目的でございますので、末端のそういった砂どめの構造物をつくることも、水路の一部と解釈いたしております。

それからもう一点目、材料支給で施行する工事の中で、物によっては最高限度の数量を緩和処置といえますが、最高限度の数量をふやさないと単年度で仕上がらないということで、数量をふやせないかというご質問でございますけど、これにつきましては、毎年度5

月ぐらいに全地域から要望を取りまとめておりますけど、その中で全体の中の予算的な余裕があるかどうか、またそのつくろうとしております構造物が完成するために必要数量がどの程度要るのか、またそういった構造物が分割施工しても、手戻りになるのかならないのか、そういったこともいろいろケース・バイ・ケースがあると思いますので、そのものによって地元とも相談しながら検討して判断をしていきたいと、そのように考えております。

それから、参考までに申し上げますと、本年度、平成18年度、去る二、三日前に締め切りが済んで今取りまとめ中でございますけど、当初予算に計上をお願いしております予算額の予算ベースで言えば約3倍程度の要望が出てきております。そういったことから、今の時点ではすべての要望にこたえられないというような状況でございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 教育施設の統合計画におきましては、先ほど言われとった幼稚園、保育所等の分に関しては、まだ今回政府の方から出されてきている幼・保一元化の施設で運営することが望ましいというふうな形のことを考慮されて、そういうふうな答申というふうに反映されているものかどうかちょっと疑わしいと思います。

例えば、橘と福田のこども園というふうな文言がありますが、言うたらその規模自体が余りにも小さ過ぎて、今回旧池田町のサービスを引き続きその部分でやっていくとランニングコストというか、それが大分重なるのではないかと思います。そうすることはサービスの向上という、よりよいサービスいうんが受けられない状況になってくるのではないかと思いますので、その辺のお考えはどうかと、また再質問したいと思います。

耐震診断については、小学校等の再編等もありますので、その辺は十分考慮入れて診断なり計画をやっていってもらいたいと思います。

3番目の行財政システムの構築については、合併後10年間で、言うたら立ち直った自治体になれというふうなものは合併の意義だと思いますので、その辺はある程度計画を持って、今度総合計画、多分10年間くらいだと思いますんで、そのうちにめどがつくような形の計画をやっていただきたいと思います。

原材料支給の分なんですけど、これはもともとはほんまは町がやって、町の施設ですもんで町でやってもらえるのが一番ベターなんですけど、高潮対策いうふうな、今それぞれの議員が問題視しているところもありますんで、ある程度規格いうんも適合ささんと、後

またいろいろなふうな形になってきても困りますんで、その辺もある程度の設計いうんを課の方で示してもらいたいと、その中でこういうところは材料支給で、地元がどうしてもやりたいいうところに関しては、この方法でやってくださいというふうなものを示してもらえたらと思います。

5番目の指定管理者団体の指導についてなんですけど、今まで旧池田町等で目標設定、人事面とかそういうふうな分で目標設定をされているというふうに聞いておるんですけど、聞くたび聞くたびにその目標が延び延びになっているというふうなこともありますんで、その辺の指導いうのは、ある程度、町の団体でありますんで、町の方からトップダウン形式である程度の指導というふうな必要ではないかなと思いますけど、その辺はいかがですか。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 安井議員さんのその計画の中に認定こども園という考え方が反映されておるのかどうかというご質問でいいんでしょうか。

教育長の方から答弁いたしましたように、計画は16年度の作成でございますので、認定こども園という考え方は、この計画の中には反映はされておりません。

それと、あとランニングコストの話でもって、将来的には一つの施設という話でいいですか。旧内海地区の就学前の教育施設を一つにしたらどうかという話……。

で、それも今の段階では、そういう考えは今のところはございません。ですけども、もう少しその子供の数のその状況を見ながら、そういう方向にまた向かっていくのかないう感じはしますけれども、今のところはございません。

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠昭君） 7番安井議員さんの再質問に少しご説明申し上げたいと思いますが、指定管理者制、これにつきましては先ほど説明でも申し上げましたように、小豆島町といたしましては3つの財団なりがあるわけでございます。それで、理事長が町長、今回寄付行為等を変更を一部したりして、副理事長につきましては助役1名というような形になっております。

そこで、ご質問の将来の目標数値云々という話でございますが、当面3団体が1町にあるという中で、非常に個性ある、いろいろ特性もございしますが、やはり財団としての一貫した方針いうんですか、例えば寄付行為、これは定款なんですけど、目的によって少しは違いますが、一応形3つとも枠をはめてこれをやっていきたいと思っておりますし、それからまた

庶務規程とかいろんな事務系統は今んとこ、その財団によって少し違っておるといようなことで、今回新たに私たちが就任させていただいた段階で、まず事務的にそのような段階を整備をして、統一性ある方向に持っていきたいなと。時間的にどれぐらいかかるかわかりませんが、やはり町長の理事長としての考え方は、3つの財団、将来的には統括したというような形で管理すべきではないかなという感じもいたしますし、当面は事務的な問題を整備をして方向性を整備したいと、このように思っております。

それと、原材料の問題につきましては、建設課長が答弁すべきかもわかりませんが、私もこのような経験がございますので、感じを申し上げます。

7番議員が申し上げますように、町管理の道路、町道、これを地元の方がやっていくということにつきましては非常にいささか問題があるような感じがいたしますが、これは池田町の従来のやり方ということも尊敬しなければならないということですが、建設課長なりと話をしておりますのは、やはり町としての管理義務ということがございますから、原材料でいつもやっていくということについては、いささかどうかなという感じがいたします。

ただ、これは財政的な問題もありますんで、少し一、二年ぐらい時間いただいて、やはりこれは基本的に町がすべきではないかなという感じがいたします。

それと、高潮対策に対する原材料の使用ということにつきましては、これは7番議員おっしゃっておりますように、やはり建設課なりと工法的に相談していただくなり指導していただくなり、させますんで、相談してやっていただくということを前提にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 次、8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 今回、私は施政方針に対する質問を5点いたします。

まず1点は、スポーツ、レクリエーションの活動の支援、推進の中で、合併記念スポーツイベントとしてスポーツ選手を招いて子供を対象にしたチャレンジ教室を開催を計画とありますが、どのような計画内容で、どの分野で予定されているのか。また、予算としてはどの程度予定されているのか、お伺いをしたいと。

2点目は、旧民俗資料館を観光情報の発信基地として活用するため、ビジターハウスとしてリニューアルをいたしますとありましたが、これについても内容、計画についてご質問をいたします。

3 点目、二十四の瞳映画村のキネマの庵についてでございますが、これにつきまして、どのような計画内容があるのか、お伺いをいたします。

4 点目、合併特例債について本年度はどの程度充当しているのか。また、トータルで特例債はどのくらい持っているのか。先ほどどなたか議員さんからもありましたように、特例債といえども借金でありますので、計画的に取り組む必要がありますが、どのようになっているのか、お伺いいたします。

5 番目といたしまして、今回の予算は合併最初の予算編成です。各事業課における投資的経費、整備状況は、旧町間において均一性がとれたものになっているか。また、今回の町長の方針にある旧 2 町の融和、均衡ある発展が加味されたものであるか、お伺いをいたします。

よろしくお願ひいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 8 番議員のご質問にお答えします。

このたびの合併に伴い、スポーツ、レクリエーション活動をより一層推進するため、両町でこれまで実施していた各種体育行事、教室について調整を図った結果、より多くの町民に参加していただくこと、高齢者、成人、子供など幅広い年齢層を対象とした行事を予定しているところであります。そのうちの一つとして、著名なスポーツ選手を招いて、教室形式のイベントを合併記念と位置づけて計画しております。

内容につきましては、先ほど 8 番議員からお話しありました「チャレンジ教室」と題しまして、日本初のプロ野球独立リーグ、四国アイランドリーグのコミッショナーであります元西武ライオンズ監督の石毛宏典氏を招いての野球教室を計画しています。

あわせて、リーグに所属しています香川オリブガイナースの監督、コーチ、選手を招いて、町内の少年野球チーム参加のもと、内海総合運動公園野球場を会場に 10 月 22 日の日曜日に開催する予定としております。

元プロ野球選手である石毛氏、また現在プロを目指している選手たちから質の高い技術指導を受け、次代を担う青少年の健全育成を図るとともに、野球を通じての地域コミュニティのチームワークづくり、夢を追いかける若者づくり、さらには親子の触れ合いなど、さまざまな事業効果が期待できるものと考えております。

また、具体的なスケジュールは今後の協議となりますが、同日に野球教室とあわせて、毎年社会教育課で開催している生涯学習まちづくり講演会の講師として石毛氏に依頼し、

開催を計画しております。過去にも各地で数回の講演実績があり、野球に関することはもちろんのこと、これまでの数多くの経験を踏まえた充実した内容の講演になるものと期待しているところでございます。

質問にありました予算の件ですけれども、チャレンジ教室の方は30万円、それから講演会の方が50万円の予算を計上しております。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 8番議員の2番目の質問にお答えいたします。

ビジターハウスの整備についてでございますが、ご案内のように国内の観光地にありましては、ビジターハウスあるいはビジターセンターという名称の施設が多くあります。これらは一般的には規模の大きな自然公園などに関連する施設がほとんどでございます、そのエリアの入り口に位置しまして、観光施設の紹介や活動体験、また研修などが行われる施設というふうに位置づけられておると認識をしております。

ご質問のビジターハウス、現段階では仮称でございますが、これにつきましてはオリブワールド推進計画の中で位置づけられておるものでございまして、オリブワールドの玄関として、またオリブ公園周辺を町の観光拠点としてのみならず、小豆島における総合的な観光情報発信拠点とするべく、旧民俗資料館を改修、整備するものでございます。

内容としましては、1階部分に小豆島の観光や産業を初めとする小豆島全体を紹介するコーナーを設けるものでございます。具体的には、床面に小豆島全体の地図を描き、施設を紹介するとともに、壁面を利用して映像やグラフィックなどで小豆島の歴史や四季、観光や産業を紹介することとしております。

また、2階部分につきましては、新町の住民の一体感を醸成するための町民ギャラリーとして活用することといたしております。施設全体を観光客はもちろんのこと、町民の皆様にも積極的に活用していただきたいと考えております。

なお、議会の皆様には早い機会にオリブワールド推進計画や二十四の瞳映画村の整備などについての進捗状況などにつきまして、お知らせする場を持ちたいと考えております。また、現地も視察していただいたらと、こういうに思っておる次第でございます。

それから、3番目のキネマの庵につきましては、岬の分教場保存会が事業主体となりまして、二十四の瞳映画村の東側の私有地を借用しまして、木造平家建ての展示場を建設するものでございます。

工事内容といたしましては、建築面積約390平方メートル、平米といいますが、で、

展示室が72平米と96平米の2カ所、その他事務室、応接室、トイレ、倉庫などを建設するものでございます。

なお、展示室内には、日本映画黄金期の映像、ポスター、旧民俗資料館展示物の展示や喫茶にも活用すべく考えております。

18年度の財源といたしましては、財団の自己資金のほかに岬の分教場整備運営基金を取り崩しまして、補助金として保存会へ3,500万円の支出を予定しております。

なお、キネマの庵の事業費でございますが、本体の建設工事費約9,500万円、設計・監理委託料で約520万円、用地造成工事及び設計監理料で約725万円、展示、喫茶などの備品関係で約2,700万円、合わせて約1億3,445万円の予定でございます。

次に、4番目の合併特例債について、本年度はどの程度充当しているのか、トータルで特例債はどれくらいあるのかとのご質問ですが、合併団体への支援措置の一つである特例債につきましては、18年度予算で内海中学校の改築事業及び旧小豆島民俗資料館をビジターハウスとして整備する財源として2億9,400万円の充当を予定いたしております。

また、合併後10年間の特例措置期間における特例債発行可能総額につきましては、5億1,000万円となっております。ご承知のように、特例債につきましては元利償還額の70%が交付税措置されるという有利な面もありますが、30%は借金ということでありまして、充当に際しましては極力重点事業に限定をいたしまして、有効に活用したいと考えておるところでございます。いたずらに特例債を使うのは脳じゃないと、こう思っております。

それから、第5番目の18年度予算における投資事業について、旧町ごとの状況はどのようになっているかとのご質問ですが、災害復旧事業費を除く普通建設事業につきましては、事業費総額で9億6,878万7,000円を計上いたしております。

私といたしましては、新生小豆島町全体の均衡ある発展を念頭に、それぞれの事業の必要性に加え緊急度を勘案し、予算配分をいたした結果によるものでございますので、ご理解賜りたいとお願い申し上げます。

なお、事業費ベースでは、このうち約85%が旧内海町内、残り15%が旧池田町内での事業ということになっておりまして、数値の上では旧内海町内での割合が高くなっております。その要因といたしましては、内海中学校の改築事業費が普通建設事業費総額の約

4割を占めておくことによるものかと考えております。

均衡ある発展を考えていかないかと、こういうことでございますが、必要度に応じて予算配分をするという、そのときそのときの皆さんとともにそういうふうな事業に取りかかる順位を決めて、内海、池田にかかわらず選択していかなければならないと、かように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 今回ビジターハウス、仮称ということでいろんな機能を持った建物ということですが、このビジターハウスができ上がった後は、現在おられる商工観光課の担当者がこの窓口を担当として宛てるのか、また新しく職員を雇い入れするのか、その点1点お聞きしたいなと思っております。

それと、合併特例債で今年度に取り組む2億9,000万円余りだったですか、それから今から計画するものにあって、今までの公債費とうまくバランスよく利用するのがベターじゃないかなと思いますので、その点十分精査しながら利用計画も立てていただいたらなど、このように思います。

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠昭君） 8番議員のご質問にお答えしますが、ビジターハウスが開館したときの職員を増員するかどうかということですが、現在のところ、商工観光課、相当数の人員もございますし、今後の展開にもよるんですが、当面オープンした段階では商工観光課を窓口にして増員するつもりは現段階ではございません。

ただ、オリーブワールドの大きな展開によって、また機構が変わるという時点になりましたら、そのときはまた議会の皆さん方ともご相談申し上げたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 特例債の方はよろしいですか。

（8番井上喜代文君「はい」と呼ぶ）

次、9番山中議員。

9番（山中 彰君） 施政方針要旨についての質問です。

まず、1の質問については、私の知っている人が個人的に研究、状況を把握して通知、通報を県水産課等に対して行っていることは知っておりましたが、本体である小豆漁業組合自体がこの点に関してまだ端緒についたばかりのことですので、それを見ながら今後私も勉強していきますので、今回農水課の方に対して質問を取り下げるべく通知しまし

たので、2番の質問に移りたいと思います。

小豆島町総合計画審議会は、これからの新町の進むべき方向、目標を審議する重要な会であると思われます。来年の9月をめどにとのことですが、その審議会組織を構成するメンバーはどのようなメンバーで臨むのか。また、具体的に構成人員数が決まっていればお知らせしていただきたい。

その内容は具体化しているのか。

進行状況はどのあたりまで行っているのか。計画策定過程の節目となる施策の大綱及び計画素案が固まった段階で議員に通知するとのことですが、議員間での通達の問題でもありますが、素案が固まるまでの間にも議論すべきものであると考えます。審議会と同步調をとるということは難しいものですが、節目節目で議会に通知してもらい、みんなで勉強したいものだと考えますが、どう対応していくのかお尋ねします。

3番目の質問ですけれども、本年度から香川県市町振興協会内に市町職員研修センターが設置されるとのことですが、民間会社等の対応から見れば、職員の研修や育成するのは遅きに失したと考えますが、しないよりする方が絶対によいことなので、ぜひやっていただきたいと思います。

先日もある課に電話をかけたときに、返事が普通だったらはい言うところをうんと答えた女性の職員もおりましたし、用事のある相手方がたまたま電話中だったので、少々お待ちくださいとの対応はよかったんですけども、3分も4分も待たされて、結果的に電話は切れてしまったという場面も経験しましたが、これはほんの一例だと思います。ぜひ早期に研修を実施していただきたいし、もし具体的に何かやろうと思っているのであれば、お伺いしたいと思います。

4つ目の質問です。合併により6つの簡易水道事業を有することになりましたが、それぞれの施設において状況も違うことは当たり前ですが、元水の水質悪化、施設の老朽化、水量の不安定などの問題もあらうと思われるので、現状を報告していただき、水は生命維持に不可欠であり、住民にとっても大切な資源でもありますので、安定供給はもちろん維持してもらいたいのですが、事業会計が苦しくなってきたからといって十分な維持管理ができなくなることも予想されますので、将来的に水道事業に組み入れる考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

5つ目、生涯学習の中だったと思いますが、パソコン教室が一時から比べれば開催機会が減少、またゼロに等しいと思われるのですが、過去の状況と過去の問題点と将来に対しての

考え方を伺いしたいと思います。

最後ですけれども、多額のお金で電子カルテシステムの導入、ナースコール機器の更新を予定しているとのことですが、構築完成後の人的時間的効果についてお教えいただきたい。

最近、身内の診察に病院に行きますと、待合室でありますと、女性の職員が書類を持ってアリのよう歩いているのを必ず見かけるわけですが、そんなのもなくなるのだろうかなど想像します。

外来患者は病院から一分一秒でも早く帰りたい、出たいと全員思っているはずですので、その辺の時間的なものも教えていただきたい。

予約制というのがあって何か便利なようすけれども、結局は最低30分はあそこにおらんいかんという、その辺の予約法もまた今後どういうふうを考えていくのか、お教えいただきたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

2点目からの答えとなります。

2点目の小豆島町総合計画策定にかかわる審議につきましては、小豆島町総合計画審議会条例第3条におきまして、審議会の委員数は20名以内と規定されているところでございます。また、総合計画につきましては多くの分野にわたる計画がありますので、審議会条例第5条で専門的な事項を審議していただくために部会組織を置くことができる旨規定がございます。

私といたしましては、より幅広い層の皆様に参加をさせていただくために、審議会委員とは別枠で専門部会委員を委嘱したいと考えており、現在審議会委員15名と専門部会委員15名の合計30名を住民代表として委嘱すべく準備を進めているところでございます。

なお、委員の委嘱に際しましては、女性委員の比率や年齢階層、また地域バランス等も考慮して委嘱をさせていただきたいと考えております。

一方、議会への報告につきましては、施策の大綱や計画素案がまとまった時点など、策定業務の節目節目で議員懇談会等説明の場を設けさせていただきまして、議員の皆様のご意見を賜りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、審議会、専門部会への委嘱は7月中に行いたいと考えております。

次に、3番目の研修センター設置に伴い早急に研修の実施とか、職員研修ですね、それから具体的な実施計画はというご質問でございますが、香川縣市町職員研修センターは、県下市町の人事担当課長が運営委員として研修計画の検討や実施運営について審議を行うことになっておりますので、このご質問は総務課長から答弁をさせます。

4番目の簡易水道から中・長期的に水道事業に移行してはどうかという、見通しはどうかということですが、香川県内では25カ所の簡易水道施設がございますが、このうち本町内で6地区に設置されておりますので、県下で最も多く簡易水道を有する自治体となっておりますのでございます。

簡易水道事業を経営面から申し上げますと、いずれの施設も小規模な上、収入対象となる給水人口が減少傾向にあることや、浄水施設の老朽化により供給する水質の維持に金銭的、人的コストが増大していることなどから、現行料金体系での経営は一層厳しい状態になるものと見込んでおります。

また、個々の施設では建設後相当の年月が経過している施設もございますので、将来的には簡易水道施設間での統合、また上水道事業への統合は避けて通れないものと考えております。2町合併して新町になりましたので、平成18年度では今後の水道事業の経営予測を実施いたしますし、平成19年度には水道事業での長期構想となります地域水道ビジョンを策定する予定でございますので、これらの中で検討を行ってまいります。

しかしながら、それぞれの簡易水道には設置の経緯や料金体系の違いなど地域で特殊事情がありますことから、統合の時期、統合形態については地元の皆さんのご意見をいただきながら、慎重に決定していきたいと考えております。

次に、5番目の生涯学習、パソコン教室が一時から比べるともう少のうなっとんじないかということでございます。

高度情報化社会が展開される中で、まずこの社会教育、パソコンにつきましては教育長に答弁をさせていただきます。

それから次に、6番目に病院電子カルテシステムの構築完成後の人的、時間的な効果はどうかということでございますが、病院事務長にこの点につきましては答えていただきます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 山中議員さんの研修センター設置に伴いというこのご質問に

お答えをいたします前に、先ほど指摘のありました電話での対応につきまして、改めておわびを申し上げます。こういったことにつきましては、職員という前に人間としての常識の問題であろうかと思いますが、旧町と申しますか、内海町におきましては、職員信条、職員の心得ということで最低職員として守らなければならない事項につきまして、文書化して各自机の下に敷くなりしておりました。こういったことにつきまして、2町合併後、それぞれの町の成り立ち、慣行、習慣が違いますので、少し様子を見ておる状態でしたが、早急にこういった指針を示しまして、職員の引き締めを行いたいと思いますので、お許しをいただきたいと思っております。

なお、市町職員研修センターの話でございますが、職員育成の柱であります職員研修につきましては、小規模の町が単独で実施することは難しいという面がございまして、県の職員と市町の職員について、これまで県の施設であります香川県自治研修所におきまして行っておりました。地方分権を推進して県と市町の役割を見直す中で、市町職員の研修は市町で行うべきとの考え方によりまして、昨年度から階層別の研修、役職別の研修でございます、これを市町村振興協会で行うことになりました。

さらに、今年度から、市町職員の研修をより一層の充実強化を図ることを目的に振興協会の中に香川県市町職員研修センターを設置して研修を実施することとなった次第でございます。

この研修センターは、これまで以上に市町のニーズや意向が反映された研修が行えるものと期待しておりますが、今年度につきましては初年度でもございまして、まだ担当課長が計画を練るという段階でございまして、この28日に初めて実務担当者会議が開催をされる段階にあります。

今年度の研修計画につきましては、既に昨年までの運営方式によって策定をされておまして、階層別の研修は6階級別で、能力開発研修が意識改革コース、政策形成コースなど6コース32講座、また専門研修としては広報、徴税事務研修の2講座が既に5月から順次実施されておまして、本町からは7月までにこれらの研修に12名を受講させる予定でございます。

行財政改革を一層推進して職員数を抑制しながら住民本位の多様な政策を実現していくということにつきましては、これまで以上に職員一人一人の能力と意識や意欲を向上させていく必要がございます。

加えて、2007年問題と言われる団塊の世代の大量退職は大きな社会問題になりつつ

ありますが、とりわけ本町の場合、行政職員の約45%が50歳以上といった職員で占められておりまして、今後10年間で急速な世代交代を迫られることもございますので、優秀な人材の確保と育成が今後ますます大きな課題となってくるのは必至でございます。今後、この研修センターと連携を密に取りながら、地方分権時代に必要不可欠な政策形成能力、政策、法務能力の向上を図りまして、コスト意識やプロフェッショナル意識を持ち、住民の視点に立った発想と協働のできる優秀な職員の育成を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 9番議員さんのご質問にお答えします。

パソコン教室が一時から比べて開催機会が減少しているということについての対応の件でございますけれども、高度情報化社会が展開される中で、まず社会教育におきましては主に初心者を中心にパソコン教室を公民館講座などにより開催し、旧内海町では平成8年度から平成12年度にかけて7つの講座、154名の方が受講されております。また、旧池田町では平成15年度から17年度まで6講座、77人の方の受講実績がございます。

また、平成12年度より国の事業で情報通信技術講習推進特例交付金事業の基礎技能講座に取り組み、旧2町で40台を購入し、平成13年度、14年度にかけて64講座、1,100人の受講実績となっております。

次に、学校教育におきましても、各小学校、中学校にパソコン教室やコンピューター教室を整備し、その対応を行っております。また、今回予算を計上させていただいておりますが、機器の更新についても計画的に行っております。

現状は以上のような状況でございます。

さて、パソコン教室の減少についてでございますが、まず過去の教室等により受講生が減少し、講座開設の要望は少なくなったこと。次に、昨今光ケーブルなどの敷設による情報通信網のインフラ整備が急激に進んでおり、それに対応するためにパソコン機器や基本ソフトも進化しております。現在教育委員会で保有しておりますパソコン約25台につきましては、既に機器の老朽化と基本ソフトの旧式化によりまして、教室を開催いたしましても受講者の方が自宅等で利用するパソコンと機能等が乖離しているような状況であるということがございます。

今後は、公民館運営審議会や各公民館の運営協力者会などで十分要望をお聞きし、ご要

望が多いようでしたら、機器の更新や各小・中学校との協議のもとでパソコン教室を利用するなど、対応を考えてまいりたいと存じております。

以上です。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（松下 智君） 9 番議員のご質問にお答えいたします。

電子カルテということでございますが、電子カルテシステムの導入は既存の紙カルテを単にペーパーレス化するのではなくて、電子化によって診療情報を院内で共有することにございます。導入目的の基本は患者サービスの向上、これが大前提でございます。それと、安全で効率的な医療の実現、経営の効率化に資するということにあると考えております。

ご質問は、システム構築後の人的、時間的な効果についてであります。まず時間的な効果といたしましては、診察終了と同時に電子カルテから診療内容が医事のコンピューターに転送され、会計計算や処方箋の発行がほぼ瞬時に出ますので、待ち時間が大幅に短縮できるものと思っております。

ただし、導入初期につきましては、診察時に入力する項目が多岐にわたりますため、医師に業務が集中しますので、操作になれるまでは診察時間は長くなることが想定されます。診察が終われば、基本的には待ち時間ゼロになるかと思っております。

次に、人的な効果でございますが、院内業務の効率化としましてはカルテ管理の省力化と医事事務の省力化が考えられます。カルテ管理につきましては、現在カルテ出し、カルテ搬送、カルテ収納、レントゲンなどの画像や記録の整理などの煩雑な作業をしておりますが、それがなくなります。医事事務につきましては、電子カルテと医事システムとの連動によりましてカルテデータが直接に転送され、紙カルテを見ながらの入力作業を現在行っておりますが、それがなくなります。したがって、労力の緩和と誤入の防止が図られると思っております。

人的な面ですが、現在カルテ管理や受け付け業務などの職員は 11 名で担当しており、すべて臨時職員でございます。また、医事のコンピューター業務の職員は現在 7 名で担当しており、うち 5 名が委託業者のニチイ学館の職員でございます。

以上のことから、システム構築後の人員削減の目安を考えますと、システム稼働の状況に変化がなければ、10 名近くの削減は可能かなと考えております。

それから最後に、予約方法はどうかということでございましたが、基本的には予約

方法は現在と変わりません。初診については特に同じですが、再診患者につきましては現在1時間単位で予約を受け付けておりますが、恐らく30分単位での予約受け付けになるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は2時15分。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次、10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私は、子育て支援の充実、それから食育問題、オリーブ植栽100周年、県道、それから映画村の部分の「キネマの庵」、それと小豆島町総合計画、最後に団塊の世代問題と人材確保ということで質問させていただきます。

最近マスコミをにぎわせている新交付税がもし実施されるならば、今までの三位一体計画の部分よりもさらなる町の収入が減少すると、そうした場合にどこに税源とか財源を求めつもりかと。そして、反対にいかん支出を減少さすかというふうな、これから大変な時代に入っていくことは明らかな今日、町執行部に質問いたします。

まず1点目、子育て支援についてでございます。

最近の新聞報道にもありますよう、国も重い腰を上げ始めました。我が町は国が考えている以上に少子化問題がもっともっと深刻です。将来を担う子供たちをいかにふやすか、また今より出生率を減少させない方法を探ることが必要だと思います。安心して子供を産める環境づくりに一層努力していただきたいと思います。

2点目、食育問題であります。

給食での食べ残しのことが随分マスコミ等でも報道されるようになってきております。我が町での給食での食べ残した種類だとか、それらのパーセントを分析したことがありますか。そして、食べ物は生徒たちに提供する、出すだけでなく、本当に子供たちの成長に必要なものを出して、それを子供たちに食べ切ってもらおうと、これが給食本来の目的ではないでしょうか。最近、テレビ報道等で問題になっておりますように、精神上、肉体上の問題点が指摘されておりますが、これについていかが考えておるでしょうか。

3点目、オリーブ植栽100周年ということで、小豆島観光協会、それから小豆島町観

光協議会や、ほかにオーブと名のつく団体、二、三十団体と言われておりますが、これらの団体も100周年問題を考えているところが多くあると聞いております。県花県木であるため、県が主導で100年祭をやるのが当たり前かもしれませんが、我が町としても各種団体の取りまとめに協力し、県と一体となって100年祭を行えるようにしていただきたいと思っております。

また、県の来年度予算に組み込めるよう、9月から10月には事業計画の作成が必要ではないかと考えております。

また、町長がいつも言ってます新しい産業の一つにするということには、私は今まで行ってきた植栽の現況把握とこれからどうするかというような計画がぜひ必要ではないかと思っております。

4点目、県道整備と、それから「キネマの庵」、この問題でございます。

今年の10月末には、映画村に関西でも珍しいユニークな戦後映画のシーンを集めた「キネマの庵」が完成する予定と聞いております。

そこで、団塊の世代の人たちを含め多くの人たちが映画村へ来ることが予想される中、田浦漁港の改修はどうなっていますか。延び延びになっておりますが、県道の改良とともに早急なる整備が待たれますが、いかがでしょうかということです。

5点目、小豆島町総合計画、先ほど9番山中議員の質問にも答えておりましたけれども、私はちょっと視点を変えて質問したいと思います。

冒頭でも言いましたように、新しい交付税案が出たりする中で、行財政の改革ということがこれからはさらなるところ求められると思っております。計画づくりのために審議組織を設置するとありますが、今までのように町内の人たちだけでなく、島外から見ただ目、考えた、そういうふうな考え方を取り入れる考え方はないでしょうかということです。

それから、最後になりましたが、団塊の世代問題と人材確保ということで、芸術文化活動の支援を推進していきますということでございますが、他の地域には少ない農村歌舞伎や安田踊り、また演劇など、これらを受け継いでいる人たちも継承ということでは大事ですが、これからのことを考えるときには、文化的知識をまた専門的に学んだ若い人材、これは採用すれば職員になると思っておりますが、これが必要ではないでしょうか。

以上、6点について質問をさせていただきます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の子育て支援策の充実ということでございますが、日本の少子化傾向は一向に歯どめがかかりませず、平成17年の合計特殊出生率は1.25と過去5年連続低下をしておりまして、憂慮すべき深刻な事態となっております。また、本町における合計特殊出生率は1.22とさらに厳しい状況でございます。このような中で、子供を産みやすく育てやすい社会にしていくための環境づくりが一層重要となっております。

ご質問は、乳幼児医療費のことかと存じますが、本町では6歳未満の乳幼児医療費は医療機関などの窓口で一旦2割ないし3割分を支払っていただき、その全額を一、二カ月後に乳幼児の保護者の講座に振り込むという償還払い方式をとっております。現物給付にすると国保会計の方でペナルティーが科せられるために今まで踏み切れなかったのが実情でございます。

しかしながら、子育て支援の重要性やまた県内の他の市町の実施状況などもかんがみまして、少子化対策として現在町議会内で検討されているとお聞きいたしております。私としましても、その結果を真摯に受けとめて対応していきたいと考えております。

気になる点を申し上げますと、小豆郡内では昭和47年から3町と医師会が協定をいたしまして、同一歩調で償還払い方式をとってきた経緯がありますので、現物給付に切りかえる場合、医療機関の窓口が煩雑にならないように、できれば土庄町とも足並みをそろえて実施できればと思います。

いずれにいたしましても、子供を産みやすく育てやすい社会にしていくための環境づくりは新町における重点課題でございまして、緊急を要する課題であります。個人の価値観の多様化の中で効果ある具体策が難しい問題ではございますが、議会の皆様とともに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これらにつきまして、先日テレビで家島群島の防勢島が子供が非常に多いということございまして、そういうなともまた研修してはいかがかと、こう思っております。

それから、食育問題につきましては、教育長にご答弁を願います。

次に、3番目にオリーブ栽培100周年でございますが、100周年事業に関連しまして、1点目につきましては、明治41年に当時の農商務省がオリーブ油の自給を図るために香川県、三重県、鹿児島県、3県でオリーブを試作いたしまして、その中で唯一本町の西村地区で植栽されたものが根づきまして、明治43年に初めて収穫がなされまして、来るべき2008年にオリーブ栽培100周年を迎えるというわけでございます。

つきましては、この記念事業の取り組みが小豆島全体の集客に結びつくものとするために、宝くじ収益金を財源とする地域再生マネージャー事業の活用を検討するなど、計画策定段階から外部の発想やノウハウなどを取り入れた上で、庁内プロジェクトチームを中心に2008年の年間活動計画案を練り上げてまいろうとしております。さらに、島内の観光関連機関やオリーブ協会、生産組合などに対して積極的な情報提供と意向聴取に努めまして、島としての意思統一を図ってまいりたいと考えております。

一方、香川県におきましても、観光交流局県産品振興室が県の総合窓口となりまして、全国に向けて統一した広報企画などの検討が進められておりますので、地元小豆島町としての年間活動計画案を県に対し提示しまして、来年度以降の県予算に反映されるよう、これまで以上に県との連携を密にし積極的な取り組みに心がけてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご協力をお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、植栽に関してのご質問ですが、現在オリーブ苗木の配布本数は小豆島町全体で約18ヘクタールに約2万3,000本の配布をしており、従来から植栽されていると思われる本数を含めると、町内約43ヘクタールに約4万4,000本栽培されていると推計されます。

ご質問の植栽の現況把握でございますが、内海町においては平成17年12月に支柱関係、オリーブゾウ虫の予防、草刈り、肥培管理等の項目別に地域調査を行った結果、特に管理状態の悪いところについては現地指導を行ったこともございます。また、旧池田町につきましては、植栽希望者のほとんどが農業者ということや従来から植栽されているオリーブの実態調査ができていないこともあり、正確な現状把握がされていないのが現状であります。

そのことから、今年度は栽培本数や栽培面積の把握はもとより、品種別、年生別、また木の生育状況及び管理状態を確認した上で、小豆島町としてのオリーブ栽培台帳の作成を目指したいと考えております。

また、台帳整備も急速に行われなければなりません。オリーブ産業を興すためには果実の収穫量の確保が最も重要なことでございますので、収穫量の把握に努めたいと考えております。

今後、収穫量の安定確保のために収穫木としての栽培管理が必要でございますので、小豆農業改良普及センターや関係機関と密に連携を取りまして、栽培管理講習会や現地での栽培指導など、オリーブの農産物としての定着化に努めたいと考えております。

なお、将来構想としてオーリーブはどうあるべきかというな、これは今後これから検討してまいりたいと、早急にその目標数値を求めてこれから取り組まないかと、このように思っておりますので、またご相談申し上げますので、皆さんよろしく願いたいと思います。

それから、4点目の田浦の県道、また映画村「キネマの庵」について、田浦漁港の改修ということでございますが、この漁港改修は県道の拡幅改良工事が漁港側へ広がることに伴う漁港の機能回復工事でございます。この県道田浦坂手港線の道路拡幅改良事業は、平成11年ごろより、小豆島の代表的な観光スポットの一つであります岬の分教場と「二十四の瞳」の映画村へのアクセス道路として全線2車線化を目標に用地買収ができた区間から順次施工しております。しかしながら、拡幅に伴う事業用地所有者には島外者が多く、用地確保が難航している区間が現在も何カ所か残っておりますが、早期工事着手に向けて用地交渉を継続しております。

ご質問の田浦漁港の改修は、田浦漁港付近の約250メートル区間の県道拡幅に伴い、漁港の基本施設であります物揚げ場がほとんど消滅しているために、やむを得ず泊地幅を狭くして、物揚げ場の機能回復を図る県の補償工事としての改修計画でございます。したがって、泊地を狭める漁港概略基本計画に対する漁業者の同意を得るための協議を重ねてまいった結果、昨年度にようやく概略基本計画の同意を得ることができました。これを受けて、概略計画に対応した地質調査を行い、本年度において概略設計を行う計画でございます。今後、概略設計と工法について漁業者の最終同意が得られたならば詳細設計を行い、公有水面埋立免許を取得して工事に着手する予定と県より報告を受けております。

なお、参考までに申し添えますと、県道田浦坂手港線の実延長は約6.1キロメートルで、そのうち改良済みの区間延長は約4.4キロメートルで、未改良区間が1.7キロメートル残っておりますが、今年度も既に古江地区の約200メートルが工事発注されております。残り1.5キロメートルにつきましては早期の全線の改良に向けて県と力を合わせて取り組んでまいります。

次に、5番目の小豆島町総合計画についてでございますが、小豆島町総合計画の策定に関しまして、島外からの目や、また考え方もぜひ必要ではないかというご指摘でございますが、町としましてはいろいろな角度から意見をちょうだいして計画に反映させたいと考えておりますから、民間のシンクタンクに策定業務の一部を委託いたしますとともに、住民アンケートの調査はもとより、島外にお住まいの町出身者へのアンケート調査も実施し

たいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、団塊世代の問題と人材確保、伝統文化や演劇を継承するため、専門的知識を学んだ若い職員が必要ではないかということでございます。

団塊の世代の退職に象徴される世代交代は社会全体の大きな問題でございます。これらに対する新たな人材確保と育成は大きな問題であります。芸術文化の分野におきましても例外ではなく、長い歴史の中で守り伝えられてきた農村歌舞伎や安田踊り、演劇などの本町特有の郷土芸能や文化を若い世代に継承し育てていくことは、それぞれの文化活動団体はもとより地域全体の課題として考えなければなりません。

議員の言われるように専門知識を学んだ職員の配置は望ましいことと思いますが、数あるそれぞれの技芸には伝統に培われたそれぞれの奥深い芸術や専門的な知識の習得が必要であり、それらに対応できる人材の選考が何より難しいと考えられます。また、行財政の中で大幅な人員削減や人件費の抑制が求められている昨今、新たな専門職を採用できる余裕もないのが現状であります。

芸術文化活動の推進につきましては、文化協会を通じて支援を講じてまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、職業人としての卒業をされる団塊の世代の皆様がこのような地域文化活動や後継者育成の担い手としてお力添えを賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

新町を発展させていくためには、いろいろな才能や知識を持った人材また職員が必要でありまして、その者たちの発想が地域の新しい魅力を生み出すのではないかと指摘でございますが、確かに地域の魅力はその地域固有の文化であり、産業であり、それを担う人たちであることは明白なことであります。そしてまた、地域の歴史に造詣を持ち、伝承されてきたものに対する知識を有していることは常に非常に大切なことだと考えております。また、芸術や技術に対し興味を持ち、人間としての幅を広げていくことは、町職員として大変重要なことではないかと思っております。行政マンとしての発想だけでなく、広い視野と知識を土台とした発想が新しい地域づくりには欠かせないものになる時代がやってきております。

今後は、これらのことも念頭に人材育成に取り組みたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

行政改革の中で職員研修、特に職員の資質向上、そういう中でただ資質を向上するだけではなくて、そこにはやっぱり歴史文化、教養と、そういうなものと、同じ計画を

立案してもそこにそういうなものが加わるということがこれからの地域間競争において優位に立てるということは間違いのないと思います。したがって、職員に対する非常に期待は大きいわけですが、ただ行政マンの優秀さだけではなくて、文化、教養も持ち合わせていくということもこれからの職員に対して大きな期待がかかっておるということを認識させていただきました。ありがとうございました。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 食育に関する質問でございますけれども、食生活を取り巻く環境は、近年社会生活の変化によって、朝食の欠食やとか偏った栄養摂取等による生活習慣病の増加と若年化傾向が見られるなど、食に起因する新たな健康問題の増加が見られております。また、一人で食事をする孤食など心に及ぼす影響も懸念されております。

このようなことから、未来を担う子供たちが生涯にわたって心身の健康を保つことができるよう、健康教育としての食に関する指導の重要性がますます高まってきております。

このようなことから、町内の幼稚園、小学校、中学校においても食に関する指導に取り組んでおり、学校ごとに指導内容や年間計画を立て、毎日の給食の時間を中心に指導を行っております。年間で約180回の給食が実施されており、食習慣の形成と好ましい人間関係を深めることなどを指導しております。

また、この食に関する指導は、単に給食の時間だけでなく、学級活動の時間、保健体育の時間、家庭科などの教科においても関連する指導内容は多く含まれており、教育活動全体で効果的な連携を図った指導に努めているところでございます。

ご質問のありました給食の食べ残しの件でありますけれども、池田学校給食センター、内海学校給食センター、両方とも給食の食べ残しについては献立ごとに調査をしております。この調査の状況を申し上げますと、毎日の給食のうち食べ残す量が10%を超える日が非常に少ない中学生に対し、小学生はやや多い傾向にあります。また、主食の米飯とパンでは、パンは持ち帰りすることもあり、米飯の食べ残しが多く、副食の方では野菜サラダ、魚料理、あえものなどが多い傾向にあります。

なお、特徴的なこととしましては、小学校では1学期の食べ残しが最も多く、2学期、3学期と次第に少なくなっていく傾向が見られております。このような実態から見ますと、給食指導など学校での食に関する指導によりある程度の好き嫌いを改善したりすることはできたものと考えております。

何といたしましても健康で生き生きとした生活を送るために、園児・児童・生徒が正しい

食事のあり方や望ましい食生活を身につけ、食事を通じてみずからの健康管理ができるようにすることが何よりも大切であるとの観点に立ち、学校と家庭、地域、関係機関との連携を図りながら、子供たちの指導に当たるよう促してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 10番植松議員、あと2分ほどですので、手短にお願いたします。

10番（植松勝太郎君） 私の質問は大体10分以内やったと思うんです。答弁が事細かくいただきましたので、これも非常に持ち時間がないというふうなことになっております。1つ、本当は2つ、もう一つ、時間の部分で2つぐらいちょっと言わせていただきたらと思います。

この子育て支援の部分で、償還払いが現物給付いうんですか、そういう形になったとはいうことで前へ進んでるというふうなことをおっしゃってますが、国や県のペナルティーを恐れずに、妊娠して出産するまでもう別に何にも要れへんと、要らないというぐらいのことを進めていかなければ、行くたびにお金が要ると、それから1週間に1遍とか、最後の方になったらもうその都度いうことをいう、こういうなこともぜひ改善していただきたいと思います。

それから2点目、オリーブ栽培100周年ということでございますが、私は1つ提唱したいなと思っております。このオリーブ100年祭を第一歩として、今後100年後、200年後、300年後というふうなことで、小豆島だけでなく瀬戸内海の地帯をオリーブ生産地帯に提唱してはどうかと。これは、食育の部分と関係しておりますが、健康な油という部分に関してはオリーブオイルが今のところ歴史上一番安全な油ということで、国民の健康ということを考えたときにはこれはもう一番いいんじゃないかなと思っております。

そういう考えをぜひ持ってもらいたいと思いますし、オリーブ振興も漁業での新しい昆布の養殖というふうな形の取り組み、これは産・官・学が一体となって推進しなければできない話だと思っております。ぜひ小豆島から今回の100周年を契機にして、200年後、300年後、瀬戸内地帯がオリーブの大生産地になるんだというふうな瀬戸内海オリーブコンビナート構想というぐらいの町長、構想を打ち上げていただきたいと思います。それが、これからの日本の食育いうんですか、健康の部分だとか保健・医療だとか、部分に随分資するところが大きいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 答弁要りますか。

（ 10 番植松勝太郎君「そうですね、オリーブのその思いだけはどうかと」と呼ぶ）

町長。

町長（坂下一朗君） 最近非常に財政的に厳しい日本全国、特に地方である我々小豆島町なんかは財政厳しい中で、行政改革の中で、将来の子供たちに希望を与え、勇気を与え、そして活性化していくという大目玉がオリーブ100周年だと思います。それらにつきまして、香川県はもとより、小豆島、そしてこの小豆島町が中心になって呼びかけるのは瀬戸内海、いわゆる地中海、世界の地中海的な瀬戸内海をと、これから21世紀の小豆島、それに取り組んでいこうという一つの大きな構想、21世紀構想といいますか、そういうことを打ち上げて、香川県とともに活性化に向かって希望を持って進んだらどうかと、こういうことでございます。私も同感でございます。

議長（中村勝利君） 次、11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、次の3点について質問をさせていただきます。

一部の質問は先ほどの質問と重なる部分もありますが、答弁の方よろしく願いをいたします。

まず最初は、障害者福祉の充実についてであります。障害者基本法及び障害者自立支援法が施行されましたが、いつごろからどのような形で取り組みを予定されているのか、また今より負担は大きくなることはないのか、そういったことについてお伺いをいたします。

2点目につきましては、高潮対策についてであります。

一昨年の台風16号などによる高潮被害は、大きな被災は受け甚大な損害をこうむりましたことはまだ記憶に新しいところであります。その対策につきまして、余り具体策は示されていないように思いますが、その地域によっては町単独の事業計画を立ててできることから早急に取り組んでいくという必要があるかと思いますが、どのようなお考えでしょうか。

続きまして、3点目は住民活動組織の育成また支援の中で、今日までそれぞれの各自治会あるいはまた公民館活動におきまして、行政と住民とが協働のまちづくりに参加をしてきたわけではありますが、そのまま自治会に対してより重要度の高い助成制度を創設とあり

ますが、その具体的な内容について、先ほど質問もありましたんですが、重ねて伺いをいたします。よろしくお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 11番議員のご質問にお答えいたします。

11番議員のご質問、障害者基本法やまた自立支援法が施行されたが、いつごろからどのように取り組み、予定をしているのかというご質問でございますが、障害者福祉に関しましては、障害のある人もない人もお互いに支え合い地域で生き生きと明るく暮らしていける社会を目指し、障害者の自立と社会参加の促進を図るために、この数年で法律や制度の改革が進み、市町村での実行段階に入っておりますのでございます。本町におきましても、今後真に障害者が住みよい町を目指していく必要性を感じております。

制度などの具体的な説明は担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

2点目の高潮対策について、地区によっては町単独事業で高潮対策に取り組む必要があるのではないかとのことですが、このご指摘のとおりでございます。このようなことから、先ほど4番森議員にも答弁いたしましたように、植松都市下水道再整備事業に向けての法的な準備や、県事業ではございますが、木庄川の護岸かさ上げなども着手することにしております。また、その他にもフラップゲートの修繕なども地元から要請がある都度対応しております。

なお、全体的な高潮対策についての考え方につきましては、先ほど4番森議員への答弁のとおりでございますが、町としましても財政の許す範囲でできる限り対応していきたいという考えでございますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、3番目の自治会に対する助成制度につきましては、5番議員にご説明をいたしましたので、ご理解賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 1点目の障害者基本法や自立支援法が施行されたが、いつごろからどのような取り組みを予定しているかでございますが、障害者基本法は昭和45年の心身障害者対策基本法がもとになっており、平成5年に改正されたもので、障害者の自立及び社会参加を目的として施行された法律です。この中で、施策を講じるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ障害者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないとされており、現在の障害者

福祉に関する基本的な理念と方向性について定められたものであります。この中でうたわれている障害者とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の3障害であります。

一方、障害者自立支援法は、障害者や障害児の自立した日常生活や社会生活を可能とするために必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行うことを目的として施行されている法律であります。

障害者の対象といたしましては、身体、知的、精神の3障害に児童障害者を加えた4障害となっております。

この障害者自立支援法においては、一度廃案になりましたが、サービス利用者の増加に対応できるよう、制度を安定的、効率的、かつ長期にわたって持続できるようにということで、昨年の解散総選挙後の第163回国会に再提出され、10月31日に可決成立したものであります。障害者自立支援法の施行に伴い、既に自立支援医療については3月中に所得などの見直しをしており、またサービスについても今まで利用されている方については2月ごろから制度の内容についての周知と申請をしていただき、みなし決定をしています。

本年4月1日からは、利用者に対しては、生活保護世帯を除き原則1割の定率負担をお願いしており、低所得者の方については社会福祉減免、個別減免、補足給付等により負担の軽減が図られているところでございます。

ただ、準備期間が短いことから、附則により新サービス体系の移行、地域生活支援事業などにつきましては10月1日から本施行されることとなっております。

また、障害者基本法では障害者計画、障害者自立支援法では障害者福祉計画の策定規定があり、両計画を同時に今年度中に策定するために現在も委託先と作業を行っているところでございます。

今後は、新たなサービス体系に向けて、7月ごろから障害程度の認定調査を行い、市町村認定審査会による障害程度区分の決定によって町がサービスの支給決定を行う予定としております。

市町村認定審査会とは、障害者の方が居宅サービスを利用する際に介護保険の要介護認定審査会と同様に障害者の障害の程度区分を決定するものであり、その障害の区分に応じた福祉サービスが提供されることとなります。市町村認定審査会は、障害者自立支援法第15条により、その判定等を中立公平な立場で専門的な観点から行うために各市町村に設置することが義務づけられております。また、小豆島町では小豆圏域として土庄町と共同

で審査を行いたいと考えております。

審査会の対象となる障害者数は小豆島町内で約40名程度を見込んでおり、土庄町と合わせて約80名の認定審査を行う予定です。障害者の程度の区分につきましては、区分1から区分6と非該当に分けられ、区分6が最重度となっております。

本町におきましても関係予算を平成18年度予算に計上し、本制度に準じた公平な福祉サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

また、10月からの事業となる地域生活支援事業のうち県事業から市町事業になる相談支援事業、地域活動支援センター事業、福祉ホーム事業などにつきましては、県関係市町と協議を行っております。これらの新規事業に関連しまして、今後予算の補正についてご審議いただくことになろうかと思われまますので、ご了解をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 高潮対策については、非常に広範囲で復旧に相当の年数もかかる、あるいは多額の費用が要するというようなことですね。大変でしょうけど、ひとつまたしっかりと取り組んでお願いをいたします。

また、障害者福祉の件についてであります。この障害者の方々あるいは障害児の子供たちが社会に自立し復帰していくというようなことで、今回この4月から病院の方に言語聴覚士の方が常勤せられたというふうになっておりますし、今までも作業療法士の方、あるいはまた理学療法士といったような方々もかなり障害者とかあるいは障害児の訓練等に、ぜひ計画に含めて、今後ちょっと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（中村勝利君） 次、12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） まず最初に、議長がそのままやるか前へ出るかいうことで出てきました。皆さんに大分ご迷惑かけますが、一生懸命質問したいと思います。

私は、慌てず、騒がず、あきらめずということやってきたんですが、今日は池田のO君を思い出して、ひとつこれでいってみようと思います。それは、「Slow and speedy win the race」、カメがウサギに勝ったという英語であります。彼は、新茶さんよ、せっかく出ていくんだから頑張れよっていう声をいただきましたんで、そういうことで、カメはウサギに勝ったということから皆さんに質問をしたいと思

います。お願いします。まず、議長がこばようにやれよということを行いましたので、こばようにやりますから、何分ともよろしく頼みます。

まず、医療体制の強化ということではありますが、診断が確かであること、2番、治療のプロセスが安全、効率的であること、3番、治療の結果がよいこと、そういうことが3つの基本的なことでありまして、そういうようには皆さんの森口議員初めそういう説明でよくわかっておりますが、ここに書いております医療機器整備ということでもあります。

私は、ちょっと残念ながらこういう体になったんですけれども、町長はキーププロミスということで約束を守ってくれました。それは、内海病院に言語聴覚士を置いていただきまして、私は非常に助かっております。物の言い方もちょっと頼りないけれども、何とか皆さんにわかるような話し方ができるようになったということで、必ずりハビリについて頑張っていくって、皆さんに負けんようについていけないかんと感じております。

電子カルテシステムについては、山中議員の話にあったとおりなんではしょうが、私はあの電子カルテについて、優しい女の方が1日1万歩も2万歩も歩いておる姿に接しております。彼女は、内部資料室を常に出入りする方なんですけれども、そういう活動的な彼女たちはどのようになるのかなと思っております。結局彼女は信頼される内海病院ということで頑張っていくわけなんではしょうが、病院はやはり昔から言っておられたかかりつけのお医者ということを内海病院が目指しておると。あれは厚労省の後構えで実施されるもんだと聞いておりますが、電子カルテについて質問をいたします。

2番目の問題の防災、特に高潮、草壁本町地区の高潮ということなんですけど、これまた森さんや谷さんや大勢の方の質問がありましたので、事実あったことをちょっと話しますが、草壁の彼、彼女は、朝目がちゃぶちゃぶいうがというときに、水がベッドの上までやってきとったと、そういう実情があるわけです。防潮堤がないために怖い目に遭った、新茶さん、防潮堤いうんはつくってくれるんじゃるか、いやお金がぎょうさん要るから、やがてはつくってくれると思うけれども、そう簡単には無理と違うかなというように話しておりますが、防潮堤というのは草壁本町にぜひ必要だというように思いますので、森の崇さんや谷清さんと頑張っていこうと思っております。

3番目に書いております観光の積極的PRというのを、観光が一番が観光、2番が健康、3番が振興、讃岐路の話を東京のモノレールの横に書いておりました。観光については積極的なPRをなさっておるというように私は思っております。小豆島佃煮の42品目が認証されたということではありますが、この分について上役が話していただきました。じっと

しとってもいかん、何かせないかん、何かして小豆島の味と香りを全国にPRするんじゃという話し方でありました。ほんまもんの、本場の負けない味と香りをいうことで、植松勝太郎さんも頑張っておるな、そういう意味で町長、ちょっと42品目の6会社の、7品目の6会社ですか、そこをちょっと話ししていただけたらと思います。

それと、4番目が私のどうしても皆さんにお願いしたいこと、特に池田の皆さんにはよろしくお願ひしますという、平間さんについてはよろしく頼みます。何かといひますと、トイレの設置というのは、草壁本町にとってはトイレが正直いうてあるんですけども、12時間ないという話なんです。12時間はトイレがないということで、昨日もコラボレーションいうんですか、私あっこちょうちんを朝半日かけてちょうちんをやりました。それをコラボレーションということで住民のもんは一生懸命頑張ったので、早急なトイレの設置、もうそれにひきかえて本町の埋立地についてはちょっと現在遅れぎみであるのでありますが、その辺もあわせてお願いいたします。

どうも済みませんでした。

議長（中村勝利君） 病院事務長。

病院事務長（松下 智君） 12番議員の質問にお答えいたします。

町長の所信要旨には機器購入整備でオーダーリングシステムを中心とした電子カルテシステムという、その表現なんかでちょっとわかりにくい面があったと思いますので、もう少し説明させていただきます。

電子カルテについてですが、電子カルテとは医師の診療記録だけではなくて、医師の所見とか看護記録、レントゲン写真、検査のレポートなどを含めて患者にかかわります情報を電子媒体に記録保存し運用するシステムを電子カルテシステムと申します。

次に、オーダーリングシステムといひますのは、処方箋や検査箋などの伝票をシステム化したもので、医師やスタッフが医療上の処理情報を直接入力することになります。これによりまして、医師の指示は今までと違ひまして瞬時に各部署に指示できるようになります。それをオーダーリングシステムと申します。

そのオーダーリングシステムと医事会計システムとを連結することによりまして、処方から調剤、会計処理までが連続的に処理され、患者の待ち時間が短縮されるようになります。加えて、そのシステムの中には薬の過量投与に対する警告などが自動的に表示されるなどのリスク回避機能もございます。

電子カルテ導入のメリットといたしましては、診療情報の共有化によりチーム医療の確

立、また正確な情報伝達により医療の安全性の向上、情報の標準化、共有化により医療の質の向上あるいは患者の安心と納得に対するカルテ開示が容易となります。また、業務の見直しによります効率化と経営改善、カルテなどの保管スペースが大幅に減少されます。それから、診療データ管理によりまして保健・福祉分野への寄与などが考えられております。

デメリットでございますが、発生源入力といいますか、ドクターとか看護師とかかわった時点で入力いたしますので、医師等に業務が集中します。2つ目には、山中議員の答弁でも申し上げましたが、導入初期は操作になれるまで診察時間が長くなります。3つ目には、導入費用は非常に大きいわけですが、直接病院収入とならないといったことが考えられます。

それで、稼働時期なんですけど、今年の8月からオーダーリングシステムの部分的な稼働を予定しております。それから、今年の10月から電子カルテシステム全体の本格稼働を予定して、現在取り組んでおります。

最後に、山中議員にお答えしたことで職員が減るということで今新茶議員さんから言われましたけども、国保直診病院といいますのは、住民の皆さんのニーズによりまして不採算部門も当然抱えております。ただ、それが公共性としまして、ただ単に公共性だけやなくして、何ぼ自治体病院であっても経済性というのはどっかに頭に置いておかなければならないことと思っておりますので、電子カルテを本格稼働しますと、実際にカルテ運搬であるとか、実際に今まで医事の方が手落ちであったのが、それが全部省力化されますので、そういった点をご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 12番議員のご質問にお答えいたします。

2点目の防災、特に高潮についてでございますが、清水地区から草壁本町にかけて低地帯が多い地域の、特に草壁港があり、その中にフェリー岸壁がありますことから、高潮の浸入を食い止めるためのコンクリート擁壁もつくりにくいという特徴がございます。また、本堂川や小規模水路から海水が逆流しまして住宅地に流れ込みますので、一昨年のような異常と言える高潮となりますと、これらの河川や水路の河口部分に海水の進入防止のための水門をつくっても、フェリー岸壁やまた排水管から進入した海水が地域内に至るところに広がりまして、河川や水路の上流部にも流れ込みますことから、対応策が非常に難

しいということでございます。

このようなことから、草壁本町の浸水対策は今後の大きな課題として位置づけまして、今後は県管理の海岸施設などの改良も含めた総合的な専門的な検討は必要であろうかと考えております。

なお、草壁本町の浸水被害を少しでも少なくするためには、高潮の浸入を防ぐだけでなく、大雨のときの別当川のはんらんを防ぐことも重要でございますので、内海ダム再開事業の早期完成もまた望まれるところでございます。

低地帯の、先ほども質問がありましたが、これらにつきましては非常に難しいということでございますが、さりとて難しいから何もしないというんじゃなくて、何らかの対応策をこれから模索していきたいと、かように思っております。

それから、第3番目のご質問にありました地域食品ブランド表示基準の制度につきましてもでございますが、地域で生産された特色ある農産物を主たる原材料として用い、その地域において歴史的、伝統的に培われた技術により製造されてきた食品の明確化、品質向上、表示の適正化を図るとともに、ひいては業界や地域の農林水産業、地域経済の活性化に資することを目的として平成17年から実施されておるのが地域食品ブランド表示の基準制度でございます。

この基準は、申請者が地域食品の名称、製造地域の範囲、また原材料、製法などに関する基準を策定し、これを財団法人食品産業センターが認定したものを言い、この認定を受けた製品には生産地域と商品を明確にした食品として「本場の本物」の識別マークを使用することができます。

本町におきましては、平成17年度に小豆島佃煮として7社42品目が認定を受けまして、識別マークの使用が許可され、その管理については運用規定に基づき申請者である小豆島調理食品工業協同組合が行うこととなっております。このために、町としましても食品産業センターとの連携を取りながら、商標の管理や運用について調理食品工業協同組合に参加させていただいております。

残念ながら、現時点では「本場の本物」の認証制度の浸透がまだまだ不十分でございます。食品産業センターにおいても啓発に取り組んでいただいております。先日も都内の東武百貨店にテナントとして入っております店舗をご紹介いただいたところでございます。

この制度を活用した振興方法といたしましては、「本場の本物」のホームページと調理食品組合及び各企業のホームページをリンクさせることによりましてネット販売を促進い

たしたいと考えております。

なお、この本町に設置しております食料産業クラスター協議会におきまして、小豆島醤油及び小豆島オリーブオイルなどの認定申請についても検討中でございますので、今後におきましても皆様のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

この「本場の本物」の認定基準につきましては、まず1つは小豆島産の醤油を使用すること、また2番目に化学調味料、合成保存料、また合成着色料を使用していないこと、また3番目に原材料は国内産であること、4番目に主原料は次のものに限られておることということで、昆布、ノリ、ジャコ、シイタケ、ワカメ、キャラブキ、以上の6種類でございます。また、同様の製品の製造経験を30年以上しておることでございます。

また、平成17年度における認定品目では、全国の中で小豆島佃煮、それから沖縄黒糖、鹿児島壺造り黒酢、それから足柄茶、草加せんべい、奥久慈凍みコンニャク、以上6品目が認定されておるわけでございます。これは地域の産物を使って新しい食品をつくるということで、地産いうことを奨励しておる国の農林省からの奨励の一つのあらわれでございます。これからそういうことで地域の素材を生かして、そしてつくりなさいと、いわゆる池田地区の農産物を生かして、醤油を使って何かをつくるか、佃煮の技術で使ってつくるということは「本場の本物」につながっていくというこのクラスターの産・学・官の農林省の今現在奨励しておる事業でございます。これは県は通しません。直接農林省から来るわけでございます。

それから、第4番目の港湾整備についてでございますが、港湾整備の中でトイレ、草壁地区の埋め立ての中にトイレを所望するというところでございますが、第4点目の草壁港に公衆便所の建設をということでございます。

この問題につきましては、旧内海町時代から12番議員が熱心に要望されておりました。現在草壁港には公衆トイレがなく、午前7時前から午後7時までの間だけがバス利用者も含めて内海フェリー待合所のトイレを利用できる状況でございますが、フェリーなどの利用客にとっては特に不便はないとも思えます。

12番議員の要望の趣旨は、フェリーや高速艇の乗降客を対象としたものではなくて、フェリー待合所のトイレが利用できない時間帯の早朝や夜間に草壁港付近を健康づくりのためにジョギングやまた散歩される人たちが利用できる公衆トイレを建設すべきとのご意見かと思えます。

これに対しまして、昨年の6月議会では、現在進行中であります草壁地区埋立地の跡地

利用計画の中で、草壁港に見合った規模の公衆便所を計画したい、またこれを待たずとも、国の各省のモデル事業など利用できる補助事業が見つければ、地元とも協議したいと答弁をいたしました。公衆トイレ建設だけでは要件に見合う補助事業もなく、起債対象にもならないようでございます。

三都半島の地蔵崎灯台付近の白浜公園にあります公衆便所は、自然公園の一体的な整備ということから補助対象となっておりますが、池田港にあります公衆便所は当時の池田町単独費用で建設されております。

しかし、採択される確率は低いもので、宝くじの売上金の一部を財源としますコミュニティーセンター助成事業という制度もございます。この助成事業の補助率は5分の3で、かつ限度額が1,500万円でございます。町の負担はかなり軽減されます。

一方、現在の埋立土砂搬入率は66%で、当初見込みより相当遅れております。このことは、この埋め立ての本来の目的が廃棄物処理のための埋め立てという観点から見れば望ましいことではあります。土地利用が遅れるという観点からいえば、残念ながらおこなわれているということになります。

このような状況でございますので、従来の埋立地の利用計画の中で公衆便所の計画をするという考えではかなり遅い建設になりますことから、建設位置の変更も含めた早期建設も検討していきたいと考えております。

しかし、地元自治会内でも公衆便所の必要性や、また建設場所等についていろいろな意見があると伺っておりますので、12番議員におかれましては、地元自治会とも十分相談しながら意見の統一を図っていただきたいと思う次第でございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時35分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次、13番藤井議員。

13番（藤井源詞君） 小豆島町としての踏み出しを行政も住民もともに努力をしているこの3カ月であったと思いますし、これからも互いの努力が続くものと思います。

こうした努力がさらにたやすくできますように、職員の配置表、構成表を広報で周知す

ることはいかがでしょうか。どの部署にだれがいるか、組織が変わって、場所も変わって、住民はどなたのところに行けばよいか不安を抱えています。よろしくお尋ねいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 13番議員のご質問にお答えいたします。

職員の配置、構成表を広報で周知することはできないかというふうなご質問でございます。

合併に伴いまして組織機構の再編やまた旧2町間の職員人事により組織や職員の配置がわかりにくいという声も多く聞かれておるところでございます。

現在の職員配置は3月21日付で発令いたしまして、業務運営を行っているところでございますが、合併に伴う事務調整や一時的な業務量の増加、また職員の中途退職などによりまして、変化する業務量と配置のバランスを見ながら、毎月小規模な人事異動を行い、職員配置の適正化と業務運営の円滑化に努めているところでございます。

このような状況はいましばらく続きますが、10月をめどに再度組織調整の人事を行いまして職員配置を固めるつもりでありますので、その段階におきまして、広報紙を通じ皆様にお知らせすることができるよう検討してまいりたいと思っております。よろしくご理解賜ります。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、5点について町長の施政方針に対して質問をしたいと思っております。

まず、1点ですが、旧池田町、内海町が合併して新たな小豆島町として3カ月が経過しました。合併したものの、旧池田町の施策のよいところはほとんど切り捨てられたり後退し、池田住民はこんな合併ではなかったはず、合併して悪くなるばかりだなど不安や怒りの声ばかりです。町長は施政方針の初めにのところで、まずは旧内海町、池田町の融和とうたっておりますが、どのようにして融和を図られていくのか、お尋ねします。

2点目です。2ページの上段のところでは。

2006年度国家予算は、小泉構造改革の総仕上げ的な位置づけを持った予算だと言われております。それは国民に一層の犠牲を押しつける予算です。また、行政改革推進法は地方公務員の配置に関し国が定める基準を見直すとしています。これは、国民生活に密着した行政サービスの低下を招くことになるのではないのでしょうか。

さらに、三位一体改革は地方分権の推進を看板に行われてきましたが、公共事業などのひもつき補助金こそ地方が自主的に使えるように改革されるべきところ、これには余りメスが入らず、義務教育費や社会保障関係など国が本来負担すべき負担金が減らされました。しかも、負担率を縮小するやり方での削減で地方に財政負担を押しつけるだけ、その上新型交付税の導入を図ろうとしています。

これら一連の問題で、地方六団体が5月31日、削減ありきの交付税見直し断固阻止の決起大会を開き、「骨太の方針」に要求を盛り込ませるために地方自治法に基づき意見書提出権を12年ぶりに行使したとありました。また、四国知事会議においても、新型交付税の導入反対の緊急アピールを採択、このような動きに対して町長が施政方針で述べているのは、これまでの国の動向、これからの国の動向を述べているだけで、町民の暮らし、福祉、安心安全をどう守るのか、施政方針にその意思表示がされていません。施政方針にあるように、住民がここに住んでよかったとこれで感じられるでしょうか。新町の執行権者として町民に対して施政方針にその意思を明らかにする必要があるのではないのでしょうか、伺います。

また、効果的、効率的な行政運営の推進についてのところでは、平成21年度を目標として事務事業の見直し、定員管理の適正化、給与構造の見直しなど集中改革プランを策定し、一層の効率化を目指すとしています。これは、国の行政改革推進を地方自治で具体的に進めることであり、保育所、学校、消防などの職員の削減、給与の引き下げなど住民に直結した福祉、教育、安全の分野のサービスが後退するのは必至であり、このプランは暮らしを守る自治体の本来の役割発揮を放棄するもので、実施すべきでないと考えます。町長の見解をお示してください。

3点目、食生活改善推進協議会などの地区組織と連携し食育活動などありますが、どのような活動を進めようとするのか、伺います。

食育活動をさらに発展させ、子育て家庭や学校での食教育として推進することが食の安全安心と心、体の健康づくりになるのではないかと考えます。その考えをお伺いします。

4点目、昨年商工会が合併したことを踏まえ、広まりを見せた商業圏での質的サービスの向上を目指すと思いますが、どういう質のサービスを目指そうとするのか、お尋ねします。

また、地域差を念頭に置いた地元商店や商店街などの振興策を打ち出す必要があると思いますが、町長の見解をお尋ねします。

最後5点目です。小豆島町総合計画の策定に当たり、住民と行政の協働による計画づくりとしていますが、住民の実質参画が必要ではないかというふうに考えます。どういう分野の住民を委員として選ぶのか。例えば、地域自治会、子育ての親など、また公募による方式を取り入れるやり方で委員を選び、その審議会組織にすることなど考えてはいいかが、考えをお尋ねしたいと思います。

また、住民意向調査はどのような形式でどのような方法で行うのか、お尋ねをいたします。

以上、5点です。よろしく答弁お願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、まずは旧内海町、池田町の融和となっているが、どのようにして融和を図られておるのかというご質問でございます。

合併後3カ月を経過いたしまして、行政としての体制も整ってまいりましたが、まだ数多くの課題があると施政方針でも申し上げましたとおり、2町間での差異や相違を解決することは一朝一夕にしてなし得るものではございません。しかしながら、新生小豆島町として効率的かつ適切な町政運営を実現するためには、2町間の垣根を取り除く必要がございます。このためには一定の目標を定めましてこれに取り組むことも一つの方策であると考えております。

具体的に申しますと、民俗資料館の2階を町民ギャラリーとして整備いたしますが、小豆島町として一つになった文化協会の会員さんが力を合わせて各種の展示会などを開催することにより相互理解が深まるものと期待をいたしております。

また、2008年にはオリーブ植栽100周年を迎えますが、これを契機として地域の資源オリーブを軸に積極的な施策展開を図り、地域のイメージアップと活性化を目指してまいりたいと考えております。この100周年の記念事業につきましては、他の地域にない素材でありますオリーブをシンボルとして、新町が一体となって取り組みを行ってこそ所期の目的が達成でき、同じ価値観を共有することによって一体感が醸し出されるものと考えております。

いずれにいたしましても、2町間の融和はお互いを理解し尊重しなければ実現するものではございません。今後の町政運営に際しまして、互いに譲り合う心、互譲の精神をモットーに相互理解が深まるよう意を注いでまいりたいと考えております。議員各位におかれ

まして、旧内海町、池田町の融和に向け特段のご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げる次第でございます。

2番目の地方六団体、四国知事会議の意思表示にあるように、町長の施政方針、地方自体としての町民の安心安全をどう守るか明らかにすべきではないかというご質問でございます。

14番議員のご指摘のとおり、国が進める行政の構造改革は急激なものがございます。これまでの中央集権で国が定めるナショナルミニマムとインフラ整備のメニューに地方自治体が従ってきた構図から、住民に密着した市町村に権限を移譲し、その地域の福祉と地域経営を任せていくという形に変わろうとしております。地方自治を市町村が主体的に担っていくということに関しましては全く異論がないところでございますが、その財源はどうしても必要なものでございます。これまで地方が果たしてきた国土や水源の保全、また有為の人材を都市へ供給するという役割が今日の我が国を支えてきたものであります。その功績への評価が現在の都市と地方の格差につながっているとすれば、非常に不本意でありまして、納得できるものではありません。

私も毎年全国町村会へ出席いたしまして、全国の町村長と一緒に、地方自治、過疎地の問題について議論をいたしておりますが、それらの集大成が地方六団体による地方自治法に基づく意見提出権を行使しての意見書提出でありましたし、四国知事会の意見であったと認識をいたしております。施政方針に言葉としてあらわしておりませんが、地方行政を担う者として現在の財源移譲、また行政改革のあり方には疑問を持っております。

次に、食育に関する質問ですが、食育をめぐる現状につきましては、国民が生涯にわたって健全な心身を養い豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育を総合的、計画的に推進するために、平成17年7月に食育基本法が施行され、同法に基づき平成18年3月、食育推進基本計画が決定されております。

香川県におきましても、県の食育推進計画策定に向けて7月に農業改良普及センター、学校栄養職員、市町の食育推進担当者、その他小豆管内の関係団体に対し説明会を開催することになっております。

本町は、食育に関しては多くの課が各分野においてかかわってまいりますが、先ほど10番議員のご質問は学校における食育についてでありましたが、このほか健康増進課では各年代の健康課題に応じた事業を行っており、乳幼児健診時の栄養士による栄養指導、食生活改善推進事業がございました。

食生活改善推進事業では、各地域における行事や会に食生活改善推進員が出向き、幼児期においては幼稚園児と保護者を対象に「親子食育講座」として食事のバランスや食品に含まれる栄養などを学び、正しい食習慣の獲得が健康づくりの基礎であることを伝えており、小学校では小児肥満の予防、また朝食の欠食予防など正しい食習慣についての学習、また郷土料理の伝承による食文化の継承を目指し郷土料理クラブの指導を行っております。中学校、高等学校では、貧血などに見られる偏食や過度のダイエットの危険性についての学習や丈夫な骨をつくるための料理などを文化祭で展示しております。高齢者には、健康長寿に大切な食事のバランスに加え、自分の歯で食べるおいしさを保つために口腔衛生の大切さを指導しております。

食育の推進は健康づくりの基礎でありますので、食生活改善推進員と連携を取りながら健康づくりを推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、商工業の振興についてでございますが、商工業におきましては、昨年9月に行政に先駆けて合併をし、小豆島町商工会が発足したわけでございます。また、小豆島町の誕生により商圈人口及びエリアが広がったわけでございますが、小豆島町商工会ではこれを機に、大規模小売店舗やコンビニエンスストアに対抗すべく個々の商店の質的向上を目指してエキスパート派遣事業及び昨年末からは旧池田町、旧内海町共同売り出しの実施、今年度からはシニアアドバイザー事業といった諸事業に重点的に取り組んでおります。量的サービスでは大型店にかなわなくとも、専門アドバイザーを招いての地域の特色を生かした空間づくりと商工会会員相互の創意工夫と連携により取り組んでいるところでございます。

なお、こうした各種制度のパンフレットにつきましては、商工観光課窓口にも配備いたしまして、側面から支援、PRをしているところでございます。

また、地元商店の振興策についてでございますが、これは町内商工業者のよりどころであります商工会や商業協同組合の力による部分が大きいと考えております。商業協同組合もこの5月末に合併をし、小豆島商業協同組合になったわけでございますが、組合員数が新規に7件ふえ組織力の強化が図られたところでございます。大型店に対抗すべくポイント10倍セールや吉田温泉やサン・オリーブ温泉への入浴券を割安に購入できる制度や、内海病院への支払いを商品券でできるなど行政とタイアップした部分もでございます。

今後も、商品券事業やスタンプ事業に対しまして、職員会や職員組合、さらには各種団体の協力を得ながら側面からできる限り支援を継続してまいります。

また、町としましては、シーズンオフの地域振興対策として小豆島オリーブマラソン全国大会やオリーブ杯ゲートボール大会などを継続して実施いたしております。参加者に宿泊していただくことと、お客さんに参加賞として多数の地場産品やグッズをお土産として提供し、旧池田町管内を含みすべて町内商工業者から購入いたしておるところでございます。これらの経済波及効果と宣伝効果は大きなものがあり、またお客さんにも好評でありますことから、今後も継続して実施していくことが地元商店の振興につながるものと考えておるところでございます。

次に、5番目の小豆島町総合計画策定についてでございますが、審議会の選出につきましては、先ほど9番議員に説明したとおりでございます。

また、意向調査につきましては、10番議員の質問に対する答弁と一部重複いたしますが、お答えさせていただきます。

意向調査の形態につきましては、さまざまな角度からのご意見をちょうだいして計画に反映させたいという考えから、住民アンケートの実施はもとより、島外にお住まいの町出身者へのアンケート調査に加え、町民活動を担う各種まちづくり団体、グループを対象とした意向調査の実施も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） まず、1番目のところですが、町長の答弁の中ではやはり今後新たにリニューアルするような施設とか、そういうところを文化協会とも連携しながらいろんな活動に活用したいというふうなことを言われました。また、オリーブ100周年とかいうふうなことを言われました。そういう形で融和を図っていくという側面もあるかと思いますが、直接住民それぞれにやはり合併してよかったと言えるような、そういう中身をどれだけ住民の皆さんに還元していくのかというところがまず住民にとって大きな問題であるというふうに思います。今まで池田においてもさまざまな施策をやってきた中で、住民の皆さんがやはりいろいろ言われておりますゴミ袋の問題あるいは遠距離通学の補助の問題、汚泥処理の費用の問題、さまざまあります。そういう暮らしや生活、教育の面に密着したそういうところがやっぱり削られてきているという点において、やはり合併しての不信とか不満が根底にあるわけです。そういうところをどう図りながら融和を図っていくかということも私は重要な町長としての姿勢として大事ではないかというふうに思

うわけです。

イベント的なところで融和を図っていただけでは、これは融和を図るということにはならないというふうに考えますので、ぜひその点については申し上げておきたいというふうに思います。ご意見があればいただきたいというふうに思います。

それから、食生活の問題のところなんですけども、今町長言われたように教育基本法ができました。そういう流れの中で、地域、学校の中で食事、やっぱり気持ちよく食べるというふうな食育をやっていく、つまり食の教育だとも言われてるんです。地域の身近なところでとれた農産物を、やはり学校とか地域、家庭で生活の中に取り入れていくと、食卓の中に取り入れていくと。それで、さまざまな観点からその食育教育を行っていく。

実は南国市いうところがありますが、四国、そういうところでも大きな市の行政の重要な柱としてそれを取り組んでいる町もあります。ですから、そういうところも十分に学びながらいく必要があるのではないかと。

特に若い子育ての皆さんがやはり昔からのそういう食事づくり、野菜のいろんな調理の方法などまだまだ十分に理解してないという、家庭の中に取り入れ切れなくてないというところもたくさんあるように思います。それを地域の中で親子でそれを一緒につくりながら楽しく食べていく、食の楽しさを味わっていく、そういうふうな活動も地域の中で必要ではないかというふうに思いますが、その点も提案として、意見として述べさせていただきたいというふうに思います。

5点目のところですが、総合計画の問題です。

私は、先ほど質問したように公募による方式いうものも大変重要なやり方だというふうに思います。町の方が選ぶなり、職という形だけでなくやはり公募方式も取り入れていく、その中で関心のある方にもどんどん参加してもらおう。今言いましたように子育ての親たちもまちづくりの中に直接参画してもらおう、そういう取り組みの姿勢が今後の小豆島に住んでよかったと言えるようなものになっていくというふうに考えますので、そういう点についても見解を伺いたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 第1点目の融和につきまして、何かイベントとかまた事業を一緒になってやるという中で融和を図っていくというふうな私答弁をいたしました。それと同時に、今言われましたが、各地区へ出向いて住民との対話もこれからやっていかないと考えております。まだ合併して非常に忙しくてそういう時間的な余裕がとれません

が、各地区へ出向いていろいろな皆さんとの対話もこれから町当局とやっていかないと、こういうふうに思っております。

それから、2番目に食育のことですが、ふるさとの旬のものを食べるような奨励もしていかないと、こう思っております。そして、家族でそのような料理をつくっていくという事は大事かと思っております。

最後に、小豆島町の総合計画については、公募方式も取り入れたらどうかということでございますが、これは検討させていただきます。

議長（中村勝利君） 次、15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は6点通告を出しておりましたけれども、最初の子育て支援につきましては前の方の質問がありましたので、それはもう省かせていただきます。

まず、障害者自立支援法についてです。

今年4月に障害者自立支援法が施行され2カ月がたちました。身体、知的、精神の3障害に対する福祉サービスの提供の一元化など、関係者の声を反映した部分もありますけれども、原則1割負担の利用者負担が導入され、大幅な利用者の負担増で全国では相次ぐ施設からの退所やサービス利用の手控えなどの問題が起こっております。

障害者にとってサービスを利用することは生存にかかわる重大な問題です。障害はなりたくてなったわけではなく、もとの状態に戻れないもので、だれにでもなる可能性があります。自己責任でなく社会全体で保障することは当然で、今回のような1割負担の応益負担については根本的に誤った施策であり、国に抜本の見直しを要望しなければならないと思います。

同時に、自己負担を軽減し、サービスを受けやすくしていく自治体の救済的措置も必要だと考えます。町内の対象者への影響や問題点をつかんでおられるのでしょうか。またその対策をどのようにお考えでしょうか。

次に、認定こども園についてお尋ねをいたします。

就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園創立に関する法律が国会で通り、今年度10月より施行、19年4月の実施に向けて各県がその準備に入っています。

認定こども園は、教育、保育を一体的に提供する、子育て支援を行うという2つの機能を備える施設とされ、都道府県知事が認定する仕組みになっています。この構想は、2003年6月、経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる2003年「骨太方

針」の国庫補助負担金整理合理化方針の中で新しい児童育成のための体制の整備として提案されたもので、そのねらいは現行水準の大幅な切り下げによる財政削減であり、子供の権利を保障している教育基本法や児童福祉法から逸脱し、企業参入を容易にし、子育てを営利の対象にするものです。

今国や行政がすべきことは、子供のよりよい育ちを保障していく視点です。そして、子供と働く父母の立場に立った待機児童対策であり、児童福祉施設最低基準、幼稚園設置基準の改善、すべての子供たちのすこやかな育ちを保障する子育て支援の拡充、これら保障する保育、子育て予算の増額と施策の拡充です。

現在利用している保護者や保育士、また町民を含め幅広い意見を反映し、認定こども園については拙速な対応はすべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

次に、内海ダム再開発についてです。

町長は地権者のみならず地元の方々の深いご理解とご協力のもと取り組むと述べられましたが、実態はどうなのでしょう。まず、反対している地権者がおられることでダム建設に不可欠の買収困難用地があるわけですけれども、そういう状態でこの事業は進められるのでしょうか。

また、落矢池の底地の所有権移転が無効であり不当であるという水利権者の方たちの住民監査請求の訴えが県と町に対して出されました。これらは却下されたとは聞きましたが、昨年旧内海町の補正予算で出された落矢池水掛水路管理組合補助金789万7,000円が執行されていないと伺いました。それはなぜなのでしょう。

また、内海ダム再開発事業地元対策協議会には規約がなかったことが明らかになったということも伺いました。規約もない対策協議会が町と調印した協定書は有効なのでしょうか。

そして、何より合併した旧池田住民にはこの事業について知らされていないという問題があります。小豆島町の重点事業として位置づけているというのであれば、小豆島町民全体に知らせ、理解を得なければならないのではないのでしょうか。その点どのようにお考えでしょうか。

こういう実態のある中、この事業を進めることには問題があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、同和対策についてです。

長年の国民の努力と運動で半封建的な残り物である部落問題は解決に向かい、国政では

2003年3月、同和の特別法体制が失効し、自治体でも同和行政終結は基本的流れとなっています。その流れに逆行して、小豆島町で特別対策として同和事業を継続実施することは問題だと考えますが、いかがでしょうか。

特に、同和問題を初めとするあらゆる人権問題の解決を目指し、子供からお年寄りまでを対象とした人権教育や意識啓発を推進するとありますが、これは対象を事実上社会的身分にかかわる差別に矮小化し、町が差別意識を持つ町民に教育、啓発をするというものではないでしょうか。私は同和対策の延長となるようなせ人権対策ではなく、憲法に則した真の人権対策を求めるものです。

最後に、介護保険についてお尋ねをいたします。

4月1日から改定された介護保険法が実施されましたが、まさに矛盾が噴出し、大きな混乱が生じております。これまで以上の負担増、介護サービスの取り上げなどを行うもので、問題だらけの改悪です。

例えば、福祉用具が要支援、要介護1では借りることができなくなり、これまで借りられた電動ベッドや電動車いすなどが借りられなくなった利用者にとってはまさに貸しはがしです。また、新予防給付では、よほど困難な場合でなければヘルパーによる生活支援が受けられない制度に改悪されるなど、本当に多くの利用者の不満や不安が出されております。町はその実態をつかんでおられるのでしょうか。町としての対策をお伺いいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番議員のご質問に対してお答えをいたします。

障害者自立支援について、町内対象者への影響、問題点と対策はどうかということでございます。

障害者自立支援法による新体系のサービスは10月からありますが、支援費のみなし期間中である現在での町内のサービス利用者は114人となっております。これらの方への影響でございますが、4月から利用者負担の部分は既に施行されており、現在利用されている方は費用の1割と入所者については食費、光熱費などについて実費負担をいただいております。これは、法律の新しい障害福祉制度を障害を持つ人も含めたみんなで支えるという考え方に基づいたものでございます。

利用者に対する影響としては、支援費の制度でも所得に応じての自己負担がございませ

たが、ほとんどの方が非課税であり自己負担なしでの利用でありました。今回障害者自立支援法で原則1割負担となっていますので、生活保護受給世帯以外は皆さんに1割の負担をお願いしておりますが、負担額がふえ過ぎないように負担上限額が収入に応じて設けられており、その中でさらに低所得1、低所得2に該当する方は社会福祉法人による軽減、個別減免、補足給付といった減額の制度がございます。

小豆島町としましては、一人一人の利用者が個別の状況や意向に応じて適切な支給決定がなされ、また必要なサービスを組み合わせ、計画的に利用ができるよう法律に基づいた制度の実施と低所得者に対する減額制度の実施を行っていく所存でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、3番目の認定こども園について問題点があるかどうかということにつきましては、教育長より答弁をさせていただきます。

次に、4番目に内海ダム再開発についての理解と協力を得られないのではないかとのご質問でございます。

内海ダム再開発事業につきましては、企業また各自治会、労働組合などから内海ダム再開発推進署名をいただいていることから、合併後の小豆島町の重要施策として位置づけをし、事業を推進してまいったところでございます。

このダム事業は、平成10年9月に内海ダム再開発事業地元対策協議会が発足いたしまして、神懸通自治会の6地区から各地区の住民代表として選出された委員で構成され、現在まで地域住民の委任を受けた地元対策協議会の皆様とともに協議を重ねてまいりました。

内海ダム再開発事業の計画説明は、直接ダム事業の影響を受ける神懸通地区の地元対策協議会及び住民の方々との説明協議、検討を行い、節目節目にご説明し、地域のご賛同を得て平成15年1月には協定書の締結に至っております。また、平成15年11月16日には内海ダム再開発事業促進町民総決起大会が約1,000人の参加のもとで開催されまして、事業推進の決議がなされたこと、また町民の18歳以上の方の約8割の推進署名をいただいていることから、町民総意の事業であると認識をいたしております。

なお、住民の中にご理解、ご賛同をいただけない方々も一部おられることは承知いたしておりますが、ご理解を得るよう努力したいと考えておるところでございます。しかしながら、地元対策協議会が発足し、今年で9年目を迎えようとしております。この間、ご賛同いただけない方々には今後とも県、町ともどもご理解を得るため努力しているところで

ございますので、ご理解賜りたいと思います。

また、内海ダム再開発事業の住民の皆様の理解を得るために、「内海ダム再開発事業のQ & A」や内海ダム再開発を知っていただくためなどの冊子の発行や「内海ダム再開発ニュース」の全戸配布を行っているところであります。

今年度からはつけかえ道路、また町道の工事発注を行い、本体の早期着手に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。ダム用地関係につきましては、本年6月現在で買収予定面積の約85%が契約済みと伺っております。

このような状況の中で、ご理解いただいている地元対策協議会及び多くの住民の方々のご賛同によりまして内海ダム再開発事業が早期に完成するよう県に働きかけるとともに、全力で取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

また、落矢池の問題につきましては、担当課長より状況説明をいたします。

それから、同和対策について、特別対策として継続するのは問題ではないかということでございますが、ご承知のとおりこれまで長年、33年間にわたり特別対策として実施してきた地対財特法は平成14年3月末をもって完全失効となり、すべて一般対策に移行し、もしくは廃止となりました。また、県におきましても、4年間実施してきた同和対策単独事業13事業を見直し、17年度末をもって一部を残し一般対策への移行もしくは廃止をしております。

しかしながら、同和問題がすべて解決したから法が失効したということでは決してなく、平成8年5月17日に出示された地域改善対策協議会の意見具申は、「同和問題は過去の問題ではない。残念ながら依然として我が国における重要な課題であり、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。また、部落差別が存在する限り、積極的に推進しなければならない行政課題であり、今後の重要な課題は、教育、啓発問題とともに産業、就労問題である」と指摘をしております。

本町では、合併に伴い双方の事業の見直し、また土庄町を含め協議検討を行った結果、直接就労につながる事業として、自動車運転免許の取得、また各種専門、専修学校の支度金と奨学金の助成を町の単独事業として実施継続し、経済的自立支援を図りたいと考えております。

ただし、対象者には所得の制限を設け、逆差別につながらないように配慮し、実施したいと考えております。

いずれにしましても、ご指摘のように一日も早く同和問題の解決を図り、同和対策事業を廃止もしくは一般対策に移行できるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、6番目に介護保険について、制度改正による利用者の不満、不安が多いが、実態と対策はどうかということでございますが、今後の高齢者の情勢について、2015年にベビーブーム世代が65歳に到達し、2025年に高齢者人口が3,500万人となりピークを迎えるとともに、2015年には現在約150万人の認知症高齢者が約250万人に増加し、また高齢者の独居世帯は約570万世帯、高齢者夫婦のみの世帯は約610万世帯になると予測されていることが改正の背景でございます。

このような課題に対するために介護保険制度が改正され、基本的な方向性として介護予防の推進、認知症ケアの推進、地域ケア体制の整備が図られることとなりました。

具体的な施策といたしましては、要介護状態になる前の段階から要支援や要介護1程度まで継続的、効果的な介護予防サービスを行い、生活機能の低下を予防することや、認知症高齢者が増加する中、要介護状態となっても可能な限り住みなれた地域で生活が継続できるよう地域密着型サービスが創設されたこと、また地域における総合的なマネジメントを担い、地域の高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として地域包括支援センターが創設されたことなどが上げられます。

小豆島町といたしましても、介護保険事業計画において取り組みを定め、円滑な実施に向け準備を進めている状況でございます。

なお、地域包括支援センターにつきましては、4月に住民福祉課内に設置いたしまして、地域の高齢者への総合的な支援を始めたところでございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 15番議員のご質問にお答えいたします。

町長が施政要旨で申しましたように、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が今国会で成立いたしております。

この法律に基づき設置できることになりました認定こども園ですけれども、既に平成17年度に総合施設モデル事業として全国35カ所において先行実施されております。その結果を踏まえて、今後文部科学省と厚生労働省が協議を行い、職員配置、職員資格、施設設備、教育及び保育の内容等の項目について具体的な認定基準を指針として定めることと

なっております。

認定こども園の認定につきましては県知事が行うこととされておりますが、その基準は国で定められた指針を参酌して県条例で定めることとなっております。

県の担当課に確認しましたところ、国の指針が確定するのが8月上旬、その指針を受けて県において条例で定めるとしているようではありますが、市町、民間保育所等関係機関との連携を図り、県民の合意を得て基準を策定したいということでもございました。また、その基準をいつの時点で策定されるのかということについても、今のところ未定ということでもございました。

このような状況の中でございますので、ご指摘の問題点につきましては現時点で成立した法律の内容だけでは不明な点が多くありますので、今後の国や県の動向を注視するとともに、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 落矢池の件でございますけれども、落矢池の件につきましては、落矢池の管理組合の方といろいろ協議をさせていただきまして、昨年になりますけれども、内海町へ登記を変更した後、香川県の方へ売却をいたしております。その間、補助金の執行でございますけれども、今後の水路等の維持管理にということで、昨年度の旧内海町の議会で補正予算をお組みをいただきましたけれども、住民監査請求が出されましたし、合併後のいろいろな事務の関係もございましたので、その補助金については池掛の方へ今現在まで執行しておりませんので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） その補助金は執行されていないということで、今後どうなるんでしょうか、どういう形になるんでしょうか。今そのお金はどこにあるのかということもあるんですけれども。

それと、今の答弁全体を伺いまして、例えば障害者自立支援法でありますとか、介護保険法の改悪でありますとか、そういうことについては国の制度、法律に基づいて行政を行うという答弁でした。ところが、同和事業については、国、県でも終結してもうやめている事業を町は単独でも行うと、そういうやり方っていうのは本当に納得できないという気がいたします。障害者の方、介護保険サービス利用者の方、困っている方が実際におら

れるわけなんですけども、そういう方たちに対しての町としてのいろんな取り組みをぜひ考えていただきたいと思います。一般の町民の本当に不安や暮らしの問題を町として取り組む、そういう姿勢をぜひ示していただきたいと思います。一部に偏ったようなそういう施策をするというのは本当に問題だなということを感じますので、その点をよろしく願います。

補助金の答弁。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 先ほど申し上げましたように、昨年議会の方でご承認いただきましたけれども、監査請求も出ておりますので、また庁内の方で執行方法については検討中でございます。

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠明君） 15番議員さんの再質問にお答えしたいと思いますが、落矢池の補助金等につきましては、先ほど申し上げましたようにいろいろ合併等も絡まりましたし、住民監査請求、これも絡まってきました。非常に時間的な問題もございましたし、今後どうするかということですが、適正な執行ができるように現在協議検討しておるのが実情でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、同和問題、同和関係についての助成、また町はもう国の方なんかは制度がなくなっただから撤退したらということでございますが、これはもう従来から申し上げておりますように、この問題は我々の国民的なその課題であるというような言われ方もしておりますし、政策的にほとんどの事業というのはやめてございますが、やはり行政、ある程度手助けして、差別問題、いろんな慣用等についてももう少しタッチしていかなければならないというのが小豆島町の現実ではなかろうかと思えます。

以上です。

議長（中村勝利君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

暫時休憩いたします。再開は40分から。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時40分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次、16番中江議員。

16番(中江 正君) 私は、町長の施政方針の中で、二、三点あるわけですけど、2点に絞って質問をしたいと思います。

先ほど来から質問なり答弁をお聞きした中で、重複する面があるかと思いますが、いわゆる就学前の子供に関する教育、保育、そういうな中から、認定こども園についての一定の機能を備える施設とはいうことでも質問をしとるわけですけど、先ほど来から答弁等々を聞きますと、重複する部分もあろうかと思いますが、この点だけ、一定の機能を備える施設とは、何を基準にしているのかということをお聞きしたいと思います。

まず、1点目でございますが、誰もが元気で健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくりということで施政方針がありましたんですけど、非常に幅広い、高齢者福祉充実につきましてお尋ねするわけですけど、その中で、旧池田町が福祉バスサービスを提供してるわけですけど、例えば内海で、内海病院を拠点として、いわゆる言葉は適切ではないんですが、僻地、いわゆる路線バスが通ってない、ほでまだ数が少ないいうところに福祉バスを走らせてサービスを提供したらどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

もう一点、いわゆる認定のこども園、幼・保一元化について、いわゆる少子・高齢化が進む社会にあって、こういったどこを拠点に認定こども園をされるのかということについて、2点お伺いしたいと思います。できる限り単刀直入に答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長(中村勝利君) 町長。

町長(坂下一朗君) 16番議員のご質問にお答えいたします。

介護保険による施設サービスや居宅サービスの充実について、旧池田町の実施の福祉バスを小豆島全域で実施してはどうかということでございますが、池田地区の福祉バスにつきましては、中山、東浦、小蒲野に住む65歳以上の高齢者の障害者手帳を有する人を対象に、通院や日常生活の利便性の向上を図ることを目的に、池田から中山の間と池田から東浦、小蒲野の間、2路線で、土曜日、日曜日、祝日、土、日、祝日を除き1日4往復ずつ運行しておりまして、料金は無料となっております。また、内海地区におきましては、田浦から草壁港の間を1日1往復町営バスを運行しており、利用者には制限なく、料金を有料となっております。

ご提案の福祉バスを全町で運行してはどうかということでございますが、福祉バスと町

営バス及び定期バスを含めて、小豆島町全域に見ますと便数の多少において違いがありますが、おおむね小豆島町全域で公共バスが運行されているものと考えています。

また、福祉バスの運行につきましては、定期バス路線がないことが前提になりますので、現状でご理解いただきたいと思います。

また、旧池田町におきましては、平成17年度まで、極端に利便性を欠く地区の70歳以上の高齢者が医療機関への通院のためにタクシーを利用した場合に、週1回、3,000円を限度に補助しておりましたが、福祉バスの運行によりまして、極端に利便性を欠く地区はないとの理由から、合併を機に廃止されたことにつきましても、負担の公平の観点からご理解いただきたいと思います。

現状はそうではございますが、将来につきましては、やはり小豆島の陸の交通いうんですか、運輸につきまして、島バスともいろいろな相談をして、これは小豆島の足をどう確保し、また福祉バスやなんかをどう走らすかということは検討する余地がございまして、皆さんとともにこれから相談、いろいろ会議をして皆さんのご意見を聞きたいと、こう思っております。これは海上交通も同様でございます。交通問題の対策の委員会などをつくっていただけたらと、こう思っております。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 先ほどご質問いただきました認定こども園の機能に関する点ですけれども、この法律に示されております機能は2つあるかと思えます。1つは、就学前の子供に教育、保育を提供する機能、もう一点は、地域における子育て支援を行う機能かと思えます。1つ目の機能では、保育に欠ける子供も欠けない子供も受け入れて、教育と保育を行うこととしております。また、2つ目の機能では、子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談であるとか、親子の集いの場を提供するとされております。

以上でございます。よろしくご理解をお願いしたらと思えます。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） ただいま認定こども園に関しては、機能と申しますか、そういういわゆる少子・高齢化に伴って、一時的に一定程度の登園、そういうなんを考えて、教員の関係があると思うんですけど、教師がいただけないという、基準がありましてね。やっぱり何名の子供さんがおれば、何人の先生がつくとかいう基準があると思うんです。ほて、次第に少子・高齢化になりまして、福田、橘地区なんかはもう非常に子供が少なくなるということで、将来的にどういなる方向を見とるか、ありましたら、答弁をお願いしたい

と思います。

もう一点ですけど、さきの福祉バスの件でございますが、池田町も数年前は週に1回、いわゆる僻地地区の方に、路線バスが通ってないということで、3,000円を出したいという経験があるんですけど、でも小豆島町やっぱり一つになりましたんで、ぜひとも、介護保険料も上がるし、保険料を払っていながら格差があるというのは非常に寂しい限りでございます。旧池田町のよさを小豆島町へ移行して、全体的なもんとしていってもらいたいと思います。

先ほども検討委員会なんかも設けて云々言っておりますけど、本当だったらこの検討委員会は、早急に福祉施策としていろんな高齢者福祉に関しての検討委員会を各部門で持っていていただきたいなと、このように思っておりますが、町長はいかがでしょう。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 先ほどの第1点目の福祉バスの件ですが、議会の方でもこの交通対策問題の委員会をつくっていただきたいと申しますのは、陸上、海上、両方でございますが、小豆島のアキレス腱は海上交通、陸上交通だと思っております。そういう点で、これから何らかの形で解決していかないかん。そこで、福祉バスだけじゃなくて、通学バスの問題もあるんです。例えば福田から、福田は統合しますですね、これから、子供さん少なくなつて。そうすると、福田から内海へ、安田とか内海へやってくるとか、橘へやってくるとかいうなことにつきましても、ただ学生だけじゃなくて、それに福祉も便乗して考えるというなこともできますし、こういう点で、いろいろな面を大きく、小豆島全体を含めて、そしてしかも島バスの会社とも一緒に相談をしなければ、やっぱり民間企業でございますから、企業を無視するわけにはいきません。それとともに、小豆島の交通問題として大きく考えていただきたいと、かように思っております。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 保育所の基準の話でえんでしょうか。

（16番中江 正君「はい、はい」と呼ぶ）

認定こども園については、先ほど教育長の方からも答弁させていただきましたように、いまだその詳細が見えてこないのわかりませんが、現行の児童福祉法で言う保育所の基準ですけれども、保育士1人に対してゼロ歳児は3人、それから1、2歳児は6人、それから3歳児は20人、4歳児は30人に1人という基準がございます。ですから、その認定こども園がそういう基準を踏襲するかどうかということは、今のところ不明

でございます。

以上です。

議長（中村勝利君） よろしいか。

（ 16 番中江 正君「以上です」と呼ぶ）

次、17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 私は2つの件につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

4ページに子育てにつきましての記述がありますけれども、子供が生まれましてからの支援策は各方面にわたって、人間の一生については、日本国ではいろいろな施策が講じられております。今、一番欠落している施策は何かといいますと、子供が生まれる前の段階について論じられてないのではないかと思うわけであります。政府におきましては、少子化対策の担当大臣まで置いておりますが、それも子供が誕生してからのことばかりが伝わってまいります。

町内におきまして、いわゆる結婚適齢期を遠く過ぎてしまって、独身生活をなお続けている人、そして結婚は一度はしたものの、いつの間にか離婚してシングル生活を続けて、年齢を重ねている男女の多いのが目につきます。結婚は、しようとしまいと本人任せの自由である、これらをほったらかしにしている現状の日本ではないでしょうか。人口の減少の激しい小豆島でも、このままの何もしない無策のままでいいのだろうかと気をもんでいるのであります。これ、私だけではないと思います。パートナーを見つけ、子供を二、三名産み、そして育てる人生が人間本来の望ましい姿ではないでしょうか。

出生率がどんどん低下して、日本の人口が激しく減少していく中で、小豆島も人口減少がさらに加速しているのが現状であります。今年小学校へ入学した児童は、内海地区4つの小学校合計で95名、池田地区では30名の計125名であります。さらに、平成17年度に生まれまして子供は、内海地区が67名、池田地区が24名の計91名になっております。昨年生まれまして子供たちが内海中学校へ入学するのは67名、池田中学校へは24名ということになります。これらの現状を踏まえ、生まれてからの子育て支援も大切であります。もっと大事なことは、生まれる子供の数がふえねばならないのではないかと思います。子供を産める年齢でありながら、あえて独身生活を続けている人、この人たちへの施策こそが少子化対策の一番の課題ではないかなと思います。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、2番目の14ページあたりの観光産業振興についてであります。森議員の方が

らも質問がありました。坂手神戸大阪間の高速船が廃止になっております。この原因の大きな要因として、定期便としての信頼を失ってしまったのが利用客の減少と、これが原因で採算がとれなくなったということが大きな廃止の原因ではないかなと思っております。

小豆島にとっても、海を渡る船便はとても大切なものであり、特に瀬戸内海に浮かぶ小豆島は、大昔から船によって大阪、神戸方面への往来があったと思われます。豊臣時代、あるいは江戸時代の初めにかけては、水軍の兵士として出兵し、また産業としては塩づくり、そして江戸中期から始まりました醤油づくり、これらを阪神方面へ出荷するなど阪神との往来が江戸時代から盛んに行われていたと思われます。明治時代になってからは、品物と人の往来も多くなりまして、運賃を取って運航する船会社が定期便を走らせるようになり、それ以来坂手港は、阪神方面への窓口としての役目を果たしてまいりました。

時代は変わりまして、物資はトラックによって、また人は自家用車や大型バスによる移動に変わりまして、フェリーによる航路が福田姫路間で本町からは運航されております。阪神へは、新たに高松から高速バスを利用する人もいると聞いております。そんな中で、坂手阪神間航路の再開の必要性、必要性につきまして、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 17番議員のご質問にお答えいたします。

最初の結婚しない人、してもいつの間にか離婚してそのまま独身生活を続けるというような現状で、子供を産む前の段階の対策をどう考えたらよいかという質問ですが、平成17年度は、日本が1899年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、人口減少社会が到来したと、合計特殊出生率が1.25と過去最低を記録したと厚生労働省は発表しております。

少子化社会は、若者の晩婚化やまた子育てに対する経済負担の不安感が大きな要因となると言われておりまして、国は少子化社会対策基本法を制定いたしまして、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるとしながらも、安心して子育てのできる社会を築こうと少子化対策に取り組んでおりますが、これといった抜本的な解決策は見つかっていないのが現状でないかと思われます。本町におきまして、平成17年度の合計特殊出生率は1.22と国よりさらに厳しい状況にありまして、ご質問の結婚をしない若者やすぐに離婚し、独身生活をしている若者がふえているような状況が見受けられますが、これといっ

た対策がないのが現状であります。

国は、小泉首相を会長とした少子社会対策会議を首相官邸で開きまして、平成18年6月20日付の新しい少子化対策についての案を策定しまして、妊娠、出産から高校、大学になるまでの子供の成長に応じた新たな少子化対策の支援策が定められ、平成19年度予算編成において検討するとしておりますので、今後何らかの施策が示されるものと期待はしております。

いずれにいたしましても、今これという決定的なよい策が見つからないというようなことが現状でございますが、先日テレビで、先ほども申しましたが、家島群島の防勢島いうんですか。

(「防勢」と呼ぶ者あり)

防勢。

(「防勢」と呼ぶ者あり)

防勢というところの家庭は、子供が平均3人おると。そして、それはどうしてかというようなテレビで見ましたが、じいさん、ばあさんがその子供を育てると、3人。というんが、同じ屋敷の中でじいさん、ばあさんがおって、そして息子さんが結婚したらその屋敷の中で離れの家に住むと。そして、子供ができたればあさんが面倒見てくれるんだと。そやから、3人産んだって、次々子供が少し大きくなるとばあさんが見てくれるというようなことで、平均3人子供がおると。こういうのは非常に特異な状態でございます、漁業の町でございますが、1軒で大体年収1,000万円という中で、3人子供がおるというようなことでございます。そういうに子供を育てる環境があるということも、家族のじいさん、ばあさんが育てると、安心して預けられるというような環境があるということも、これからやっぱり日本の家族制度ですね、そういうもんももうみんなばらばらで別々になっていくということから、少子化になっていくという原因も1つはあるやに思います、今までの歴史を顧みますと。

そういうなことで、小豆島におきましても、隣の家島ですから、ひとつそれらについても勉強してはどうかと思っております。いずれにいたしましても、この小豆島町、合併して皆さん苦しい財政状況の中で頑張っても、子供がおらんようになったんではどうにもなりません。後をやっていく子供を育てるということ、またふやすということが何よりも緊急課題はもう申すまでもございません。そういう点で、ひとつこれからも皆さんとともに、知恵を絞って努力もしなければならないと、こういうに思っております。

それから、第2番目の阪神間との航路につきましてですが、これももう明治45年ですが、大阪商船という船が走りまして、今年の4月で船がとまったというようなことで、今のちょうど我々の時代に京阪神との直接の航路がとまったと、神戸、大阪の便がとまったということは、非常に大きなショックでございます。

昔から歴史的に、京阪神から文化またいろんな産業、すべて小豆島に大きな影響を与えてきました。そして、小豆島が、奈良朝時代から歴史を探りますと、奈良朝時代から天皇家の所領であり、そしてまた時の京都に政府があるときには、南北朝のときには佐々木信胤に、いわゆる足利尊氏、北朝、南朝の直接の影響がありました。そしてまた、戦乱がありまして、豊臣時代になりましてから片桐且元、そういうなまたその本流が参りまして、徳川幕府時代には天領という、直轄であったと。こういふことで、常に京阪神、京都を中心とした文化また経済、そういうな歴史の流れがございます。

そういう中で小豆島の先祖たちは、生活は他よりもよい生活ができてたと私は思っております。今が一番悪いという状態でありまして、我々が何とかして頑張って、この難局をしのいでいかないかんという責めを負うと思っております。最近もう船がとまったからどうにもなりません、島の女の子の飛んどうの子は、日曜日には神戸のモザイクへ行って、北野でコーヒーを飲んで帰ってくるというのが一つの生活のあり方あります。そういう点でも、はやそういうことができないというような状態でございます、やはり日本の経済、文化、歴史、文化、そういうなものについても、大きな影響は京阪神であります。したがって、京阪神との窓が閉ざされるということは、小豆島にとっては非常に不利な状態になるということはもう否めない事実でございます、この船の航路につきましても、何とか模索をしなければならない。さりとて、町で運営すると、また公共でやると、土庄町と一緒に船を走らすというところまで財政的には非常に厳しいもので、そこまでは行かないというのが現状でございます、何とかしたいということで、これからまた皆さんとともに汗をかいて交渉もしたり、いろいろしたいと、かように思っておりますので、またこれも交通対策の問題として、委員会をつくって早急に取り組んでいただきたいと、かように思う次第でございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 私はさっきも申し上げましたように、生まれてからの方法じゃなくて、生まれる前の 町長は、町長になるまでは非常にお世話するのが得意で、た

くさんのカップルを誕生させたという実績もありますけど、結婚せんことには子供を産みませんので、まずそこが一番肝心かなあと考えております。

それから、先ほどの坂手阪神ですが、これは確かに採算がとれんようになったということが廃止の原因ですけど、とれなくなった原因が、僕は会社の運営のあり方、定期航路としての使命感の、よく欠航する、僕らも経験ありますけど、行ってみたら欠航になっとたというような、こういうことも一番大きな僕は利用者が減ってしまった原因かなと思いますので、ひとつぜひこの阪神航路も何らかの形で再開できるように、ともども努力しなければならぬんじゃないかなと思ってますので、よろしくお願ひいたします。

議長（中村勝利君） 次、最後になりましたけども、1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 私は3点についてのお伺いをいたしたいと思います。

まず最初に、内海ダムの再開発事業でございますが、まずもって議員の皆様へご理解を得られるために、経過を、議会としての今まで取り組んだことを私なりにちょっとまとめておりますので、ご報告をしたいと思ひます。

内海ダムの再開発事業につきましては、別当川流域の治水対策を第一目的として、次に上水道の水源の確保を目的。平成9年度に実施計画、そして調査の開始から平成14年度に建設事業に採択され、その後平成16年度から用地買収に現在着手しております。議会の方では、平成8年9月19日に内海ダム特別委員会を設置いたしまして、事業の合理性、経済性及びその効果等について多面的に調査、検討を進め、平成13年9月26日に別当川総合開発事業内海ダム再開発の早期整備を求める決議を議会で行ってあります。その後、議会関係では、建設推進を要望する団体、住民の求める施策実現を担うために、議会として、平成17年6月29日に県へ早期工事着手へ要望書を提出しております。大変長い年月をかけ、町民の賛同を確認して推進してきてありますが、特に防災対策面で必要不可欠な事業であります。一日も早い事業の着工を要望する一人でございます。

質問内容につきましては、1点目に考えておりましたが、平成16年度末からの用地交渉の経緯につきましては、先ほど町長の方からお話がございました、85%の経過であるという。

次に、18年度の重点的な事業、予算等、そして地元の条件整備等についての概要について、わかる範囲で結構でございますから、お伺いをいたしたいと思ひます。

次に、2点目でございますが、オリーブの振興についてでございます。

今日、議会の中では、谷議員、植松議員からも質問がございました。それ以外のことに

つきましてちょっと触れておきたいと思いますが、オリーブ振興の取り組みとして、町長が就任以来約10年取り組んできておりますいろいろな面積等植栽につきましては、るる説明がございましたが、私はそれ以上の起爆剤として、加工場の建設が必要でないかということで従来から申しておりました。特に、16年度よりいろいろ検討をして国の補助事業を取り入れた中で、17年から3カ年にかけての事業をやろうかというようなことでしたが、一たん断念したという経過がございます。そして昨年度、特に緊急型の補助事業を取り入れて、18年、19年の2カ年で実施したらどうかというような計画でもあったように伺っておりますし、そういう経過の説明もあったように思っております。

そこで、本年度の予算書に入っていないこの加工場について、どのようになったのかなという一つの疑問点がございますので、お教えを願いたい。そして、次年度以降の計画については、どのように取り扱っていくのかなということについてお伺いいたします。

次、3点目でございますが、行財政の取り組みについてですが、特に財政についてのお伺いをいたしたいと思っております。

本年度一般会計での予算の額が77億300万円、旧の内海、池田、両町を合わせた前年度の予算に比較してみますと、率にして3.3%、額では2億6,500万円の減というような予算内容でございますが、所信の要旨の中でも、大変財政厳しいというような言葉というか、文面が何度も出てまいります。どういうふうに具体的に見たらいいのかなという一つの疑問がございます。

その中で、合併協議の中で新町建設計画における財政計画では、地方交付税の額が34億1,800万円というような金額が計画の中で出ておりました。今回の予算では28億5,000万円と、5億6,800万円の減額になっていると。合併の財政支援措置があるということでしたが、その中身がかなり変わっているというようなことございますので、お聞きしたいなと思っております。

次に、予算編成上で財調の取り崩し、減債基金の基金の合わせた額が、財調では3億7,900万円、減債基金では2億円、他の基金を合わせた額が7億5,983万8,000円、をもつての予算を立ち上げようとしております。そこで、現在基金残高が旧の池田、内海、両町合わせて、スタートでは幾らになっているのかなと。それから、地方債の残高をまたお聞かせを願いたいと思っております。

そこで最後に、財政の目安であります経常収支比率は、過去かなり率が上がってきております。このものも、現在スタートではどういう率であるかということをお教え願いたい

と思います。

それから、今日もいろいろ出ておりましたが、新型交付税等々の内容についてのお話がありましたが、端的に、地方交付税の改革の中でどういう内容を見込んでいるのか、わかる範囲でお教えを願いたいということでございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の内海ダム再開発についての18年度の取り組み内容でございますが、平成18年度の内海ダム再開発予算額は、5億1,800万円の内示をいただいております。

平成18年度の主な事業内容としましては、県道並びに町道のつけかえ工事と事業用地取得であります。また、町が行う工事としましては、かんかけ配水池の移転工事であります。

事業費の内訳といたしましては、事業用地買収及び補償費に約2億7,900万円、それから測量試験費に約3,700万円、つけかえ県道、町道の道路工事費に約1億6,400万円、事務費に3,800万円の予定であります。また、町が行う工事につきましては、かんかけ配水池の移転工事及びその用地取得に約3,700万円の予定であります。そのほかに平成17年度の繰越事業としましては、測量試験費に約1,500万円、用地補償費に約1億3,300万円、補償工事費に約3億3,300万円、事務費に約200万円の計4億8,000万円を予定しております。

次に、オリーブの振興について、加工場を先送りした理由、今の取り組みは、またその取り組みは何年ごろにやるのかというような、いつごろかかるのかというようなご質問でございますが、旧内海町におきましては、平成10年度より国の補助事業を取り入れて、農家や新規栽培者などを対象にオリーブ苗木の配布や栽培技術向上のための栽培管理講習会を開催いたしまして、さらには栽培地拡大のために平成13年度から県の補助事業を取り入れ、荒廃農地の再整備を行いまして、平成17年度までに苗木の配布本数約2万3,300本、また再整備面積11.2ヘクタールとなっております。

その受け皿対策としまして、平成18年度、19年度の2カ年をかけまして、小豆島オリーブ公園内において見学のできるオリーブの加工場建設を行い、オリーブ栽培100周年を迎える平成20年度には、加工場、いわゆる搾油と新漬け加工の工場が稼働できるような準備を進めてまいりましたが、一昨年、昨年の台風襲来によりまして木がたくさん倒

れまして、また果実の落下、実が落ちまして、またそれに伴う栽培管理の低下などによりまして予測した収穫量が見込めないのが現状でございます。加工場建設の健全な運営管理につきましては、収穫量の安定確保が必要不可欠でございまして、現段階では、収穫量がとてもその加工場がその収穫に対して処理できるだけの量がまとまりません。機械はあっても、その物、オリーブの実が少ないということございまして、オリーブ振興の施設、また加工施設の両面から、健全な管理運営の面から検討いたしまして、今年の6月1日に設置いたしましたオリーブのブランド化構築及び100周年プロジェクトチームで再検討することとしたのでございます。1億円からの近い金を投入するというふうなことで、財政厳しい折でありますので、当面すぐにできても、それが稼働するのは四、五年先だろうと、こういうことから辛抱しようということで、後ほど再検討してその計画をしようということでございます。それらにつきましては、計画書は大体できておりましたが、今当面使用するのには、その機械が稼働するだけの物がないと、こういうことで先送りをしたと、こういう理由でございます。

それから、行政の取り組みについてでございますが、次に今議会におきまして、新生小豆島町として初めての年間総予算を上程いたしました。ご質問の新町における行財政の取り組みについてでございますが、現在提示しております国の施策からいたしますと、今後も厳しい財政状況が見込まれております。合併効果を生かして、足腰の強い財政基盤をつくるための第一歩が本予算でございます。詳細は企画財政課長が説明をいたします。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 1番秋長議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、本町の基幹財源であります、18年度新町予算額の4割近くを占めます地方交付税につきましては、旧両町の17年度当初予算合計額に比べ、大幅な減での計上となっております。その要因につきましては、三位一体改革に伴い、交付総額につきましては出口ベースで5.9%削減されたこと、交付額算定の基礎となる17年国勢調査人口が旧内海町、旧池田町の合計で5.7%の減となったこと、さらに過年度に配分された錯誤額約5,700万円の精算減などを加味した結果、普通交付税につきましては12.7%減の24億1,000万円の計上となっております。また、特別交付税につきましては、合併支援の加算を見込み、7.3%増の4億4,000万円を計上いたしており、交付税総額では10.1%、3億2,000万円の減の28億5,000万円を計上いたしております。

す。

次に、基金につきましては、財源不足を補うため、財政調整基金から3億7,933万1,000円、減債基金から2億円のほか、内海中学校の建設や病院の電子カルテシステム等の整備財源と合わせて、7億5,974万8,000円の取り崩しを予定いたしております。この結果、18年度末の基金現在高見込み額は、約28億7,400万円になると見込んでおります。

次に、公債費につきましては、将来の公債費負担の増嵩を招かないよう、旧両町においては数年前から借入額の抑制に取り組んでおります。具体的には、地方債の発行額については、当該年度の償還元金を上回らないということで、償還元金以下にそれを抑制することで地方債現在高を削減し、財政の健全化を図ろうとしております。小豆島町18年度予算におきましても、この考えを反映させた予算編成といたしておりますが、一般会計における18年度末の地方債現在高見込み額は81億300万円となり、平成14年度末の95億8,000万円から4年間で約14億7,700万円の減となっております。

また、最近話題になっております新型交付税につきましては、三位一体の改革後においてもさらに交付税改革を進めるべきであるという国の強い意思を反映し、今年5月の経済財政諮問会議において総務大臣が提案した、いわゆる竹中プランと呼ばれるものでございます。これ、6月24日土曜日の四国新聞にも掲載されておりましたが、県が和歌山方式におきまして試算をしております。県の配分では、260億円の減額ということで掲載されております。

具体的には、現行の複雑で細やかな算定方法を廃止して、人口と面積に応じて機械的に配分額を決めようとするもので、財政力の弱い自治体は大打撃を受けるとの指摘もなされております。ただ、これは決定事項ではございません。今後の交付税改革の中で議論されていくであろうということでございます。19年度から段階的に導入が検討されているという情報もありますので、その動向等を注視してまいりたいと、このように思っております。

次に、経常収支比率につきましては、人件費や公債費など経常的な経費が税や普通交付税など経常的な収入に占める割合を示す財政指標でございます。一般的には80%以下が望ましいとされておりますが、16年度決算では、旧両町とも90%を若干上回る状況となっております。数値の上では、財政の硬直化が一層進んでいる状況にあると言えます。ただ、当該数値の算出に当たりましては、分母に算入される地方交付税が制度改革に伴う

総額抑制等の影響を受けることから、一概にこの数値だけをもって過去との比較を論じるのも適当ではないと考えます。ただ、財政状況の硬直化が進んでいる状況を明示するものであり、一層の経常経費の削減に努め、改善を図ってまいりたいと考えております。

今後の取り組みにつきましては、ご承知のように、合併は最大の行政改革と言われますが、今回の2町合併の財政面での具体的な効果といたしましては、人件費において、特別職を初め議会議員、職員の減により、当初予算ベースでは対前年度比2億2,300万円の減となっております。こうした大幅な減額は、合併効果の顕著な面ではありますが、今後も事業の簡素化、効率化の一層の推進や人件費を含めた経常経費の抑制を図るなど、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

ただ、先ほども申しましたが、新型交付税の導入についても流動的な状況であることから、今後の財政状況を見きわめることは極めて困難であります。基本的には、歳入に見合う歳出形態を構築することが課題であると考えております。加えて、こうした状況に対処し、財政の健全化を図るためには、合併効果を生かし、さらに行革を進めることによって一層の事務事業の簡素化を図り、経常経費の削減に努めるほか道はないと考えております。

このような財政状況下であります。新町建設計画に掲げたオリーブを核とした地域振興や防災対策、少子化対策などの基本的な考え方については、その内容を尊重し、18から19年度で策定を予定しております総合計画の中にも反映させたいと考えております。あわせて、新町建設計画に掲げた財政計画に極力沿う形での財政の健全化に取り組むこととしておりますが、交付税を初め歳入面での動向を見きわめながら的確に対処していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（中村勝利君） 1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 私のオリーブ振興についての答弁をいただきましたが、今日議員の中で、農業関係の振興とオリーブ振興の関連の質問者がかなりおったように思います。そこで、非常にこれからの取り組みなんです。計画性が非常に乏しいような感じを受けます。振興に当たって、やはり中期、長期の計画を持ってこれからやはりぜひ取り組んでいく必要があるんじゃないかと。関係機関ございます、団体、いろいろ行政の機関も。そういうものと非常に連携を密に取って、計画がぜひ必要だと、こういうふうにしたわけでございますが、その1点につきまして、町長の所見を伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） ご指摘がございましたが、小豆島町として、オリーブを振興してこれを活性化につなげていこうという皆さんの総意でございますが、そこにあって、もっと積極的にやらなくてはいかんということと同時に、もっと計画性を持って着実に、展望を持って、そして計画をしていけと、こういうことでございます。先ほどの加工場の一時見合わせというような消極的なことではなくて、もっと堅実な将来構想を持てと、こういうなご指摘のようでございますが、そのとおりでございます。なお一層、これから皆さんと一緒にもっと緻密に検討していかなくってはならないし、それからオリーブの振興につきまして、今まで各課、農林水産課また商工観光課ばらばらでございましたけども、これからはオリーブ対策室というような形でまとめまして、そしてより強力な体制をつくらないという問題も自信を持って進めるという面でちょっと希薄だと、今までのままでは、ばらばらでは。それで、むしろオリーブ課をつくるぐらいのことまでいかんとだめだと、こう思っております。そういう点で、これからそういう方向に取り組んでいくということは間違いないところでございます。

それからもう一点、ご質問ございましたが、新型交付税についてですが、竹中私案で面積と人口で交付税を決めるというようなことでは、我々は地方におるもんには大反対でありまして、先日香川県の8町の町長の会議がございまして、そこでも統一見解としてこの新型交付税に対しては反対と、こういうことをはっきり申し合わせました。それから、四国4県の知事会におきまして、真鍋知事からも提案をいたしまして、四国の4県、知事4人ともこの新型交付税に対しては、地方をないがしろにすると、こういう意味から反対の意向を表明しております。先ほども課長が言いましたように、6月24日の四国新聞にもそういうことが載っております。そういうことで、皆さんにもひとつご承知おき願いたいと、かように思っております。

議長（中村勝利君） 以上で施政方針に対する質問は終わりました。

暫時休憩します。

自席でお待ちください。

休憩 午後5時35分

再開 午後5時36分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

## 日程第2 一般質問

議長（中村勝利君） 日程第2、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、発言を許します。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、大きな柱で2点について質問を行います。それぞれについては、大きな柱では項目の中では3つ、そして2つ目の大きな柱では2つということについて、町長の見解を伺いたいというふうに思います。

まず第1点ですが、国民保護法関連についてであります。

戦争でなく、平和を守り抜くことを町長に強く求める立場から質問します。日本の有事体制の全体像の核心は、自衛隊だけでなく、地方自治体や民間企業、国民も含めて、まさに国を挙げて米軍への支援体制を確立するものであり、さらに国民の権利を制限し、命、財産を奪うことが本質であります。そこで伺います。

国民保護法は日本有事ではなく、アメリカがイラク戦争のような先制攻撃を他国に加えた場合に、自衛隊が出動し、国民の権利を制限し、財産を奪うことが本質であります。町民の命、財産を守る道は、戦争そのものをさせない、憲法に従って、平和への備えを通じて日本が戦争に巻き込まれないことだと考えますが、町長のお考えをお示ください。

政府は、災害は地方が指導するのに対して、有事法制は国が指導すると説明し、国民の保護や避難の計画は米軍や自衛隊が主導するところに最も大きな特徴があるという見解を示しています。歴史の教訓は、戦争における国民保護は軍事作戦を思いのままに行うための方便にすぎなかったことを示しています。このようなことから、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画だと言えるのではないですか。町民の命や財産を守る国民保護計画づくりとは到底考えられないことだと思います。町長のお考えをお示ください。

戦争対応の訓練に、病院、自治会などの住民や学校に児童・生徒の参加を絶対に強制させないことを町長に求めます。町長のお考えをお示ください。

大きな柱の配食サービス事業について伺います。

町が社会福祉協議会に対して委託している事業の配食サービスにおいて、身体障害者の給食サービスを池田地域においても実施すべきだと思います。旧2町の社会福祉協議会の協議の合意は尊重すべきだし、配食サービスの地域格差は問題です。町長のお考えをお尋

ねします。

旧2町社会福祉協議会合併協議会で、配食サービスを受ける利用料を1食200円に合意したと認識しています。また、2月時点においても、旧池田町は200円を維持すると、担当課の答弁でした。しかし、住民からの情報では、利用する高齢者の所得によって利用料の格差をつけると聞き及んでいます。旧町間で調整して、今までの利用料にするようになったのではないのでしょうか。町長にお尋ねをいたします。

以上を簡潔に答弁をよろしく願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初の国民保護法に関する質問にお答えをいたします。

1点目は、国民保護法に対する私の見解についてですが、国民保護法は第4条第1項において、国や地方公共団体が国民保護のために行う措置について必要な協力をするよう努めることを規定しております。同時に、同条第2項におきまして、あくまでもそれは国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制であってはならないと規定しております。また、国民の協力につきましては、あくまでも努力規定であり、それを強制することは明確に禁止されております。さらに、第6条では、国民の権利、利益が侵害されることのないよう、その迅速な救済についても規定をされており、国民の権利の制限、財産の剥奪や軍事的利用を意図したものとは考えておりません。

平和は人類共通の願いであり、戦争のない世界が理想であります。また、仮に戦争がなくなるとしたら、せめてそれに巻き込まれないことが我々の願いであります。しかしながら、国の外交努力をもってしても、日本が武力攻撃事態に陥る可能性が皆無とは言い切れないものも事実であります。私は、世界平和と町民の幸せを願う一人でありまして、いかなる場合でも、反戦を唱える一人であります。理想は理想として、万が一に備え、町民の保護に万全を期すことは当然と考えるところであります。

次に、2点目の国民保護計画についてですが、国民保護法が地方自治体に求めるものは、あらかじめ住民の避難や救援に関する計画を作成し、万が一の場合に住民の生命、財産を保護することであり、自治体の首長として、この点についてはいささかのためらいもなく、法の定めに従って粛々と小豆島町国民保護計画の策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。我々が目的とするのは、町民の生命、財産の保護であり、それ以上の意図は一切ございません。

なお、法律の内容やその合憲性につきましては、議会制民主主義のルールにのっとり国会の場で十分に論議が尽くされるべきものでありまして、既に施行された法律の是非について、町議会で議論すべきものではないと考えるところでございます。

3点目は、訓練についてでございますが、前段で申し上げましたとおり、我々の目的は町民の生命、財産の保護であり、それ以外の目的や意図を持って訓練を行うつもりは全くありません。また、現時点で、むやみに危機感をあおるような大規模な訓練の必要性は感じておりませんし、特定の施設や団体に参加を強制するつもりもありません。

国民保護計画に基づいて町民の生命、財産の保護を目的として行う訓練については、従来からの防災訓練などと同様、あくまで関係者の任意の協力により実施すべきでありまして、その範囲や規模、また回数などについても関係者の意向を尊重してまいりたいと考えるところでございます。

次に、配食サービスに関する質問でございますが、現在小豆島町では、ひとり暮らしの高齢者などを対象にした配食サービスを小豆島町社会福祉協議会及びまごころの会への委託実施をしており、利用者の皆様に大変喜ばれているところでございます。配食サービス事業にご協力いただいております皆様には、心より感謝申し上げます。

ご質問1点目の身体障害者の方への配食サービスを実施すべきだとのことにつきましては、平成18年小豆島町告示第93号「小豆島町ふれあい配食サービス事業実施要綱」では、高齢者が健康で安らぎのある生活を送ることができるように、食生活にかかわるサービスを行うことを事業の目的としておりますので、身体障害者の方への配食サービスは該当しません。しかし、障害者の方につきましては、平成18年4月1日から施行されております障害者自立支援法において、その方の障害の程度にもよりますが、障害福祉サービスにおいて、自宅で入浴や排せつ、また食事などの居宅介護を受けられるものと思いません。

次に、配食サービスにおける利用者負担についてであります。旧町においても、また合併後におきましても、引き続き200円をいただいているところです。しかしながら、ご承知のとおり平成17年10月からは、福祉医療部門での食事における食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることが基本となっております。配食サービスで実際にかかる食材料費などの経費は、200円では対応できません。よって、引き上げざるを得ないと考えております。

そのような中でありますが、低所得者への配慮から、住民税非課税世帯の方、約8割の

方でございますが、住民税非課税世帯の方につきましては、利用者負担金を減額し、従来どおり200円で利用できるよう検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） まず、一番住民のサービスにかかわる問題の配食サービスの点についてですが、 番目については、例えば今現在池田においては、障害者の世帯について、障害者の方、これについては給食サービスは受けられてないということになっておりますので、今後、例えばこういう例があります。高齢者であり、家族の中に障害者がいらっしゃるという場合について、この対応はどうかという問題。あるいは、ご夫婦が障害者であるという場合のこの対応がどうかという点についてがありますので、伺いたいというふうに思います。

それと、町長の答弁では、200円ではとてもやれないというふうなことを言われましたが、実際のところ、これは社会福祉協議会での合併協議会で議論された中身ですが、委託金について、内海の場合は1食が450円、池田が300円というふうに私は認識しております。つまり、全体として1食が500円で、そのうち200円が自己負担というふうなことから、町が300円補助するというふうなことであったわけです。ですから、内海においても450円ということですから、こういう中で、やはり同じお弁当、配食において、所得の違うということからして格差をつけるという問題については、やはり納得ができないというふうに思います。委託関係者においても、やはりこういう実態を、状況を見捨て行政としてやるのであれば、本当に今後ボランティア活動的なことはもう本当に将来やれないなという声すらも聞こえてくるわけです。ですから、あくまでも今までどおりの方向でぜひやっていただきたいというふうに思います。

池田地域については、80歳以上のひとり暮らし、高齢者老夫婦世帯、これは宅配サービスで月2回、75歳から79歳のひとり暮らしの高齢者、会食が月1回と池田はなっています。これも今までどおりやっていくということであると思いますが、内海地区は65歳以上のひとり暮らし、身体障害者と高齢者のみの世帯、月4回、こういう格差があるわけですから、やはり今までどおりの形をどうより改善していくのかという点においては、やはり自己負担は200円で維持すべきだというふうに思います。町長のさっきの答弁ではちょっと納得しかねる点もあります。というのは、今さっき言いましたように、委託金の問題も実態がありますので、それについて納得しかねるというふうに思います。

それと、国民保護法の関連については、町長は武力事態が予想されるというふうなことを言われました。今国の方は、政府は武力攻撃の予測事態とは、予測されると政府が判断すれば、日本がどこかの国から攻められていなくても米軍の戦争を支援し、国民を動員する体制に移れるようにするための規定ですというふうになっておりまして、そういう流れの中で日本の場合、よその国へ米軍と一緒に自衛隊が行動をしていくという方向も武力攻撃の予測という中に入るわけですが、そうなりますと、町民にとっていろんな予測される事態に対して、町民のいろんな訓練を行うという事態になった場合に、本当に強制をしないというふうなことがはっきり言えるのかどうか、実行できるのかどうか、そういう点については、非常に今の答弁に対して疑問に思うところであります。ですから、強制はしないと言われましたが、現実問題はそうはいかないだろうし、また町民の命、財産を守れるのかという問題についても、大変町長の答弁では疑問に思うところですが、その点についてはどのように受けとめられるのか伺います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 第1点目の配食サービスについての問題につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

それから、第2点目の国民保護法の問題でございますが、米軍と一緒に攻撃をするというような、考えられるというようなことを申されたような気がしますが、私は、日本の自衛隊はそういう攻撃をすることはないと思っております。これらにつきましては議論につきましては国会でやっておりまして、私たちがここで討論をしてどうこう言う…

…。

ことございまして、国家的な判断ということございまして、国会の考え方を尊重していきたいと、私はそう思っております。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） まず、障害者につきましては、小豆島町ふれあい配食サービス事業実施要綱がございます。この中で、対象者といたしまして、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、次に高齢者世帯または高齢者と身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者と身体障害者で、町長が必要と認めた者となっております。ですから、障害者だけいうんでは、この実施要綱から見ましたら該当しないと。ただ、高齢者がある世帯につきましては、障害者も該当するというようなことであります。

それと、この配食サービスでございますが、今までは県の4分3の補助をいただいて配食サービスを行っておりましたが、これがもう既に県の補助がなくなっております。ですから、現在個人負担を除いた残り、450円なり300円なりが町の負担となっております。平成18年度から介護保険の方で新たに地域自立支援事業が創設されております。この実施要綱がまだできておりませんので、詳しいことがまだつかめておりませんが、この事業にのれば、個人負担分を除いて40.5%が国、県と町が20.25%、1号被保険者が19%負担するというような事業がございます。国費とか県費が入ってまいりますので、この事業に移行できないか検討を行っておるところでございますが、今さっき申し上げたように、まだ詳細がわかっておりませんので、今情報収集している段階でございます。

ただ、この事業を実施する場合は、食材料費及び調理費相当分は利用者が負担とすることが基本となるが、低所得者への配慮等を考慮することと規定されておりますので、この介護保険のこの地域自立支援事業にのって配食サービスをやっていきたいと思いますし、低所得者、住民の非課税世帯に対しては現行の200円で、課税世帯については500円程度を考えております。ただ、人によって差をつけてお金をいただくというのは非常に難しいかとは思いますが、ほかの制度との関係もございまして、この格差もつけざるを得んのかなあと考えております。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 県の補助がなくなると、云々というふうに先ほど言われましたが、そうであっても、今までどおりやはり町独自の施策としてこれはやっていただきたいというふうに思います。

それと、格差があっても仕方がないという問題についてですが、これは本人住民税非課税の場合、あるいはそうでなくて、その対象外の場合、500円の自己負担となる方が内海地域と池田地域でどれぐらいの人数でおいでなのか伺いたいというふうに思います。

大きな柱の に関連することですが、これは小豆島町の「暮らしのガイドブック」この中の高齢者福祉、在宅福祉サービスのところですが、「配食サービスは、対象者はおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯または身体障害者で食生活が偏りがちな方」というふうになっています。ですから、「または身体障害者で」ということですから、これは対象に入るというふうに認識普通はしますよね。ですから、しかし現場での社会福祉

協議会の池田での職員のなりの、住民のなりの声聞きますと、全くやり方は旧来どおりで、身体障害者は対象は池田は入らないと、内海は今までどおりという違いがあるように聞いております。ですから、このガイドブックの説明で素直に読めば、全小豆島町ですね、現在の小豆島町の実施の中で、普通に理解すれば、「または身体障害者で」というふうに書いてますから、対象に入るといふふうに理解するわけですが、この書いてることは間違いなんではなかろうかどうなんだろう。その点について伺いたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） まず、住民税非課税世帯がどのくらいあるかということですが、先ほど町長の答弁の中にもございましたように、住民税非課税世帯については8割くらい、課税世帯が2割でございます。これについてはちょっと数えてみましたんで、この割合でございます。

それと、障害者につきましては、先ほど申し上げました小豆島町ふれあい配食サービス事業実施要綱では、障害者のみは対象となっておりますので、これにつきまして、各世帯に配布した方が間違っておるのかと今思いますが、なおちょっと私、ちょっともう少し研究いうんですか、ちょっと ただ、もうこの実施要綱からは、明らかに障害者だけというのは対象とならないというようなことであります。

以上です。

（14番村上久美君「議長、町長に答弁求めてください。自己負担の問題」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午後6時02分

再開 午後6時31分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（坂下一朗君） 先ほど14番議員から質問がございました件につきまして、訂正をいたしたいと思っております。「暮らしのガイドブック」、3月に発行いたしました。ページ31ページでございますが、高齢者福祉の中の配食サービスという件につきまして、訂正をいたしたいと思っておりますが、課長より説明をさせます、担当課長より。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） まず、内海で給食サービスをしている障害者、1人おいでますが、その方は高齢者でもあるということで、高齢者の方で拾って配食サービスを行っているということでございます。

それで、対象者につきましては、先ほどの小豆島町ふれあい配食サービス事業実施要綱で、「おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯または高齢者と身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者と身体障害者」ということに、これは広報でも訂正はさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） 次に、2番藤本議員。

（14番村上久美君「議長、町長の答弁ないんですかね」と呼ぶ）

町長今答弁しましたよ。

（14番村上久美君「いやいや、私が、200円の自己負担を500円で格差をつけると。しかし、町独自でそれはやるべきでないかという質問に対しての答弁がない。県の補助がなくなったから、それはもう自己負担を求めるんだと、格差をつけるんだと言われたんだけど、それでも町独自でやったらどうですかというふうな質問したわけですから、答弁要ります」と呼ぶ）

（町長坂下一朗君「担当課長が答弁いたすので」と呼ぶ）

（14番村上久美君「議長、議長。それと、さっき私、例を言ったことについても答弁きちっとしてもらわないと、説明がよくわからなかったですからね」と呼ぶ）

暫時休憩します。

休憩 午後6時33分

再開 午後6時37分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 配食サービスを利用できる方につきましては、小豆島町

ふれあい配食サービス事業実施要綱第4条に規定されております「おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者」、これは配食サービスの対象となります。「高齢者世帯または高齢者と身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者と身体障害者」、この方も配食サービスに該当いたします。

それと身体障害者夫婦とか、身体障害者のみがなぜ該当しないかということですが、このふれあい配食サービスにつきましては、先ほど申し上げましたが、在宅の高齢者等が健康で安らぎのある生活を送ることができるようにというのが目的でございますので、高齢者とのセットと言っておかしいですが、高齢者とか、高齢者と障害者とか、そういうな形ではこのふれあい配食サービスに該当するかと思います。その方につきましては、配食サービスができるということでございます。

それと、これ先ほども申し上げましたように、この事業、まだ詳細が出ておりませんので、今まだ検討中というなことは先ほども申し上げたと思いますが、いろんなほかの制度とか、いろんなことから考えて、差はつけなおかしいんじゃないかとは思いますが、なお検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 私に対しての質問で、先ほどからございましたが、今までどおりにやってほしいと、町単独では難しいというのが私の答えでございます。

議長（中村勝利君） 次、2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 私の方からは、朝からの種々先輩のオリーブ振興に関する状況なり、計画ということでいろいろありましたが、それに出てこなかったところで質問をさせていただきたいと思います。

生産量が急増した場合の対応や今後の生産量予測のシミュレーションはあるのでしょうか。

生食、油用ともに、買い入れ団体の整備とそのときの問題点はどうか。

また、国内産の産地表示等の統一基準は、小豆島の場合は全量でしたら小豆島産と打てるそうなんですけども、日本国内全部でどういうふうな基準があるんでしょうか。

それと、オリーブに使える登録農薬と、それに加えて、暫定的にマイナー植物でありますから、使用可能な農薬、経過措置農薬というんですけど、その申請状況はどうか。

っておるんですか。

農林水産課内でのオリーブ生産に係る職員の人員配置と仕事量及びほかの農林水産業務の仕事との兼務は可能かということ。オリーブ生産係いうんは3人おります。農業関係は1人です、ほかは。それはちょっと変じゃないかと。

その上ほかに、日本国内のほかの産地というのが今ぼつぼつできておりますが、そこら辺の動向いうんはどういうふうにとらえておるんでしょうか。

よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

2点目の生産量が急増した場合の対応や今後の生産量予測のシミュレーションはあるのか。また、生食用、油用ともに、買い入れ団体の整備と問題はということでございますが、オリーブの木の実がなるのは植えてから4年から5年、また経営的収量ってんですか、経営的に実がなるのは、経営的に採算が合うというのは約10年を要します。現在植えられている木の約半分は、振興のための配布苗木でございまして、まだ10年生になっておりませんが、今後成木になるにつれて次第に収穫量が増加してくるものと思われます。数字的には、今後小豆島町としまして生産量の予測を立てていかなければならないと考えております。

収量が増加した場合、生産量の問題といたしましては、栽培者に高齢者が多いことから収穫期における労働力の確保が重要となってまいります。特に、油用果実の収穫については、実を落とす振動機を使用いたしまして1班4人編成などの収穫団体の立ち上げ、また果実取引単価などにつきましては、需要と供給のバランスの上に成り立っているわけでございますが、香川県オリーブ生産組合の調べでは、平成17年度は生産者の約20トンの生産量に対して、受け入れ側業者からの希望量はその数量の約10倍と聞いておりますので、現在のところまだまだ収穫量が少ないものと考えております。参考までに、食用オリーブオイルとして、ここ10年前から輸入量としては毎年3万トン前後を推移しております。

小豆島町としての生産量予測はまだ行っておりませんが、ここ2年続きの台風などにより、予測と生産組合の実績が伴っていないのが現状でございます。収量が伸びないのは、台風などの異常気象だけでなく、栽培管理にも原因がございまして、昨年度に引き続き、今年度も普及センターと連携して、机の上だけでなく、現地指導を含め、収穫木としての

栽培指導を行っていく予定でございます。

3点目の国内産地の表示などの統一基準はどうなっているのかという点でございますが、食用オリーブ油製品の表示についての質問かと思えます。

消費者の食品表示に対する関心の高まりの中で、香川県県民参画課からは、「小豆島オリーブ」という表示をしているために純小豆島産と誤認されまして購入する消費者が存在するので、早急に自主基準の作成をするよう指導がありました。これを受けまして小豆島オリーブ協会では、平成16年に景品表示法並びにJAS法を遵守するために小委員会として自主基準策定委員会を設置いたしまして、自主基準を設けました。特に、景品表示法問題では、例えばラベル、包装紙、チラシ、ホームページなどに、小豆島とか、小豆島を連想させる表現ができる条件としては、小豆島産オリーブ油の含有量が51%以上の場合でありまして、50%未満の場合は、いかなる場合も表記できないとなっております。なお、小豆島産オリーブ油100%は、栽培から加工、製品まですべて小豆島内で製品化したものであります。ただし、小豆島とは小豆郡内を指し、豊島、小豊島を含みます。

現在、景品表示法第12条に基づきまして作成した自主基準であります「食用オリーブ油の表示に関する公正競争規約」案を香川県の県民参画課に提出し、公正取引委員会の認定を受けるための手続中と聞いております。そのため、今年の5月にはオリーブ協会に対して公正取引委員会から、小豆島オリーブ協会は何をしているのか、オリーブオイルの製造工程はどんなものか、輸入品に対して小豆島産はどれくらいあるのかなどの調査があったと聞いております。今後、関係者への連絡会や公聴会を開きまして、一般消費者、関連事業者、学識経験者、関係官庁などの意見を聞きまして、規約案が一定の要件に適合するかどうかを確認した上で認定され、官報告示になることとなります。

また、その間小豆島オリーブ協会では、県からの指導や支援を受けて公正取引委員会の認定を受けやすくするため、平成17年10月には任意団体から法人格を持つNPO法人の登記を行っております。

町といたしましても、紛らわし表示や島産オリーブのイメージをダウンさせないように、食品の表示制度を十分理解した上で、当協会に対しまして一般消費者の立場に立った自主基準の作成はもとより、製造業者などにその旨遵守するよう指導し、小豆島産のオリーブ油を安心して買っていただけることが、今後オリーブの産地化につながるものと確信をいたしております。

4点目の登録農薬と使用可能な農薬、経過措置農薬の申請状況と、5点目の農林水産課

内でのオリーブ生産にかかわる職員の人員配置と仕事量及び他の農林水産業の仕事量との兼務は可能かというご質問ですが、専門的な分野や課長の職務権限に属することですので、後ほど担当課長から答えをさせます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 2番藤本議員の4点目、5点目のご質問にお答えをいたします。

4点目の登録農薬と使用可能な農薬、経過措置農薬の申請状況についてでございますが、オリーブには果実生産用と葉の生産用に使用できる農薬とが分かれておるところでございます。また、その中にも登録農薬と、現在登録されていないが、経過措置申請により今年の7月末まで使用が可能な農薬とがあります。

果実生産用の登録農薬といたしましては、オリーブアナアキゾウムシにはスミチオン乳剤、ハマキムシ類、毛虫類にはデルフィン顆粒水和剤等、雑草防除にはラウンドアップハイロード等があります。また、登録はされてはいませんが、炭疽病予防のペンコゼブ水和剤の使用が経過措置申請により今年7月末まで使用可能となっております。一方、葉の生産用登録農薬といたしましては、ハマキムシ類、毛虫類のデルフィン顆粒水和剤、雑草防除のラウンドアップハイロードがあります。それから、登録はされてはいませんが、経過措置申請により、オリーブアナアキゾウムシにはスミチオン乳剤が今年7月末まで使用可能となっております。いずれの農薬も、それぞれ希釈倍数、使用の時期、年間の使用回数などを確認の上、使用することになっております。

なお、経過措置申請による果実生産用のペンコゼブ水和剤と葉の生産用のスミチオン乳剤の登録につきましては、経過措置期間の7月末が過ぎれば、これは予想ではございますが、恐らく登録されるのではないかと考えているところでございます。

次に、5点目の農林水産課内でのオリーブ生産に係る職員の人員配置と仕事量及び他の農林水産業務の仕事量との兼務は可能かという点でございます。

先ほど藤本議員からも言われましたように、農林水産課内のオリーブ生産係は3名配置しております。町内での植栽希望者へのオリーブの苗木の配布事業、苗木の育成管理、植栽状況の確認、栽培管理指導、植栽農地の整備事業、特定農山村総合支援事業のほか関係機関と連携をいたしまして、オリーブ関連の各種団体への対応や、またオリーブ関連のイベントなどの協力など、いろいろオリーブの植栽推進のみでなく、オリーブ関連事業全般に携わっているところでございます。

また、農林水産課業務でオリーブ関連以外の業務との兼務でございますが、現在農林水産課では、オリーブ生産係が水産関係全般を担当をいたしておりますし、また担当以外の業務につきましても、課員全員が協力することとしているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（中村勝利君） 2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 今、日本国内のほかの産地の動向といいますか、状況はどうなってるかというのをお答えなかったのと、1つ言いたいことは、17年度の池田町だけの農畜産物の売り上げが4億4,553万円、ほで去年の17年度のオリーブの売り上げが1,399万円、それだけ差があります。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 産地につきまして、日本国内の他の産地との連携、その動向につきましては、オリーブをまちづくりの素材とした産地はほかにはございません。本町がオンリーワンという考えでございますので、現時点で、国内他の産地との連携につきましては考えておりません。ご理解賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） よろしい。

議長（中村勝利君） 次、6番新名議員。

6番（新名教男君） 旧内海町の学校農園、これはオリーブ園のことですが、の教育活動上の支障があるというふうに言われておりますが、そのことについて質問します。

平成15年9月議会で旧内海町において、学校農園（オリーブ園）の管理運営について、教育上いろいろな問題が発生しているということとその当時の教育長が認識の上で、問題解決の方法を検討しているという答弁をいただいとんですが、そのいろいろな問題点というのが、特に内海の学校においてですが、例えば安田小学校という例をとりますと、1年生あたりは生活科というんがある、低学年は生活科という授業があるんです、ここでやってるわけです。それから、上学年になりますと、これは総合学習という教科があって、そこでオリーブ栽培のことをやってるわけなんです。

ところが、実際問題として、安田小学校なんかを考えると、1年生がその農園へ行って帰ってくるだけで40分かかると。大体生活科いうと2時間かけてやりよるわけです。それから、総合学習も2時間かけてやります。そうすると、通うのにそれだけ時間がかかっている。内海中学校の例を言いますと、実際やってることに20万円ぐらいもつけ

ようるそうですが、実際問題として人を雇うて耕してると。それから、教職員が本来授業をやらないかんのに、そこ行って除草をやってる、耕してる。その上に、予防に当たっては町の職員まで駆り出してやってると、オリーブ園の職員も来て助けてると。そういうような実例があります。また、星城小学校も苗羽小学校もいろいろ問題を抱えております。

そういうことについて、町長がこれを最初やろうとしたときには、オリーブを通して、教育基本法は大げさですけれども、国を愛する、それから地域を愛する、ほら大事な教育の大きな目的です。その目的のためにこれを始めたんですが、いろんな問題が出てるといいうことについて、この前のときに、問題点の解決策を検討しているところであると言うて答弁いただいておりますので、どのように検討しているのかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番議員のご質問にお答えをいたします。

旧内海町での町議会の折に、6番議員さんからのご指摘をいただいておりますオリーブの学校農園の問題であります。私といたしましても、農園の維持管理が教育活動に支障を来すことは本意ではありません。しかしながら、地域の特産物について知ること、またそして深くかかわることは、地域の誇りに触れることでありまして、郷土愛につながるものであると考えております。オリーブの島小豆島が全国に定着してきた中で、ふるさとのオリーブについて語るができる子供はすばらしいと思います。そのような観点から、学校農園の維持をしていただきたいと願っておるものでございます。

教育活動への影響を減らしていく方策につきましては、密集している木を間引いて官公庁やオリーブ公園、また栽培の畑へ移植し、作業量を減らすことや、既に幾つかの学校で行われている地域住民との共同作業をふやしていくことなどで解決できるのではないかと考えております。

このことに関しまして、教育長の方から答弁をいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

学校農園につきましては、旧内海町が推進するオリーブ振興策の一環として、町内の小学校、中学校、高等学校において学校農園を整備し、平成14年度からオリーブの栽培に取り組んだものと聞いております。

植栽当時は、栽培方法がわからなかったことに加え、除草や水やりなどの管理面で相当

な苦勞があったように聞いております。その後、年数がたつにつれて木が大きくなる一方で、生徒の数が減ったこともあり、さらに予防の作業、剪定の作業等に時間を要するなど今まで以上に手間がかかるようになってきていると聞いております。ちなみに、各学校がオリーブの管理のためにどういった時間を使い、またどれぐらいの時間を費やしたかについて、平成17年度の現状を申し上げますと、小学校においては総合的な学習、生活科の時間等を活用して、学校、学年によりばらつきございますけれども、年間5時間から約20時間ぐらい、また中学校では中間期末テストの終了の後の総合的な学習の時間、特別活動の時間等を使用して、5回の除草と2回の収穫作業を行っているようであります。なお、小学校の中には、この作業のほかに地元老人会や緑化推進会の協力を得ている学校もあると聞いております。

学校農園でのオリーブ栽培は、郷土が持つ代表的な地域資源であるオリーブについて学ぶことができ、教育面での効果は大きなものがあると考えますが、ご指摘のように、ほとんどの学校ではその管理が負担になっている実情だと聞いております。こうした状況であったこともあり、町長部局に対し協力をお願いしたところ、内海中学校の学校農園では、先ほど6番議員からご指摘ございましたように、公園緑化係とか、オリーブ公園振興公社の職員に手伝ってもらおうというような現状になっております。

しかしながら、こうした助勢をいただいても、なお教育活動面に支障があるという現状もございますので、今まで以上の協力をお願いするとともに、各学校の実情に合った学校農園そのもののあり方について、関係部署とさらに協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

また、国にあっては本年度において、ゆとりの中で生きる力をはぐくむことを理念とした現行の学習指導要領の見直しについても専門的、具体的な検討を行うということになっておりますので、この検討結果によっては、今以上に学校農園の管理が負担になる可能性も考えられますので、そちらの方の動向にも注意してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 先ほど町長が言われたように、オリーブを通して教育をすることは、もう大変な、大切なことですが、それは町長と全く同じなんです。ところが、今教育長が答えられたように、いろいろ問題がある、問題がある、それでその結果、町の職員を派遣すると、これは本末転倒と言うしかないと思っております。子供たちの教育をやるの

に、そのおぜん立てをするのに町の職員が行ってという、これはちょっとそうかなあと思うて聞っきょったんですけど、これ本末転倒もええところで。やっぱり教育というのは教育委員会がタッチする問題ではない、最終的には、教育課程の決定は校長、各学校のトップである校長が決めることなんです。助言はできますけど、教育委員会は、決定はあくまでも校長やと思います。

そういう面から考えますと、オリーブを使つての 僕は愛国心とは言いませんが、郷土愛は大事だと思います。そこで、例えばオリーブ特区で参入している企業の方たちに、その学校農園を いろいろ問題あるんです、地権者の問題がありますけど、その参入企業の方に管理をしていただいて、そこへ学校のそれぞれの子供たちがボランティアとして、年に5回ぐらいですから、20回言よったけど、そんなようけ行つとる学校多分ないと思います。5、6回までぐらいです。それやったら、そういう方法もあるんじゃないかと思ひますんで、ぜひ教育委員会サイドでも検討していただいて、子供たちがやっぱりオリーブを通して、町長も言われるように、そういう夢のある教育をしていただければ何も言うことはございませんので、ぜひ解決策を考えていただいて、実行していただきたい。また個人的にも聞きに行きますんで、ぜひ考えていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（中村勝利君） 次、15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は住民の教育や暮らしを守る立場で、2点について一般質問をさせていただきます。

最初に、教育基本法を守る教育をということで、これ大事な問題ですので少し長くなるかとは思ひますけれども、よろしくお願ひします。

政府・与党は、5月16日に教育基本法を全面的に変える改悪法案を国会に提出しました。日本共産党は廃案を求めて闘いましたが、国会閉会により継続審議となりました。政府は、この教育基本法を全面的に変える理由として、時代の要請にこたえるためと言ひています。しかし、教育基本法のどこが要請にこたえられていないのか、首相は具体的な説明を全くしておりません。

それでは、なぜ教育基本法を改定しようとしているのでしょうか。自民党は、昨年11月新憲法草案を決めました。軍隊を持たないと定めた第9条2項の削除と自衛軍を保持すると明記することで、国際的に協調して行われる活動という名目でイラク戦争のような戦

争に自衛隊が参戦できるようにしています。戦争をできる国にするためには、国民の意識を変える必要があります。2004年2月25日の教育基本法改正促進委員会の設立総会で、当時民主党の西村眞悟衆議院議員は、「お国のために命を投げ出しても構わない日本人を生み出す教育は、これに尽きる」と発言しています。また、基本法改定に熱心な一人である安倍晋三官房長官は、「家族の絆、地域社会の心の触れ合い、あるいは祖先を敬う心や日本という国を慈しむ気持ち、そしてこれらを守るために自分は戦うという覚悟を学校や家庭教育に取り戻すことが必要だ」と述べております。これらからも明らかなように、教育基本法の改定は、憲法を変えて戦争ができる国にしようとしていることと一体のものだと考えます。

教育基本法の第1条には、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっぴ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とあり、教育の目的は、一人一人の子供たちの人格の完成を目指す、発達の可能性を最大限に伸ばすことにあります。そして、前文には、日本国憲法の「理想の実現は、根本において教育の力にまつべきもの」とあります。憲法の理想を実現するのは、主権者である国民です。生きた人間がこれを実現する、それを育てるのが教育です。教育基本法改定に反対し、人格の完成を目指す教育基本法をしっかりと守ることこそ必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、政府の改定案は、教育の目標として、国を愛する態度など20に及ぶ徳目を列挙しております。そして、その目標の達成を学校や教職員、子供たちに義務づけようとしております。今回、国会で日本共産党の志位委員長の問題に対して、小泉首相も「評価するのは難しい、こういう項目は持たなくてよい」と答弁をいたしました。文部科学大臣は、「A、B、Cをつけるなんてとんでもない」とまで述べました。提案している政府のトップ自身が難しいというものを改定してまで通すことは矛盾をしています。そればかりか、愛国心を法律で定めること自体、憲法第19条の思想、良心の自由に反する行為です。

小豆島町の町内の小学校でも、通知証に愛国心の評価をする通知表が使われておりますけれども、内心の自由を侵し、問題であると考えます。町内の小学校での実態はどうなっていますか。

また、このような内心を評価することは、憲法第19条が保障した思想、良心、内心の自由を踏みにじるものであり、こういう問題のある評価は直ちにやめるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、野犬対策についてお尋ねをいたします。

町内、特に坂手、苗羽、馬木地区などで野犬が大変ふえております。そのため、町民がかまれたり、危険や恐怖を感じたり、また家屋で犬とかが入り込んでダニが発生するなどさまざまな被害や問題が起きております。そして、狂犬病の心配もあります。狂犬病は発病すると治療法がなく、100%死に至る恐ろしい病気で、日本ではここ40年ほど発生はしていませんけれども、世界的に見ますと、狂犬病がない国はほんの数カ国で、ほぼ全世界に発生をしてしております。そんな中で、日本の現状は、輸入動物の種類と数の増加、そして狂犬病の予防率の低下で再び狂犬病が発生する危険性は確実に高まってきていると言われております。

また、最近ペット可能のホテルやペンションなどがふえる中、犬を連れての旅行者もふえておりますけれども、野犬のために安心して観光や散歩ができなければ、リピーターになって再び訪れてもらえないなど、島の観光にとっても大きな問題があると思います。さらに、離していた飼い犬に散歩中の飼い犬がかまれたり、人がかまれるケースもあります。これらは行政としても放置できない問題ではないでしょうか。

現在の野犬については捕獲して減らしていくより方策はないとは思いますが、今後野犬や飼い犬による被害をふやさないためには、犬はつないで飼う、捨てない、野犬にはえさをやらないなど、町民への啓蒙、啓発が必要であると考えます。町として、広報での啓蒙や飼い主教室などの啓蒙、啓発活動に取り組み、町民の意識を高めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

また、避妊、去勢手術への補助を実施することも、意識を高め、捨て犬を減らすことにつながると思います。ぜひ実施をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番議員のご質問にお答えいたします。

第1点の教育基本法につきましてのご質問は、教育長の方から答弁をさせますので、2点目の野犬対策につきましてお答えをいたします。

野犬対策につきましてのお尋ねでございますが、狂犬病予防法では、犬の所有者は犬の登録と狂犬病の予防注射をしなければならぬと定められております。また、ペットとして犬を飼い始めたら、命ある動物の一生の面倒を見るという強い自覚と責任感が求められ

ておりますことから、途中で捨てたりせずに最後まで飼育することは当然のことです。

ご指摘のように、ここ数年来町内の野犬は増加の傾向にありまして、町も土庄保健所ともども連携を取りながらその対策を講じているところでございます。狂犬病予防法によりますと、野犬の捕獲は、知事が、県職員で獣医師の中から狂犬病予防員を任命し、捕獲することができるようになっており、町では直接捕獲することができないことになっております。

そのようなことから、町におきましては、地元から捕獲の要請があった場合は、捕獲箱をお貸しし、管理につきましても地元をお願いをいたしております。野犬が捕獲箱に入ったときは連絡をいただき、保健所へ移送しております。毎年100頭前後の野犬を捕獲いたしておりますが、なかなか目に見えては減ってまいりません。このうち捕獲箱での捕獲は約半分程度で、あとは子犬でございます。捕獲方法の検討につきましては、保健所にもお願いをしておりますが、捕獲箱以外での方法は、いろいろ条件面で難しく、歯がゆさがあります。結局は捕獲箱による方法しか現在のところ考えられません。県では、最近大型でサークル式の捕獲用のおりを所有いたしておりますので、保健所を通じて借り入れの申し入れをいたしております。これを使って、自治会などの協力をいただき、捕獲を試みる予定でございます。

一方、偏った動物愛護を唱える人たちは、近隣の迷惑などには一切かわりなく、野犬にえさを与えております。この結果、捕獲箱には入らない上に、ひどい場合には捕獲箱をひっくり返すなど妨害をされたことも多々あります。野犬にえさを与えている人を見かけたり、情報が入れば、保健所と一緒に注意やお願いに参っておりますが、そういう人たちにはなかなか聞き入れてもらえません。今後にあっても、保健所と連携し、粘り強く説得するとともに、野犬の捕獲にも関係者の協力をいただきながら取り組んでまいります。

町民への啓発活動でございますが、毎年広報3月号に犬の登録と予防注射のチラシを入れる際に、必ず犬の飼い方やふんの後始末、また放し飼いの禁止など周知をいたしております。また、これとは別に、広報本紙にも年に1回程度同様の内容の啓発文章を掲載いたしております。今後も、定期的に広報などにより啓発活動を実施してまいります。

不妊、去勢手術への補助についてでございますが、手術そのものは非常に効果的なことと考えますが、ペットの手術は特定の個人に対する給付となり、公共の利益につながるか

の判断については、住民の皆様のご理解をいただくのが難しい問題であると考えております。公的補助ではなく、住民の皆さんの公共心により行われるべきと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、教育長から答弁を願います。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 15番議員のご質問にお答えいたします。

教育基本法の改定の件につきましてですけれども、ご承知のとおり、制定から半世紀以上が経過しております。その間、教育水準の向上やとか、生活スタイルの変化、また教育を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中で、我が国の未来を切り開く教育を実現していくために、学習指導要領の改訂等がさまざまな分野から考えられているということは事実であろうかと思えます。ただ、教育基本法の改定につきましては、国会で討論されるべき問題でありますので、本議会での答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

次に、2点目の町内の小学校で愛国心の評価の件ですけれども、この愛国心の評価まず、通知表の方です。町内の小学校で、愛国心を評価する通知表と読まれるところがあるのは事実です。通知表の評価項目について、現にその言葉は使われておりますので、私の方も承知しております。通知表の評価項目の件ですけれども、これは学習指導要領が改定されるたびに、郡の校長会と各教科の研究会等とで協議されたものを各学校長の判断により採用されておりますので、15番議員が確認された小学校のほか、町内の4つの小学校でも多分同じ評価項目になっておると思えます。

次に、愛国心の評価が内心の自由を侵しているのではないかというご質問だと思えますけれども、我が国と郷土を愛する態度等は、現行の指導要領においても規定をされているところであり、その評価につきましては、各教科等の学習内容に応じて行われているところでございます。また、関心、意欲、態度の評価につきましては、平成12年12月の教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」では、「それぞれの教科の学習内容や学習対象に対して関心を持ち、進んでそれらを調べようとしたり、学んだことを生活に生かそうとしたりする資質や能力を評価するための観点である」とされております。したがって、ご質問にあります評価につきましても、各教科の学習内容に対して関心を持ち、進んでそれらを調べようとしたり、学んだことを生活に生かそうとしたりする資質や能力を評価するという考え方であると解釈しております。児

童・生徒の内心を評価するのではないかというご指摘でありますけれども、内心の自由にかかわって評価するものではなく、同時に児童の特定の価値観を強制したりするものではないと解釈しております。

なお、通知表の内容に関しましては、さきにも申しましたように、各学校の任意となっておりますが、教育委員会といたしましても、こうした基本的な考え方を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 教育長は、国会で討論されるべき問題だから答弁は差し控えるということをおっしゃいましたが、この教育基本法っていうのは、教育のもとになるというかな、これに基づいて教育を行っているわけで、教育の憲法とも言われる大事なものです。それについて答えられないっていうのは、どうなのかなあというふうに思います。

今の子供の問題です。学級崩壊とか、子供のキレや犯罪などの原因を教育基本法に求めて、家庭のしつけや愛国心にゆだねるというふうなことも言われてこの改悪が言われているわけなんですけれども、これは全く問題の本質を見誤るものであって、根拠がないと思います。教育のさまざまな問題に対しては、国連の子どもの権利委員会からも日本の過度の競争教育が批判されております。問題の根元は、教育基本法の理念に沿った教育を実施していないところにあると考えます。

今、学力世界一ということで、フィンランドの教育が注目をされていますが、フィンランドでは、以前は幼いうちから子供を振り分ける複線型の教育を行っていましたが、60年代の教育改革で、日本の教育基本法、とりわけ教育の機会均等の理念を取り入れ、それに基づいて6・3制の総合性や1クラス20人前後の少人数学級や、競争や順位づけとは無縁の教育体系を導入したそうです。その結果、1982年にはOECDが対フィンランド教育審査で総合性を高く評価したのを皮切りに、2000年、2003年の国際学力調査で好成績かつ学力格差が小さかったことが示されました。フィンランドのほかにも、フランスやブラジル、メキシコ、フィリピン、コスタリカなど日本の教育基本法を参考にした国は多いということです。今、教育基本法を改定する必要も理由もありません。教育基本法にのっとった教育行政を誠実に行うことが、自治体にも求められていると思います。

また、愛国心の評価についても、先ほども述べましたように、国会で首相がこれは難し

いと、なくてもいいんじゃないかということ言ってるわけなんです。これらを受けて、今までそれを使用していたけれども、それを取りやめる自治体もふえているということが報道をされております。先ほど学校のことは校長が決めると、教育長は助言をするということなんで、ぜひ本町でも、この愛国心の評価についてはやめるよう助言をぜひ各学校長にさせていただきたいと思います。

それから、野犬の問題ですが、これ本当に旧内海地域でかなり異常な実態になっていると思います。やっぱり行政として住民の安全を守るという意味で、住民とか旅行者も含めてですけれども、本当に何らかの手を打たないと、本当にもう異常な実態があると思います。できることは本当に何でもしていただきたいと思うわけで、避妊などへの補助は個人に行くことだからというふうなこともありましたけれども、ぜひ検討もしていただきたいと。県下では、それを実際行っている自治体もあります。効果のほどなども調べていただいて、これで少しでもその効果があるとかということであれば、検討をしていただきたいと思います。

それと、先ほど言いましたけれども、もう少し具体的な、町民を集めての飼い主教室とかそういう、広報で文書で出すだけじゃなくって、何らかの機会をとらえて、そういう飼い主教室などの啓蒙、啓発も町として、県とも協力してできないかなと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 15番議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。

小豆島町内坂手、苗羽、馬木地区、ご指摘のように野犬が以前よりふえております。担当課といたしましても、土庄保健所ともどもいろいろ対策を講じておるわけでありまして、地元からの要請にもあって、保健所の方にも今の捕獲箱以外の方法、捕獲の方法についてもいろいろ保健所に対してお願いをしてまいりました。ただ、町の中であるというようにことが最大のネックでありまして、例えば吹き矢でありますとかということもほかの捕獲方法としてあるわけですが、町の中というようにことから、保健所の方も非常にそれらを使うことについては慎重であります。ということから、先ほどの町長の答弁にもありましたように、捕獲箱以外での方法というのが非常に難しいという状況でございます。

ただ、先ほどの答弁にもありましたように、県の方で新たな捕獲のおりとありますが、さくといいますが、というのがありますので、これは1.5メートルの3メートルぐらい

で、高さが1メートル30センチぐらいのおりであります。これについては、箱でなくて、前後に出入り口が開放されておりまして、下が土のままですから入りやすいのではないかというようなことから、早速今週にも設置をしようと今の予定をいたしておるところであります。これについて効果があれば、捕獲をどんどんやっていきたいと、このように思っておるところであります。

それから、避妊と去勢の手術についてでございますけれども、県下では、8市9町のうちの5市と2町で手術に対する補助をしております。小豆島町、土庄町については、今の時点ではやっておらないわけでありまして、今の時点での補助と申しますか、これについては先ほどの答弁にありましたように、ペットというようなこともありまして、考えてはならないというところでもあります。

それから3点目、啓発活動でありますけれども、広報にも掲載をしております。また、チラシにも毎年入れておるわけでありまして、なかなかそれが、例えば犬をつないで飼うとか、登録であるとかというのはもう当然基本でありますけれども、それらもやっもらえないというご家庭もありますし、また子犬ができた場合には捨てるというようなこともあります。町の方でも、保健所の方でも、そういう場合には引き取りをしておりますから、先ほど申されましたように、飼い方の教室と申しますか、それらについては、どういう形でというのも検討の課題の一つとさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） よろしいか。

（15番鍋谷真由美君「教育長言うてない、教育長。助言してください」と呼ぶ）

教育長。

教育長（明田隆雄君） 先ほどの通知表の件に関しましては、私もちょっと全部の学校を確認してないんで、1校だけしか確認してないんですけども、あとの学校も多分同じのを使ってると思います。この件につきましては、私自身の方でまた適切な対応をとらせていただきたいと思います、そういうに思っております。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 教育基本法の今の問題で、私は町内の小学校での実態はどうかということで通告も出しておるんです。当然、全学校を調べていただけたのかなと思ってたんですけど、多分全部使ってるだろうということだと思っております、適切な対応と

言われたのかな、今。ということは、どういうことなのでしょう。私がお願いしたのは、内心の自由を侵す愛国心という項目を通知表からのけていただきたいと、それを学校長に助言をしていただきたいということを申し上げたんですが、それをしていただけると理解してよろしいのでしょうか。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 適当な対応と申しますのは、通知表の方はそれぞれの学校の方で独自につくっておりますので、私としては助言はいたしますけれども、こうなさいという指導はできませんということでお答えを申し上げたわけです。

議長（中村勝利君） 次、16番中江議員。

16番（中江 正君） 私は小豆島こどもセンターの施設整備について、1点だけしたいと思います。その間、3項目に分けて答弁をいただきたいと思います。

1つは、センター広場の活用について。現在にあって、学校統合により運動場施設がなくなり、子供たちの遊び場が問われています。地元蒲生自治会でも昨年の11月、旧池田町において教育委員会に要望をしていたところでございます。センターが休園日には広場が開放されるべきだと思います。また、広場の確保はどのように考えておられるのか。

2点目に、スクールバス乗り入れについて。バス回転場のスペースが狭く、乗降の際、特にバック時です、問題が起きている実態があり、非常に危険であり、事故につながるおそれもあるので、バス回転場と乗降の時点での安全、安心できるように整備する必要性が急務であるように思います。

3点目に、また園庭の広場は雨が降ると非常に排水が悪いため、子供たち、訪問者、保護者の方が足のやり場に迷うほどになる実情があります。そういったところで、早急に現地調査なんかも必要であると思います。子供たちが伸び伸びと健やかにはぐくむように、そして保護者が安心と安全で預けられる小豆島こどもセンターに、再度調査と整備を図るべきだと考えております。

いろいろ開業をいたしまして2年そこそこですから、問題点とか、不備な点とか、まだあると思うんですけど、常にやっぱり調査をする必要があると思いますが、この3点についてよろしくお願いたしたいと思います。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 16番議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の学校統合により遊び場がなくなった子供たちに園庭を開放してもらいたいという件でございますけれども、施設の開放でまず懸念されることは、利用する子供の事故でございます。遊具を含め、施設全般にわたる管理責任は、こどもセンターと施設設置者である町、あるいは町教育委員会にあるため、その管理責任が問われることとなります。

また、こどもセンターは、零歳児から5歳児までの乳幼児が利用する施設となっておりますので、園庭も狭く、遊具についても乳幼児専用のものしか設置されておられません。こうした状況のもとで園庭開放となりますと、施設入所対象年齢以上の児童の利用も考えられ、遊具を壊したり、入所児が楽しみに育てている花壇の花やセンター農園の野菜を傷めるようなことがあるかもしれません。また、時にはボール遊び等により、施設そのものを傷つけられることも考えられます。

このようなことからいたしますと、ご希望の趣旨は十分に理解できますけれども、施設職員がいない休園日の施設開放は難しいと考えざるを得ないと思っております。なお、このことにつきましても、旧池田町においても、文教厚生委員会等でいろいろ協議がなされており、その折にも同様の理由により、開放は難しいのではないかと答弁してきたということを伺っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目の登所、さらに、特に幼稚園の2時の退所時の安全確保だろうと思うんですけれども、その件についてのご質問でありますけれども、このことについては、さきに開催されました新町における条例の説明時に16番議員からのご指摘があり、早速現地と状況の確認を行うとともに、このことについてセンターの職員とも話し合いを持っております。

登所、退所の状況を説明いたしますと、4歳児、5歳児はスクールバスによることとし、3歳児以下は保護者の送り迎えを原則としております。スクールバスについては、中山、三都、東浦の3台で送迎に当たっており、決められた時間の登所、退所となります。時には、スクールバスと保護者の車両がセンター正門門扉の前の駐車場に集中するというようになっておるのも見てきております。

ご指摘のように、駐車場とスクールバスの回転スペースが十分にあるわけではなく、スクールバス3台のうち2台が大型車になっているため、どうしてもそのバスの後ろを入所児が通ることになります。このような状況を見られてのご質問かと思いますが、こどもセンターといたしましても、これまでもスクールバスの担当職員を決めてバス及び入所児の

誘導に当たる。来客用駐車場にコーンを置いてスクールバスの回転スペースを確保する。保護者は子供の手を絶対に離さず園庭に入れ、送りのときですね。それから、帰りは門のところから車に乗せるまで手を離さないこととするなど、一定の取り決めのもとに安全対策に取り組んでまいりました。その後、教育委員会とセンターとで話し合う中で、これまでのルールの徹底に加えて、スクールバスの運転手間で時間調整をしてセンター到着時間をずらす。スクールバスの到着時間を避けた登・退所を保護者にお願いすることとし、保護者の皆さんに、より以上の理解と協力をお願いするなど、センター職員と一緒に、安全確保に努めることとしております。

なお、現来客用駐車場の拡張についてでありますけれども、ご提案のあった一段下がった部分というのは、国土交通省が所有する道路用地となっておりますし、このほかに取り込む用地もありませんので、駐車スペースを広げることはできない状況にあります。

3点目の園庭広場のぬかるみについてでありますけれども、このことについても、16番議員から既にお聞きいたしておりますし、センター職員からも聞いております。雨が降りますとどこの運動場も同じような状態になるものと考えますが、ご提案のように、こどもセンターの排水状況は他の施設に比べてどうなのかということについて再調査を行ってみたいと思っております。その結果によっては、問題を解消することにより教育環境の改善に努めなければなりません。園庭全体にわたる排水機能を高めることは、財政的に言ってもなかなか困難な面がございますので、広場の中の雨水が集中する正面玄関門扉付近の排水対策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中村勝利君） よろしい。

16番中江議員。

16番（中江 正君） 今、3点について答弁をいただきました。検討段階に入るということで、非常にありがたく思っております。

いずれにしても、このスクールバスについては、対応策はできると思うんです。時間帯を時差するとか、そういうことでできると思うんです。僕も現地行って状況をちょっと見ましたら、1台だったらスムーズに回転できると。2台になったら、時間が重なると2台がスムーズに回転できないということになっていきます。これは解決できると思います。

一番最初の施設の広場です。非常に昨年ですかね、小豆島こどもセンターの視察、県外

視察の方がかなり来られました。そんなん、子供たちの広場、遊び場いうんが園庭しかない、子供の数からいけば園庭しかないいうんで、非常に軽快さが無いということ指摘してありました。例えば、社会教育でも何でもいいんですけど、広場がその付近に、ちょっとこうした軽快なスポーツができる、遊具施設は別ですけど、広場がちょっと欲しいなあ。子供さん、孫さんを連れて軽いボールけりをしたり、受け取ったりすることができるような広場、そこへこどもセンターの子供たちが先生方と一緒に同伴されてそこへ、今の園庭、広場よりは少し広いスペースの広場が欲しいなあという部分が、今父兄の中でも話されとるわけですけど。そういう社会教育的に広場を設置していただきたいという自治会の願いでございます。管理運営をせえといった場合には、なかなかできるもんじゃあないし、そんなんもやっぱり町主体で、社会教育的な広場を設置していただけんかなあ、このように思っておりますが、いかがなものでしょうか。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） ご意見の趣旨はわかりますけれども、ちょっと教育委員会の方は予算持ってませんのでなかなか難しいんでないかと思うんですけども、また どこと相談するん、こんなんは。

（「企画財政課」と呼ぶ者あり）

企画課か、そうなんか、内部の方でまた相談させて……。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） はい、最後に意見だけなんですけど、意見です。

社会教育と学校ということで、センターと地元とタイアップして何とかその付近あたりに広場を設置していただきたいなあという希望でございます。

以上、終わります。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第3 「議案第22号・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から「議案第35号・平成18年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」に対する質疑、討論、採決及び委員会付託

議長（中村勝利君） 次、日程第3、「議案第22号・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から「議案第35号・平成18年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」に対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

審議の方法であります。この際1議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案については関係常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。

それでは、1議案ごとに審議を行います。

最初に、議案第22号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

この際、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第22号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第23号小豆島町障害程度区分認定委員会の委員の定数を定める条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第 2 3 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 3 号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第 2 4 号字の区域の変更について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

議案第 2 4 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 4 号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第 2 5 号平成 1 8 年度小豆島町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については総務常任委員会に付託し、総務常任委員会は、教育民生常任委員会と建設経済常任委員会に分割付託して審査をしていただくことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は総務常任委員会に付託し、総務常任委員会は、教育民生常任委員会と建設経済常任委員会に分割付託して審査をしていただくことに決定されました。

なお、分割受託審査を行った教育民生常任委員会と建設経済常任委員会は、総務常任委員会に報告をお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、議案第26号平成18年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第27号平成18年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第28号平成18年度小豆島町老人保健事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第29号平成18年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第30号平成18年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第31号平成18年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第32号平成18年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は建設経済常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第33号平成18年度小豆島町水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については建設経済常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は建設経済常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第34号平成18年度小豆島町病院事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（中村勝利君） 次、議案第35号平成18年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

本日各委員会に付託しました議案の審査報告は、7月11日の本会議にお願いします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は7月11日火曜日に会議を開きます。

なお、会議時間につきましては、7月4日に開催されます議会運営委員会で決定した後  
通知をいたします。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後7時56分